

令和元年度

包括外部監査結果報告書

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」
～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～
について

倉敷市包括外部監査人
壺 田 周 彦

目 次

第1章 外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の対象	1
(1) 監査対象（選定した特定の事件）	1
(2) 監査対象年度.....	1
3. 監査テーマの選定理由.....	1
4. 実施した監査の方法.....	3
5. 監査の結果	4
6. 監査の体制	4
7. 監査実施期間	4
8. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要.....	5
1. 地方創生	5
2. 倉敷みらい創生人口ビジョン.....	5
(1) 倉敷みらい創生人口ビジョンの位置付け.....	5
(2) 人口動向の分析.....	6
(3) 目指すべき将来の方向.....	11
(4) 人口の将来展望.....	15
＜指摘事項1 倉敷みらい創生人口ビジョン、倉敷みらい創生戦略の目標値と実績値の乖離について＞	18
3. 倉敷みらい創生戦略.....	18
(1) 戦略策定の趣旨.....	18
(2) 戦略の策定・構成.....	19
(3) 戦略策定にあたっての視点.....	20
(4) 戦略の4つの基本目標.....	21
＜指摘事項2 KPI に対する具体的な事業の策定について＞	27
4. 倉敷みらい創生事業費.....	27
5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況）	28
(1) 数値目標の進捗状況.....	28
(2) KPI の進捗状況	29
(3) 地方創生等特別委員会への報告状況.....	31
＜意見1 地方創生等特別委員会の運営について＞	32
(4) 数値目標、KPI 設定の経緯	32
＜指摘事項3 KPI のアウトカム指標の設定について＞	36

<指摘事項 4 PDCA サイクルの A (Action) の実施について>	36
<意見 2 所得以外の基本目標における数値目標について>	36
<意見 3 倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について>	37
<意見 4 KPI の目標値の修正について>.....	37
<意見 5 KPI の進捗管理について>.....	37
第 3 章 監査対象事業一覧.....	38
Ⅰ. 地域産業の競争力強化.....	38
Ⅱ. 魅力ある雇用の場の創出.....	39
Ⅲ. 地元就職の促進.....	39
Ⅳ. 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大.....	40
Ⅴ. 地域活性化のための ICT 活用.....	40
第 4 章 働く場を創るまち倉敷.....	43
Ⅰ 地域産業の競争力強化.....	43
1. 企業誘致推進事業.....	43
(1) 概要	43
(2) 実績	49
(3) 指摘事項及び意見.....	51
<指摘事項 5 パンフレット等に使用するイラストの確認について>	51
<意見 6 補助金交付後の確認について>	51
<意見 7 対象企業、投資額要件等の細分化について>	51
<意見 8 情報通信業事業者の誘致事業について>	52
2. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業.....	52
(1) 概要	52
(2) 実績	54
(3) 指摘事項及び意見.....	56
<意見 9 くらしきベンチャーオフィス家賃の支払い方法について>	56
3. 中小企業振興支援事業.....	56
(1) 概要	56
(2) 実績	57
(3) 指摘事項及び意見.....	58
<意見 10 中小企業振興支援事業の周知、利用の促進について>	58
4. くらしき地域資源活性化事業.....	59
(1) 概要	59
(2) 実績	60
(3) 指摘事項及び意見.....	62
<意見 11 国内販路開拓支援の公募型プロポーザル参加企業の増加について>	63

<意見 12 国内販路開拓支援の成果目標を設定について>	63
5. がんばる中小企業応援事業.....	63
(1) 概要	63
(2) 実績	69
(3) 指摘事項及び意見.....	71
<意見 13 利用実績の低調な事業について>	71
6. 高梁川流域地域資源活用推進事業.....	72
(1) 概要	72
(2) 実績	74
(3) 指摘事項及び意見.....	76
<意見 14 収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値について>	76
<意見 15 成約件数、成約金額等のアウトカム指標の設定について>	76
7. 産学共同研究事業.....	76
(1) 概要	76
(2) 実績	77
(3) 指摘事項及び意見.....	77
<指摘事項 6 研究費の使途について>	78
<指摘事項 7 備品台帳について>	78
<指摘事項 8 特許権等の取り扱いについて>	78
<指摘事項 9 研究結果の公表について>	79
<意見 16 委員の選定について>	79
8. 地産地消推進事業.....	79
(1) 概要	79
(2) 実績	80
(3) 指摘事項及び意見.....	80
9. マスカット生産新規就農者支援事業.....	80
(1) 概要	80
(2) 実績	81
(3) 指摘事項及び意見.....	81
10. 農地中間管理事業.....	81
(1) 概要	81
(2) 実績	82
(3) 指摘事項及び意見.....	83
11. ほ場整備事業（農業基盤整備促進事業）	83
(1) 概要	83
(2) 実績	83

(3) 指摘事項及び意見.....	84
12. 農産園芸振興対策費補助事業.....	84
(1) 概要	84
(2) 実績	91
(3) 指摘事項及び意見.....	92
13. 農業経営基盤強化促進事業.....	92
(1) 概要	92
(2) 実績	93
(3) 指摘事項及び意見.....	93
14. 稚魚等放流・栽培漁業振興事業.....	93
(1) 概要	93
(2) 実績	94
(3) 指摘事項及び意見.....	94
15. 倉敷市まちづくり基金事業.....	95
(1) 概要	95
(2) 実績	98
(3) 指摘事項及び意見.....	102
＜意見 17 消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について＞	102
16. 次世代施設園芸研修事業.....	102
(1) 概要	102
(2) 実績	103
(3) 指摘事項及び意見.....	103
＜意見 18 応募者の選定の文書決裁について＞	103
Ⅱ 魅力ある雇用の場の創出.....	104
1. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）	104
2. がんばる中小企業応援事業（再掲）	104
3. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業.....	104
(1) 概要	104
(2) 実績	104
(3) 指摘事項及び意見.....	105
＜意見 19 市と受講者の SNS 利用について＞	106
4. 町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業.....	106
(1) 概要	106
(2) 実績	106
(3) 指摘事項及び意見.....	107
5. 倉敷市まちづくり基金事業（再掲）	107

6. 新規就農サポート事業.....	108
(1) 概要	108
(2) 実績	109
(3) 指摘事項及び意見.....	109
＜指摘事項 10 ホームページの更新について＞	109
Ⅲ 地元就職の促進	110
1. 高梁川流域就職面接会等開催事業.....	110
(1) 概要	110
(2) 実績	110
(3) 指摘事項及び意見.....	112
2. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）	112
3. がんばる中小企業応援事業（再掲）	112
4. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業（再掲）	112
5. 奨学金給付貸付事業.....	112
(1) 概要	112
(2) 実績	115
(3) 指摘事項及び意見.....	117
＜意見 20 返還一部免除型貸付の資格証明について＞	117
＜意見 21 貸付金の返還方法について＞	117
＜意見 22 遅延損害金の徴収について＞	117
Ⅳ 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大.....	118
1. がんばる中小企業応援事業（再掲）	118
2. 男女共同参画推進センター事業.....	118
(1) 概要	118
(2) 実績	119
(3) 指摘事項及び意見.....	119
＜意見 23 貸会議室の申し込み方法について＞	119
＜意見 24 男女共同参画推進センターの開館時間等について＞	120
3. 障がい者就業・生活支援センター事業.....	120
(1) 概要	120
(2) 実績	120
(3) 指摘事項及び意見.....	123
4. 生活困窮者自立相談支援事業.....	123
(1) 概要	123
(2) 実績	123
(3) 指摘事項及び意見.....	124

<意見 25 情報セキュリティ対策について>	124
5. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）	124
6. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業（再掲）	124
7. 高梁川流域保育士確保対策事業.....	124
(1) 概要	124
(2) 実績	126
(3) 指摘事項及び意見.....	126
V 地域活性化のための ICT 活用.....	127
1. 高梁川流域 ICT 利活用推進事業.....	127
(1) 概要	127
(2) 実績	128
(3) 指摘事項及び意見.....	128
<意見 26 事業の自走化について>	129
2. がんばる中小企業応援事業（再掲）	129
VI その他	130
1. 高梁川流域学校事業.....	130
(1) 概要	130
(2) 実績	132
(3) 指摘事項及び意見.....	132
<指摘事項 11 補助対象経費が全て委託費の事業について>	132
2. 高梁川流域移住交流推進事業.....	133
(1) 概要	133
(2) 実績	133
(3) 指摘事項及び意見.....	134
<意見 27 入札参加事業者の増加促進について>	135
<意見 28 委託先への就職について>	135
<意見 29 短期型インターンシップの実施時期について>	135
3. 商業活性化事業	135
(1) 概要	135
(2) 実績	143
(3) 指摘事項及び意見.....	153
<意見 30 商業活性化事業補助金の今後について>	154
<指摘事項 12 法人の市税納税証明書の確認について>	155
<意見 31 補助対象者と店舗貸主との親族関係等の確認書類について>	155
<指摘事項 13 補助対象事業の書類の受理について>	155
4. 水島港振興事業	156

(1) 概要	156
(2) 実績	156
(3) 指摘事項及び意見.....	157
5. EV 化対応等新技術・新製品開発促進事業	157
(1) 概要	157
(2) 実績	158
(3) 指摘事項及び意見.....	159
6. 創業者支援融資事業.....	159
(1) 概要	159
(2) 実績	162
(3) 指摘事項及び意見.....	164
7. 暮らしき「個性と魅力」発信事業.....	164
(1) 概要	164
(2) 実績	165
(3) 指摘事項及び意見.....	165
8. 高梁川流域企業連携型研究開発事業.....	166
(1) 概要	166
(2) 実績	168
(3) 指摘事項及び意見.....	169
＜意見 32 制度の見直しについて＞	169
9. 高梁川流域経済成長戦略推進事業.....	170
(1) 概要	170
(2) 実績	170
(3) 指摘事項及び意見.....	171
10. 高梁川流域「産地連携」推進事業.....	171
(1) 概要	171
(2) 実績	171
(3) 指摘事項及び意見.....	172
11. 高梁川流域ジュニアジーンズソムリエ事業.....	172
(1) 概要	172
(2) 実績	172
(3) 指摘事項及び意見.....	172
12. 高梁川流域次世代経営者塾事業.....	173
(1) 概要	173
(2) 実績	174
(3) 指摘事項及び意見.....	174

13. 高梁川流域未来人材育成事業.....	175
(1) 概要	175
(2) 実績	179
(3) 指摘事項及び意見.....	179
＜意見 33 公表内容の充実について＞	179
14. 高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業.....	180
(1) 概要	180
(2) 実績	181
(3) 指摘事項及び意見.....	183
＜意見 34 隊員の市の定住について＞	183
15. ぐらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業.....	184
(1) 概要	184
(2) 実績	184
(3) 指摘事項及び意見.....	185
16. 就労継続事業所経営支援事業.....	185
(1) 概要	185
(2) 実績	185
(3) 指摘事項及び意見.....	186
17. 保健医療団体支援事業.....	186
(1) 概要	186
(2) 実績	187
(3) 指摘事項及び意見.....	189
＜指摘事項 14 奨学金貸付金の遅延利息について＞	190
＜指摘事項 15 補助金要領の整備について＞	190
＜意見 35 くすのき会への補助金について＞	190
18. ふるさと就職促進事業.....	190
(1) 概要	190
(2) 実績	190
(3) 指摘事項及び意見.....	191
19. 高梁川流域働き方改革啓発事業.....	191
(1) 概要	191
(2) 実績	192
(3) 指摘事項及び意見.....	192
20. ぼっけーうめえ農林水産品事業.....	192
(1) 概要	192
(2) 実績	193

(3) 指摘事項及び意見.....	193
21. 地域担い手育成総合支援事業.....	193
(1) 概要	193
(2) 実績	194
(3) 指摘事項及び意見.....	194
<意見 36 農産物 PR 事業の事業間連携について>	194
22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業.....	194
(1) 概要	194
(2) 実績	196
(3) 指摘事項及び意見.....	196
<意見 37 新品種の普及促進について>	197
<意見 38 既存品種の活用について>	197
<意見 39 マスカット・オブ・アレキサンドリアの普及促進について>	197
23. 民間保育所保育士宿舎借り上げ支援事業.....	198
(1) 概要	198
(2) 実績	199
(3) 指摘事項及び意見.....	199
<意見 40 市外出身者の定義について>	199
<意見 41 対象保育士の要件について>	199
24. 民間保育所保育体制強化事業.....	199
(1) 概要	199
(2) 実績	200
(3) 指摘事項及び意見.....	200
25. 民間保育所保育補助者雇上強化事業.....	201
(1) 概要	201
(2) 実績	201
(3) 指摘事項及び意見.....	201
26. 公立保育所等環境整備事業.....	202
(1) 概要	202
(2) 実績	202
(3) 指摘事項及び意見.....	202
27. 生活困窮者家計相談支援事業.....	202
(1) 概要	202
(2) 実績	203
(3) 指摘事項及び意見.....	203
28. 住居確保給付金給付事業.....	203

(1) 概要	203
(2) 実績	204
(3) 指摘事項及び意見.....	205
29. 生活困窮者等就労準備支援事業.....	205
(1) 概要	205
(2) 実績	205
(3) 指摘事項及び意見.....	205
30. ホームレス自立支援事業.....	206
(1) 概要	206
(2) 実績	206
(3) 指摘事項及び意見.....	206
31. くらしき男女共同参画フォーラム開催事業.....	206
(1) 概要	206
(2) 実績	207
(3) 指摘事項及び意見.....	207
＜意見 42 フォーラムの開催方法について＞	207
32. 女性活躍推進事業.....	208
(1) 概要	208
(2) 実績	208
(3) 指摘事項及び意見.....	208
第 5 章 総括	209

第 1 章 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の第 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

(2) 監査対象年度

平成 30 年度

ただし、必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

我が国においては、人口減少、少子高齢化、地方圏から大都市圏への人口集中に歯止めがかからない状況である。内閣府によれば、少子高齢化、人口減少による影響を「経済規模の縮小」「基礎自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化」「社会保障制度と財政の持続可能性」「理想の子ども数を持たない社会」をあげている。

このような状況に対応するため、国では平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定した。これを踏まえ、市は平成 27 年 9 月に「倉敷みらい創生人口ビジョン」「倉敷みらい創生戦略」を策定している。

「倉敷みらい創生人口ビジョン」においては、市の将来の目指すべき人口目標を設定しており、市の人口等に関する分析・傾向は以下のとおりである。

- ・現在は微増傾向であるが、平成 31 年に 485,812 人（推計値）をピークに減少する。
- ・転入者は増加傾向にある。
- ・出生者数は 4,000～5,000 人の一定数の横ばいであるが、老年人口の増加により死亡者は増加傾向であり、自然増の人数を押し下げている。

- ・合計特殊出生率は 1.61 であり、国、岡山県平均の 1.43、1.49 を上回る。
- ・産業別就業者数は、男性では製造業・建設業等、女性は医療・福祉の就業割合は高いが、今後の成長産業と見込まれる情報通信産業の特化係数が低い。
- ・平成元年と平成 52 年で比較すると、生産年齢人口割合は 69.3%から 58.1%へ減少、年少人口は 19.7%から 12.9%へ減少、老年人口は 11.0%から 29.0%へ増加する見込みであり、経済生産活動の世代が縮小する。

「倉敷みらい創生人口ビジョン」を「倉敷みらい創生戦略」策定の指針とし、「倉敷みらい創生戦略」は 4 つの目標「結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷」「ひとを惹きつけるまち倉敷」「働く場を創るまち倉敷」「安心なくらしを守り、地域をつなぐまち倉敷」を掲げている。

各目標に対する施策の概要は以下のとおりである。

①結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷

- ・希望する人への結婚支援
 - ・妊娠、出産、子育ての支援と安心確保
- 等

②ひとを惹きつけるまち倉敷

- ・倉敷への移住定住の促進
 - ・豊かな自然と伝承文化の継承
- 等

③働く場を創るまち倉敷

- ・魅力ある雇用の場の創出
 - ・女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大
- 等

④安心なくらしを守り、地域をつなぐまち倉敷

- ・健康寿命の延伸
 - ・コンパクトシティの推進と既存ストックのマネジメント強化
- 等

- ①について、市は、晩婚化が進んでいるものの、平均初婚年齢が低く、合計特殊出生率は全国平均を上回っている。
- ②について、市は、近年は転入超過の状況である。
- ③について、市へ就職するための転入は多い一方で、市内高等教育機関では 8 割を上回る卒業生が、市外で就職しており、人口流出の一因となっている。また、情報通信業に従事する人が少ないことも課題となっている。
- ④について、市は、約 4 人に 1 人が高齢者であり、公共施設の維持管理、公共交通の再整備等が課題である。

近年は少子・高齢化の対策として、厚生労働省が高齢者雇用対策を実施しており、高齢者の多様な就業機会の確保が重要な課題となっている。また女性雇用者は増加しているものの、就業を希望していながら働いていない女性、第一子出産を機に離職する女性は依然として多い状況である。加えて、夫婦にたずねた理想的な子ども数は 2.42 人であるものの、理想的な子ども数を達成できない理由に、経済的な理由があげられている。（厚生労働省）

以上のような社会情勢、上述の市の特性や、「倉敷みらい創生戦略」の地域創生に取り組むにあたっての喫緊の課題として「しごと」をあげていることから、「倉敷みらい創生戦略」の目標のなかでも、「働く場を創るまち倉敷」が最も重要である。

4. 実施した監査の方法

独立の立場（第三者的な立場）で市行政を監査し、不効率な点などを指摘することにより、市の限られた財源の有効かつ効率的な活用及び組織の適正人員化並びに経費削減等を推し進め、最少のコストで最大限の効果を発揮できるように行政サービスに資する提言を行うために財務監査の視点から、監査を実施した。また、行政改革への寄与、経済性・効率性・有効性等の視点からの監査も実施した。

具体的には、下記の着眼点に沿って監査を実施した。

- ① 各事業の財務に関する事務手続は、法令・規則等に準拠して適切に行われているか。

- ② 各事業の工事、修繕、委託、物品購入等の契約事務は適切に行われているか。
また、支出自体が適切なものとなっているか。
- ③ 各事業の事務の執行が経済性、効率性を考慮して行われているか。
- ④ 各事業の効果が現実的に表れているか、不必要な事業となっていないか。
- ⑤ 各事業が必要としている市民に十分に浸透、活用されているか。
- ⑥ 市民が必要としている事業が行政サービスとして適切に提供されているか。

5. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

6. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	柏野	聡太郎
補助者	公認会計士	林	英夫

7. 監査実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 1 年 12 月 6 日まで

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

1. 地方創生

地方創生についての明確な定義はないが、一般的には、国内の地方がそれぞれの特徴を活かし、自律的・持続的な社会を形作り、地方の活性化を目指すことをいう。

また、首相官邸のホームページにおいて、地方創生について、以下のように宣言している。

「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指します。」

日本は少子高齢化が進んでおり、今後さらに少子高齢化・人口減少が進むと想定されている。少子高齢化・人口減少が進んでいる地方において、将来にわたって活力ある社会を維持するため、さらには地方創生を達成するために、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の人口目標等の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定した。

2. 倉敷みらい創生人口ビジョン

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、市においても「倉敷みらい創生人口ビジョン」を策定した。この倉敷みらい創生人口ビジョンは、市のこれまでの人口推移に関する現状分析や今後の人口推計に基づき、将来の目指すべき人口目標を設定することを目的としたものである。

(1) 倉敷みらい創生人口ビジョンの位置付け

倉敷みらい創生人口ビジョンは、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの5ヵ年を計画期間とし、市がまち・ひと・しごと創生に向け戦略的に取り組むた

めの基本目標や基本方針、具体的施策を盛り込む「倉敷みらい創生戦略」を策定するにあたっての指針と位置付けている。

(2) 人口動向の分析

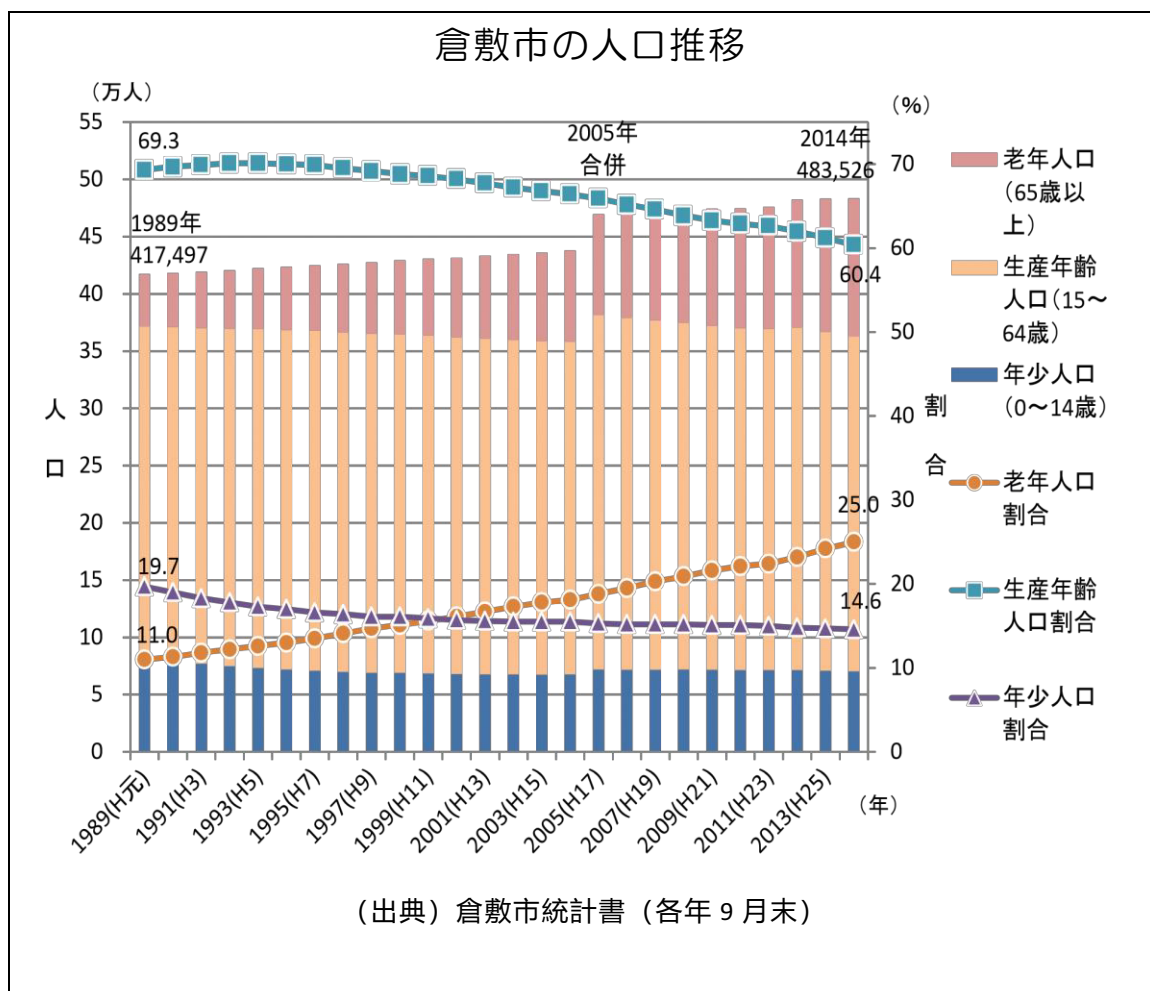
①人口推移

(1) 倉敷市の人口推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（以下「地域別将来推計人口」という。）では、倉敷市も 2010（平成 22）年の 47 万 6 千人をピークに減少に転じ、2025（平成 37）年に 46 万 2 千人、2040（平成 52）年には 42 万 3 千人になると推計されています。

しかし、倉敷市の人口は、2015（平成 27）年 3 月末時点で、483,537 人となり、社人研の地域別将来推計人口に比べ 8,000 人程度多くなっており、その推移についても、1989（平成元）年以降、毎年平均 2,600 人程度増加し、現在に至るまで微増状態を維持しています。ただし、増加数は、この 3 か年では年 400～700 人程度と減少傾向となっています。

次に、人口区分別に 1989（平成元）年と 2014（平成 26）年の割合を比較すると、老年人口（65 歳以上）が、11.0%から 25.0%へと 14.0 ポイントの増加に対し、年少人口（0 ～14 歳）は、19.7%から 14.6%へと 5.1 ポイント減少、生産年齢人口（15 ～64 歳）は、69.3%から 60.4%へと 8.9 ポイント減少しています。



(出所:「倉敷みらい創生人口ビジョン」2～3 ページ)

【現状分析】

2018 (平成 30) 年 9 月末における市の人口は、482,530 人となっており、2014 年 (平成 26) 9 月末の人口 (483,526 人) と比して、微減となっている。

また、2018 (平成 30) 年 9 月末時点における老年人口割合は 27.0%、年少人口割合は 14.0%、生産年齢人口割合は 59.0%となっており、倉敷みらい創生人口ビジョン策定時より、さらに少子高齢化が進んでいる状況となっている。

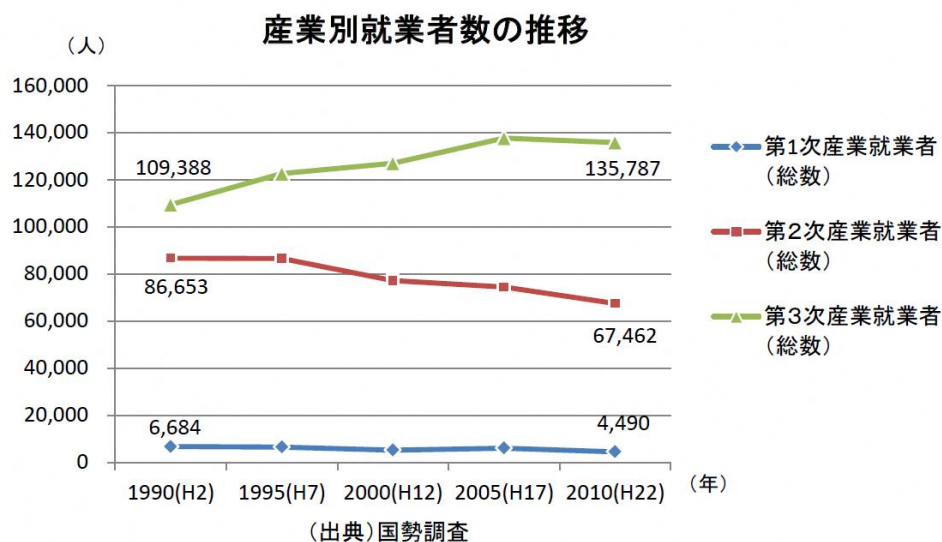
②産業別就業者数の推移

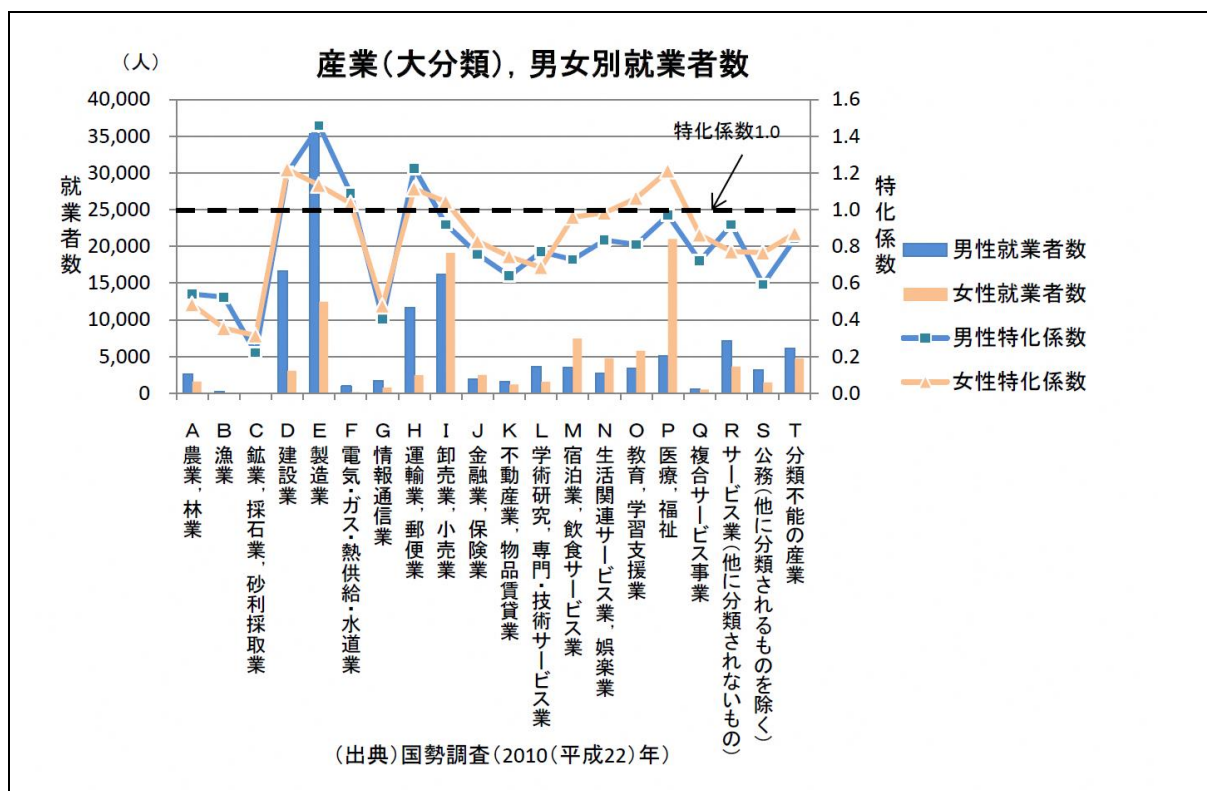
(4) 産業別就業者について

第1次産業から第3次産業の就業者数では、1990（平成2）年と2010（平成22）年の20年間の比較で第2次産業就業者は22%減少し、逆に第3次産業就業者が24%増加しています。

また、産業、男女別の就業者数では、男性は製造業、建設業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順に多く、女性は医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業の順に多くなっています。年齢階層、産業別就業者割合をみても、先ほどの産業、男女別の就業者数で上位の産業分野は、概ね幅広い年齢階層で雇用の受け皿となっています。

さらに、産業の「特化係数」（比較対象とする産業で全国の就業者割合とその地域での就業者割合を比べたもので、1より高いとその地域では対象の産業に特化しているといえる）で特に高い産業は、男性では製造業、建設業、運輸業・郵便業が高く、水島臨海工業地帯に代表される製造業の集積やそれに伴う製品等の輸送の需要、また倉敷市が交通の要衝であることなどが影響していると考えられます。女性では、医療・福祉、建設業が高くなっており、倉敷市の恵まれた医療環境が雇用の大きな支えとなっていることがうかがえます。一方、今後の成長が見込まれる情報通信産業の特化係数が低くなっていることが、倉敷市の課題と捉えることができます。





(出所：「倉敷みらい創生人口ビジョン」10～11 ページ)

【現状分析】

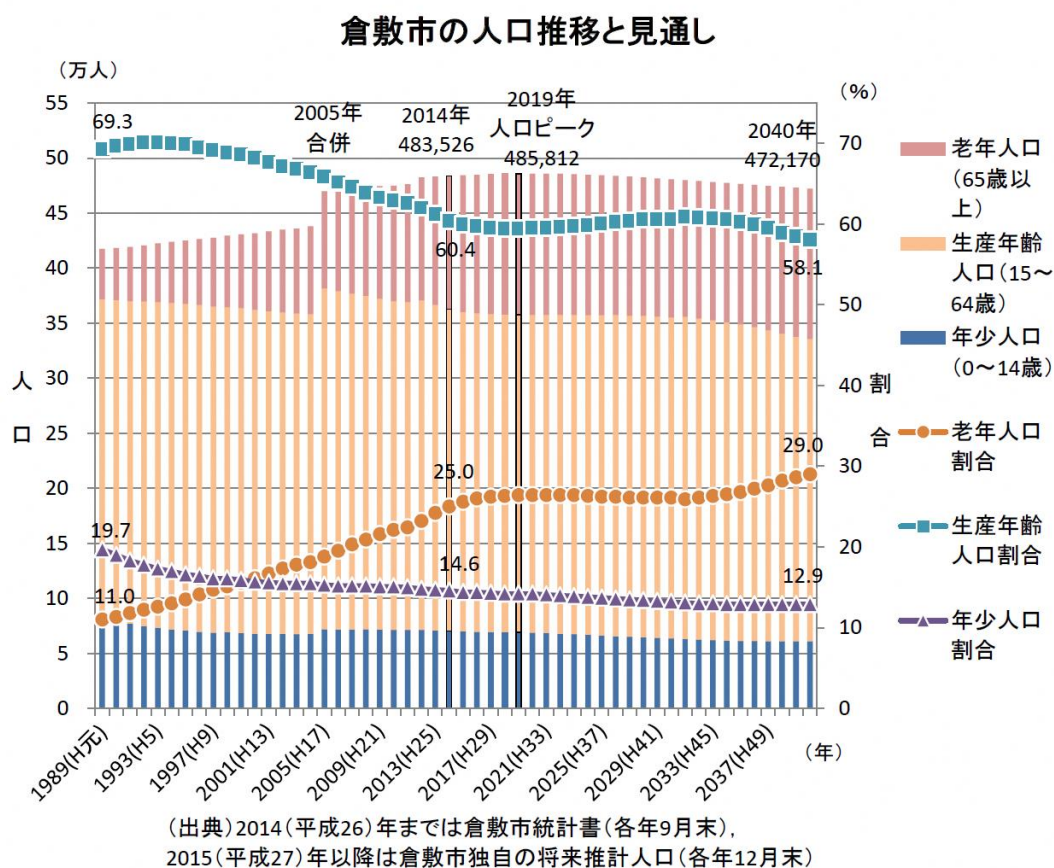
平成 27 年の国勢調査の結果によると、市の 15 歳以上の就業者数は、男性就業者数 121,556 人、女性就業者数 97,240 人となっており、女性の割合が少ない状況となっており、女性が働きやすい環境を整備することにより、女性の就業者数を増やす施策が必要と思われる。

また、倉敷みらい創生人口ビジョンにもあるように今後の成長が見込まれる情報通信産業の特化係数が低くなっており、このため、市は情報通信技術（以下「ICT」という。）分野において、産業育成・成長に力を入れている状況にある。具体的には、地域活性化のために ICT 利活用推進事業に取り組んでおり、ICT の活用を牽引する人材・ビジネスを創出・育成することを目指している。また、ICT を利活用した新しい働き方や企業への取組を推進している。その結果、重要業績指標（以下「KPI」という。）である「ICT 人材育成数」は目標値である 18 人を大幅に超え、平成 30 年度で 46 名となり、また、KPI である「小規模事業者 IT 活用販売促進助成を活用して e コマース等販路開拓に取り組んだ事業者数」についても、目標値 50 件に対して、実績 64 件と目標を大きく超える結果となっている。

③将来人口の推計と分析

(1) 倉敷市の将来人口

倉敷市が社人研の将来推計人口の手法を基に、大規模な住宅開発や近年の出生率や移動率等の動向などの倉敷市の地域性を考慮して行った独自の推計（以下「倉敷市独自の将来推計人口」という。）では、倉敷市の人口は、2019（平成 31）年の 485,812 人をピークに、2030（平成 42）年に 480,614 人、2040（平成 52）年には 472,170 人に減少する推計値となっています。



(2) 人口構成の問題

人口減少の局面になること以外に、年齢による3区分の構成比（14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口）の変化も将来を考えるうえで、重要な要素となってきます。1989（平成元）年と倉敷市独自の将来推計人口による2040（平成52）年で比較すると、生産年齢人口割合は69.3%から58.1%へ11.2ポイントの減少、年少人口も19.7%から12.9%へ6.8ポイント減少するのに対し、老年人口

は 11.0%から 29.0%へ 18.0 ポイント増加します。このことは、まずは経済の生産活動を主に支える世代が縮小し、更にその先を担う世代も縮小していくということです。つまり、すでに倉敷市の将来人口を先細りさせる人口構成に近づいていることを示しています。

(出所：「倉敷みらい創生人口ビジョン」13～14 ページ)

【現状分析】

上述の倉敷みらい創生人口ビジョンにおける推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年推計データをもとに市独自の修正を行うことにより、算出しているため、国立社会保障・人口問題研究所の推計データより高い値で推移しているが、将来的には人口が減少することが見込まれている。なお、国立社会保障・人口問題研究所の平成 30 年推計データによると、2030 年には 464,266 人、2040 年には 443,733 人まで人口が減少する見込みとなっており、それに伴い、少子高齢化がより進むことが見込まれている。高齢者の割合が増加していく中で高齢者の知識・経験などを地方創生に活かしていくことが必要である。

(3) 目指すべき将来の方向

①倉敷市の取組の基本的視点

(1) 人口が増加しているこの機を逃すことなく

人口問題は、行政による取組のみで改善することは難しいものと考えます。また、結婚や出産、住まいや職業などは、あくまで市民の皆さまの希望と選ぶ権利の上に成り立っているものであることから、その点を十分に配慮したうえで、行政と市民の皆さまとの認識の共有が最も重要になります。そのうえで、行政・市民・企業・民間団体等が一体となって取り組む土壌の醸成ができないと大きな効果が期待できません。国が行ったアンケートでは、9 割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と答え、7 割以上が「政府は人口減少に取り組むべき」と回答しているとおおり、国民の間での危機感が高まっています。また、2014（平成 26）年 5 月の経済財政諮問会議専門調査会の委員会報告〔※1〕によれば、いったん人口が減少局面を迎え

ると、年数が経過するにつれ加速度的に減少が進むと報告されています。[※1：「選択する未来」委員会～『未来への選択』～]

こうした国民の機運の高まりのもと、倉敷市では、まだ人口減少に転じていない今こそ、地方創生への施策を積極的に展開することで、人口減少のスピードや時期を遅らせることに大きな効果が期待できます。このためにも、少しでも早く取組を進めることが必要と考えます。

（２）人口減少・東京一極集中の是正に対する基本的視点

倉敷市が、将来の人口減少問題に対応し、取組を進めていくにあたり、出生者数の増加と死亡者数の抑制による「人口の自然増」、転入者数の増加と転出者数の減少による「人口の社会増」、さらに、広域での自治体連携により地域の総合力を高め、地域全体の活性化を図っていく「地域連携の推進」の３点を基本的な柱とします。

ア 人口の自然増に向けて

次世代の倉敷市を担う子どもたちを育むために、結婚・妊娠・出産・子育てに係る支援制度の充実に向けた取組を推進します。これまでも倉敷市では、国に先駆けて、妊婦健康診査の公費負担回数の拡大、小児医療費の無料対象者の拡大、学童保育の受入年齢の拡大、保育所の定員拡大及び新設などに積極的に取り組んできました。その結果、倉敷市が毎年行っている調査で、「楽しく子育てできていると感じている人」の割合は 31.3%（2009（平成 21）年）から 43.9%（2013（平成 25）年）と 12.6 ポイント上昇しており、この流れを継続していくことが必要です。また、高齢者が元気でいつまでも活躍できるまちづくりに向けた取組を推進します。健康寿命の延伸は、高齢者が活躍することによる「まち」の活力向上につながります。今後とも、現在、住んでいる人々に「暮らし続けたい」と思っていたただけるまちづくりを推進します。

イ 人口の社会増に向けて

東京圏から地方への移住については、2014（平成 26）年に内閣官房が行った「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」によると、都内在住者の約４割が「移住する予定」又は「今後検討したい」という結果となっています。

「ひと」を呼び込むためには、その経済的な基盤となる質が高く安定して働ける「し

ごと」が必要です。倉敷市は、水島臨海工業地帯を中心とした企業の集積や、恵まれた医療環境、大型商業施設などを有しており、こうした強みを活用しつつ、さらに地域の個性と魅力を生かした「しごと」を創ることで「ひと」を呼び、さらに「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環につながる取組を推進します。

また、「ひと」が集まる「まち」に向け、まちの魅力をさらに高めていく必要があります。倉敷市には、約1万人の学生が学んでおり、こうした学生の地元就職につながる取組を進めるとともに、大都市圏に住んでいる人々から「暮らしてみたい」と選んでいただけるまちづくりを推進します。

ウ 地域連携の推進

人口減少問題への対応は、1自治体の取組だけでは限界があり、より効果的に取り組むためには、自治体間で連携し、広範囲の地域で一体的に取組を推進することが重要であると考えます。

倉敷市は、高梁川の豊かな恵みを受ける流域の民間団体や自治体と共に、1954（昭和29）年3月に「高梁川流域連盟」を設立し、流域圏全体の文化向上に寄与する取組を行うなかで互いに連帯感を醸成してきました。そして、2015（平成27）年3月に圏域の更なる発展や魅力向上を図るため、流域6市3町と「連携協約」を締結し、高梁川流域連携中枢都市圏を形成しました。今後は、市町の枠組みを超えた地域連携により、人口減少に対応するさまざまな施策を推進していきます。

（出所：「倉敷みらい創生人口ビジョン」16～17ページ）

【現状分析】

1. 人口

倉敷市総務部総務課統計係のデータ（毎年3月末時点）によると、市の人口は、

平成27年 483,537人

平成28年 483,547人

平成29年 483,576人

平成30年 482,790人

平成31年 481,844人

となっている。倉敷みらい創生人口ビジョンの推定値よりは下回っているが、このように人口が高い水準を維持しているときに、地方創生の礎を作っておくことが重要と考えられる。

市においては、大学等が 11 校、公立の高校が 18 校、私立高校が 4 校あり、これらの卒業生が就職先として市内を考えてもらえれば、就業人口の増加、また産業の成長に寄与することが可能となる。

そのためにも、働きやすい環境、住みやすい環境を整備する必要がある。

2. 産業

大型ショッピングモール、医療機関、水島臨海工業地帯をはじめとする企業集積などにより、就職先の安定化、多様化をすすめて、他の地域、特に都会からの人口の流入を呼び込むことが重要である。

特に水島臨海工業地帯は、日本でも有数の工業地帯であり、平成 26 年から平成 29 年にかけての従業者数及び製造品出荷額等についての推移は以下の表のとおりである。

(従業員 4 人以上の事業所)

	H26	H27	H28	H29
従業者数 (人)	22, 994	24, 062	22, 299	22, 892
製造品出荷額 等 (百万円)	4, 356, 298	3, 691, 558	3, 089, 117	3, 382, 064

(出所：H26 から H28 については、「水島臨海工業地帯の現状」平成 31 年 2 月岡山県産業労働部、H29 については、「平成 30 年工業統計調査結果」岡山県総合政策局統計分析課)

上表を見ると、従業者数については、H27 を除けば、大きな変動はないが、製造品等出荷額等については、大きく減少していることが見て取れる。

3. 自治体連合

市単独で実施する施策には限界があり、市をはじめ、各市・各町を流れる高梁川を起点として、高梁川流域に存在する自治体等が力を合わせ、地域連携を行うことにより相乗効果を発揮させることが重要である。そのため、昭和 29 年に高梁川流域連盟が設立された。

高梁川流域連盟は、高梁川流域における文化、科学、教育、産業経済等に関する調査研究を行うとともに、これを通じて会員相互の親睦理解を深め、流域全般の文化向上に寄与するための事業を行うことを目的としている。この連盟の構成員としては、倉敷市・新見市・高梁市・総社市・井原市・浅口市・笠岡市・矢掛町・早島町・里庄町という 7 市 3 町が正会員となり、これらの自治体以外に特別会員として 41 法人が参加している。

また、高梁川流域連盟の活動で培われたつながりを基に、平成 27 年には高梁川流域 7 市 3 町で連携協約を締結し、高梁川流域連携中枢都市圏を形成し、高梁川流域圏成長戦略ビジョンを策定した。このビジョンに基づき様々な事業を展開するとともに、その後毎年、高梁川流域圏成長戦略ビジョン（平成 31 年は 4 回目の改訂）の見直しを行っている。

(4) 人口の将来展望

①人口の中長期目標

倉敷市は、美観地区や瀬戸内海国立公園をはじめとした豊富な観光資源，水島臨海工業地帯を中心とした企業や繊維産業などの製造業，各地域の特色ある農産品・水産物など伝統産業から先端産業まで多様な産業を有しています。また，大型商業施設，三次救急指定病院，大学等の高等教育機関などの都市機能も集積する都市です。他にも，交通の面では古くからの要衝であり，瀬戸内海の温暖な気候に恵まれ災害が比較的少ないことなど，倉敷市の強みを最大限活用しながら，人口の自然増・社会増及び地域連携の推進の 3 つの基本的視点に立った総合的な取組を行い，次の将来人口を目指していきます。

倉敷市の将来目標人口

〈中期目標〉：2019（平成 31）年に **487,000** 人程度を目指します。

〔合計特殊出生率〕 2013（平成 25）年：1.61→2020（平成 32）年：1.80

※2019（平成 31）年：1.77

〔出生者数〕 2014（平成 26）年：4,536 人→2019（平成 31）年：4,782 人

※毎年 0.5～1.5%増加

〈長期目標〉：2040（平成 52）年に **475,000** 人程度を目指します。

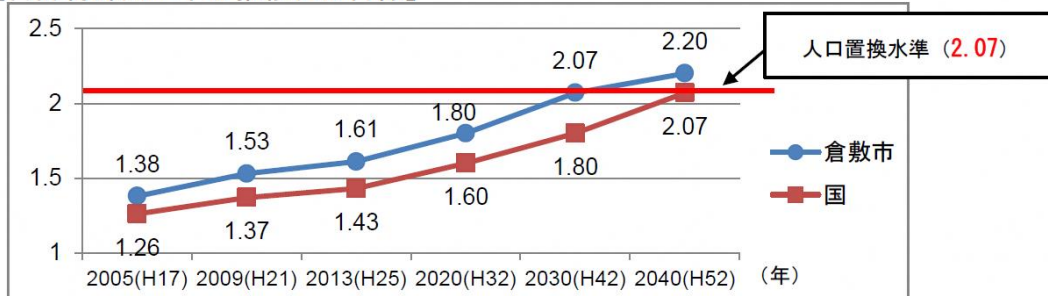
〔合計特殊出生率〕 2030（平成 42）年：2.07 2040（平成 52）年：2.20

〔出生者数〕 2030（平成 42）年：5,672 人 2040（平成 52）年：5,926 人

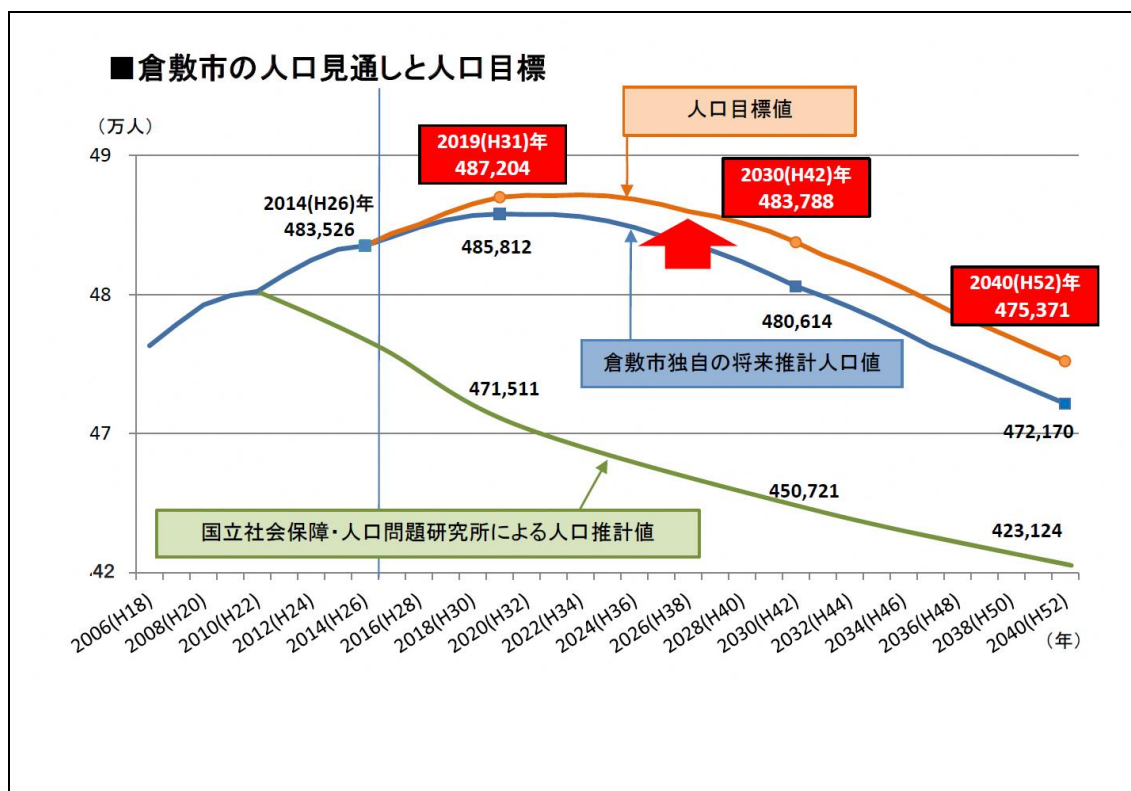
※目標増加率は P19 を参照

※将来推計人口を上回り、さらに人口ピークの到来時期の延伸を図ります。

【合計特殊出生率の推移及び目標】



(※1：人口置換水準とは、人口の規模及び構造が安定するための条件となる水準)



(出所：「倉敷みらい創生人口ビジョン」 18～19 ページ)

【現状分析】

1. 現在の人口

倉敷みらい創生人口ビジョンで掲げている 2019 年の人口目標 487,204 人に対して、2019 年 6 月末時点での実績値は 482,231 人と 4,769 人（△0.98%）の不足となっている。この数値は、当時の国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値（471,511 人）は上回っているものの、市独自の将来推計人口値（485,812 人）を下回っている状況であり、予断を許さない状況となっている。

2. 合計特殊出生率（※）

市の平成 29 年の合計特殊出生率は 1.63 となっており、2020 年の目標値である 1.80 には程遠い実績となっている。なお、全国平均で見ると、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 であり、全国平均は大きく上回っている状況にはある。しかし、2019 年の人口は倉敷みらい創生人口ビジョン策定時よりも、5,000 人あまり下回っている状況に

あり、さらに合計特殊出生率も当初目標値に達していないということは、人口減少のスピードはより速いものとなり、予断を許さない状況となっている。

(※) 15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で生むとした時の子ども数、すなわち 1 人の女性が一生の間に出産する子どもの数。

<指摘事項 1 倉敷みらい創生人口ビジョン、倉敷みらい創生戦略の目標値と実績値の乖離について>

倉敷みらい創生戦略を定期的に見直し、目標値と実績値の乖離が著しい場合には、改訂の検討も行うべきである。また、次の倉敷みらい創生人口ビジョン及び倉敷みらい創生戦略を策定する上で、目標値の策定は当然重要であるが、目標を大きく下回った場合にはどのように対処するのか、次善の策を検討すべきである。

3. 倉敷みらい創生戦略

(1) 戦略策定の趣旨

我が国では、2008（平成 20）年をピークとして人口減少局面に入っており、年を追うごとに少子高齢化が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 24 年 1 月）によると 2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を下回る水準にまで減少すると推計されている。

政府はこのような状況に対応するため、平成 26 年 11 月 21 日に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに「まち・ひと・しごと創生本部」及び「まち・ひと・しごと創生会議」での議論を重ね、平成 26 年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

市においても、平成 27 年時点において、人口は微増となっているが、今後の推計では減少に転じることが予想されている。そのため、倉敷市みらい創生人口ビジョンにおいて、人口減少の時期や速度を遅らせるための対応を図ることで目指すべき将来人口の中期目標を掲げている。

この人口目標の達成に向けて、

・「結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷」

- ・「ひとを惹きつけるまち倉敷」
- ・「働く場を創るまち倉敷」
- ・「安心なくらしを守り、地域をつなぐまち倉敷」

の4つの基本目標を掲げた市の地方版総合戦略となる「倉敷みらい創生戦略」を定め、取組を進めていくこととした。

(2) 戦略の策定・構成

①戦略の策定

戦略の策定及び推進に当たっては、市長をトップとする部局横断的な組織体制の整備や幅広い分野から意見を聴取するため、市議会や各種団体等を構成員とする有識者会議を設置している。

○倉敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

- ・・・市長を本部長とし、幹部職員を構成員とする。

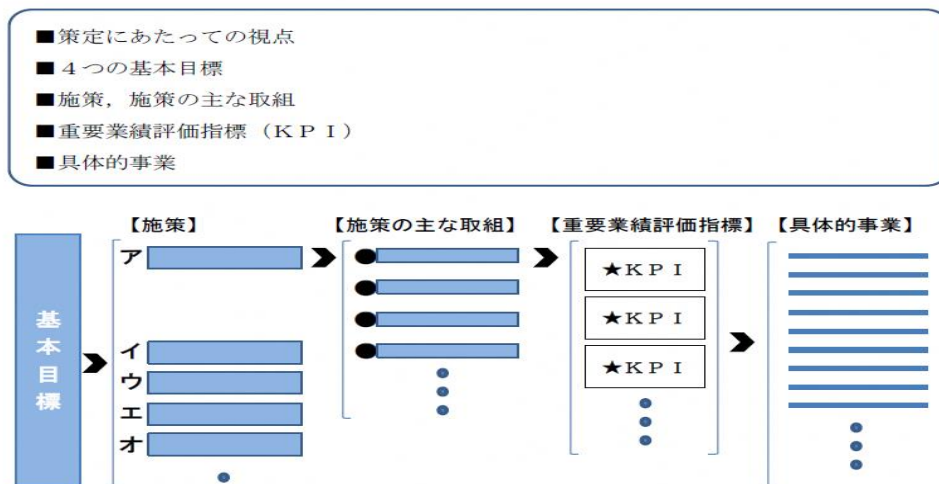
○倉敷市まち・ひと・しごと創生有識者会議

- ・・・産業界（産）、教育機関（学）、金融機関（金）、労働団体等（労）、メディア（言）、市議会及び行政を構成員とする。

市議会において地方創生等特別委員会が設置されており、こちらは概ね年2回（5月末頃と8月末頃）開催され、戦略について議論、審査、進捗状況管理等を実施している。

②戦略の構成

倉敷みらい創生戦略は、以下に掲げる事項によって構成されている。



(出所：「倉敷みらい創生戦略」4 ページより)

この戦略の期間は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 ヶ年間となっている。

(3) 戦略策定にあたっての視点

戦略策定に当たっては、地方創生に向けた市ならではの戦略とするため、「倉敷市民憲章」（昭和 47 年 2 月制定）の理念に沿った取り組みを行い、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間のまちづくり指針となる「倉敷市第六次総合計画」（平成 23 年 3 月策定）を踏まえて、市ならではの強み（個性と魅力）を生かし、郷土への愛着・誇りを持つ人を育むことを戦略の基本的な視点としている。

【倉敷市の強み】

- ◇水島コンビナートを中心とした最先端技術を有する企業の集積
 - ・倉敷市製造品出荷額等全国 4 位（平成 25 年工業統計調査値）
- ◇国際バルク戦略港湾に指定された水島港
 - ・平成 23 年 5 月に全国で唯一、穀物と鉄鉱石の 2 品目において選定
- ◇繊維産業を代表とするものづくり
 - ・国産ジーンズ発祥の地 ・帆布生産量全国 1 位 ・学生服 等
- ◇広域交通網の結節点

- ◇年間 1,000 万人を超える集客力を持つ 2 つの大型商業施設の立地
- ◇豊かな農林水産物
 - ・加温マスカット（生産量全国 1 位） ・白桃
 - ・スイートピー（出荷量全国 2 位） ・金時人参 等
- ◇伝統的な町並みをはじめとした多くの文化・観光資源
（平成 26 年観光客数 475 万人）
 - ・平成 24 年にアジア都市景観大賞を受賞した倉観美観地区
（美観地区内の重要伝統的建造物群保存地区（15ha）区域内には、281 棟の伝統的建造物が集積している）
 - ・下津井、玉島町並み保存地区 ・瀬戸内海国立公園 等
- ◇わが国有数の医療機関の立地 （一般病床数 1,000 超の総合病院 2 施設）
- ◇11 校の高等教育機関
- ◇全国に先駆けた連携中枢都市圏の形成（平成 27 年 3 月 27 日連携協約締結）

（出所：「倉敷みらい創生戦略」6～7 ページ）

（4）戦略の 4 つの基本目標

倉敷みらい創生人口ビジョンで示した「人口の自然増に向けて」「人口の社会増に向けて」「地域連携の推進」の視点を踏まえ、市の基本目標を次の 4 つとする。

① 4 つの基本目標

1. 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷
2. ひとを惹きつけるまち倉敷
3. 働く場を創るまち倉敷
4. 安心な暮らしを守り、地域をつなぐまち倉敷

② 数値目標

4 つの目標に対する数値目標は次のとおりである。

①結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷

〈合計特殊出生率〉 平成25年 1.61 ⇒ 平成31年に 1.77
 [H32年 1.80, H42年 2.07, H52年 2.20 (「倉敷みらい創生人口ビジョン」より)]
 〈出生者数〉 平成26年 4,536人 ⇒ 平成31年に 4,782人
 [年0.5～1.5%の増加を見込む (「倉敷みらい創生人口ビジョン」より)]
 ※〈(国)長期ビジョン〉～2060年に総人口1億人程度を確保～
 2020(H32)年:1.6程度 2030(H42)年:1.8程度 2040(H52)年:2.07を達成

②ひとを惹きつけるまち倉敷

〈対三大都市圏との社会増減(転入者数－転出者数)〉
 平成26年 ▲742人 ⇒ 平成31年に ±0人
 ※〈(国)総合戦略〉～2020(H32)年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡～
 東京圏から地方への転出:4万人増, 地方から東京圏への転入:6万人減

③働く場を創るまち倉敷

〈市民税納税義務者(所得割課税者)数〉※うち, 給与・営業等・農業所得者の人数
 平成26年度 172,775人 ⇒ 平成31年度に 176,230人
 [22年度 170,072人, 23年度 170,166人, 24年度 171,564人, 25年度 172,587人]
 (年平均+0.4% 今後5年間で+2.0%)
 ※〈(国)総合戦略〉～若い世代の安定した雇用の創出～
 2020(H32)年までの5年間の累計で地方に30万人の雇用を創出

④安心な暮らしを守り, 地域をつなぐまち倉敷

〈市の人口〉(中期目標)「倉敷みらい創生人口ビジョン」より
 平成27年3月末483,537人 ⇒ 平成31年12月末に487,000人
 ※〈(国)総合戦略〉市町村での立地適正化計画の策定, 連携中枢都市圏の形成

(出所:「倉敷みらい創生戦略」8ページ)

監査対象である「基本目標③ 働く場を創るまち倉敷」の倉敷みらい創生戦略策定時の現状と今後の方向性については、次のとおりである。

基本目標③ 働く場を創るまち倉敷

【現状と今後の方向性】

倉敷市では、20～29歳の年齢階層では転入超過(平成25年457人増)となっており、他の地方都市にみられる大学卒業時の就職による転出超過に対して、倉敷へ就職のために転入する人が多い状況となっています[※1]。ただし、市内高等教育機関(大学・短期大学等)では8割を上回る卒業生が市外で就職しており、人口流出の要因の一つとなっています。

また、産業別就業者では、男性では製造業が、女性では医療・福祉がトップにな

るなど、倉敷市の強みとなっているものづくり産業や恵まれた医療機関が雇用の大きな支えとなっています。一方、今後の成長が見込まれる情報通信業に従事する人が少ないことが倉敷市の課題と捉えることができます[※2]。[※1・2：倉敷みらい創生人口ビジョン]

こうした状況を踏まえ、東京一極集中の是正に向けて、さらに人を呼び込むためには、生活を維持するための働く場はもちろんのこと、やりがい、生きがいを見出すための働く場を創っていくことが重要です。また、地域の産品に愛着を持つことで地元での消費拡大につなげる地域内経済好循環への取組、さらに、地域の産品に新たな付加価値を創出することで地域外からの需要を取り込む取組を進めていくことも必要と考えます。

また、若者の就職をはじめとして、障がいのある方、中高年齢の方など、全ての世代にとって就労の機会があることが理想です。特に、出産を希望する女性や子育て中の方々が、働く機会を持てる環境づくりは、出生率の向上にもつながる重要な取組となります。

(出所：「倉敷みらい創生戦略」25 ページ)

倉敷みらい創生戦略策定時の現状と今後の方向性を考え、次の5つの施策を押し進めることとなった。

- ア 地域産業の競争力強化
- イ 魅力ある雇用の場の創出
- ウ 地元就職の促進
- エ 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大
- オ 地域活性化のための ICT 活用

数値目標を達成するために、5つの施策ごとに KPI を定め、進捗状況を管理している。監査対象とした「基本目標③ 働く場を創るまち倉敷」の KPI 及び KPI に対応する事業は次のとおりである。

KPI	KPI に対応する事業
ア 地域産業の競争力強化	
・創業サポートセンターを活用した創業件数	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業 ※創業支援（くらしき創業サポートセンター）事業より名称変更
・研究開発助成（倉敷単独型）を活用し、開発した商品・製品数	○がんばる中小企業応援事業 ○産学共同研究事業
・研究開発助成（高梁川流域圏域内企業連携型）を活用し、開発された商品数	○高梁川流域地域資源活用推進事業 ※地域資源発掘プロモーション事業より名称変更
・市内の岡山県 6 次産業化グループ協議会の会員数	—
・ふなおワイナリーのマスカットワイン等の生産量	○マスカット日本一産地活性化緊急対策事業
・大都市等における特産農林水産物販売促進イベント開催回数	○地産地消推進事業 ○ぼっけーうめえ農林水産品事業
・農地の新規利用権の設定面積（更新・付替を含む）	○農地中間管理事業 ○農業経営基盤強化促進事業
・農業生産法人数	○農地中間管理事業 ○農産園芸振興対策費補助事業
・漁業者の所得	○漁業資源回復・栽培漁業振興事業 ○水産業施設整備事業
・産業財産権取得助成を活用し、商標権、実用新案権、意匠権、特許権の取得に取り組んだ件数	○がんばる中小企業応援事業
・地域密着型 PFI の実施件数	○民間活力導入可能性調査事業
イ 魅力ある雇用の場の創出	
・創業サポートセンターを活用した創業件数	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業

	※創業支援（くらしき創業サポートセンター）事業より名称変更
・相談、セミナー、講演会、助成等による起業・創業者への支援件数	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業
・事業承継補助金活用により事業承継計画などに取り組んだ事業数	○がんばる中小企業応援事業
・町家・古民家再生活用による魅力集客拠点での新規雇用数	○中心市街地町家・古民家イノベーション事業 ○町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業 ○倉敷市まちづくり基金事業
・農業研修生受入数	○新規就農サポート事業
・農林水産業新規就業者数	○新規就農サポート事業 ○新規就業対策事業 ○マスカット生産新規就農者支援事業
ウ 地元就職の促進	
・市内高等教育機関（大学・短期大学等）卒業生の市内就職者数	○高梁川流域就職面接会等開催事業 ※UIJ ターン支援事業より名称変更 ○奨学金給付貸付事業
・市立短期大学卒業生の市内就職者数	—
・市が実施する県外で行う地元への就職説明会への参加者数	○高梁川流域就職面接会等開催事業 ※UIJ ターン支援事業より名称変更
・市が実施する県外で行う地元への就職説明会への参加企業数	同上
・倉敷市役所でのインターンシップ受入人数	○大学連携推進事業
・奨学金の貸付累計件数	○奨学金給付貸付事業
エ 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大	
・女性起業家・女性経営者の交流会・勉強会支援助成を活用してネットワークを形	○がんばる中小企業応援事業 ○男女共同参画推進センター事業

成した件数	
・シルバー人材センターの会員数	○高齢者いきがい対策事業（シルバー人材センター事業）
・障がい者就業・生活支援センターが開催する企業合同セミナーへの参加者数	○障がい者就業・生活支援センター事業
・障がい者就業・生活支援センターを利用した新規就労者数	○障がい者就業・生活支援センター事業
・生活自立相談支援センターの支援による就労者数	○生活困窮者自立相談支援事業
・創業サポートセンターを活用した創業件数	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業
・相談、セミナー、講演会、助成等による起業・創業者への支援件数	○高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業
・保育所待機児童数	○保育所運営事業 ○認定こども園運営事業 ○地域型保育（小規模・事業所内）運営事業 ○高梁川流域保育士確保対策事業 ○保育教諭・保育士・幼稚園教諭養成事業
・放課後児童クラブの入所児童数	○放課後児童クラブ実施事業
オ 地域活性化のための ICT 活用	
・ICT 人材（データサイエンティスト）育成数	○データで紡ぐ高梁川流域連携事業
・小規模事業者 IT 活用販売促進助成を活用して e コマース等販路開拓に取り組んだ事業者数	○がんばる中小企業応援事業

市内の岡山県 6 次産業化グループ協議会の会員数、市立短期大学卒業生の市内就職者数は KPI として設定されているが、当該 KPI に対する具体的な事業が策定されていない。

<指摘事項2 KPI に対する具体的な事業の策定について>

KPI は目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標であり、達成するための取組（交付金事業等）によって現れた成果と説明できるものである必要があり、KPI に対応する具体的な取組、事業策定を検討すべきである。

4. 倉敷みらい創生事業費

事業分類（目標）	事業数	平成 30 年度 当初予算額 （百万円）	平成 30 年度 実績額 （百万円）
1. 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷	42	9,054	7,934
2. ひとを惹きつけるまち倉敷	52	2,605	1,768
3. 働く場を創るまち倉敷	46	7,007	5,662
4. 安心な暮らしを守り、地域をつなぐまち倉敷	92	4,143	1,522
倉敷みらい創生事業（※）	161	16,030	11,431

（※）各事業内の合計が一致しないのは、事業内の重複を除いているためである。

今回の監査テーマは、倉敷みらい創生事業のうち、「3. 働く場を創るまち倉敷」であり、監査対象とした事業については、「第3章. 監査対象事業一覧」（38 頁参照）において、明示することとする。

また、倉敷みらい創生事業の中に、高梁川流域連携中枢都市圏で実施する事業が多数掲載されている。これは、市単独で事業を実施するのではなく、高梁川流域圏全体の文化向上に寄与する取組を行うなかで、互いに連帯感を醸成してきた高梁川流域連盟の枠組から発展した高梁川流域連携中枢都市圏の事業を実施することにより、市町の枠組みを超えた地域連携により、人口減少に対応するさまざまな施策を推進していくことを目的としたものであり、これらの事業を行うことにより、さらなる地域連携を推進するものである。

5. 事業の進捗管理（平成 30 年度進捗状況）

市は毎年、平成 26 年度において設定した数値目標及び KPI について、基準値（平成 26 年度）及び現状値との比較を行い、事業の進捗管理を行っている。倉敷市議会において、地方創生等特別委員会（※）が設置されており、倉敷みらい創生戦略事業について議論、審査、進捗状況管理等を実施している。

（※）市議会で扱う議案は、数が多く、内容が幅広い分野にわたる。いくつかの部門に分けて専門的に詳しく審査するため、本会議の予備審査機関として委員会が設置されている。委員会には、常に設置されている「常任委員会」と「議会運営委員会」、必要に応じて設置される「特別委員会」がある。

地方創生等特別委員会は、定数 8 名（委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 5 名）で構成され、①地方創生に関すること、②行財政改革に関すること、③公共施設マネジメントに関することについて、議論、審査、進捗状況管理等を行う本会議の予備審査機関である。

審査とは委員会において、付託された事件について論議し、委員会としての結論を出すまでの一連の過程である。

監査対象とした「働く場を創るまち倉敷」の数値目標及び KPI の進捗状況は以下のとおりである。

（1）数値目標の進捗状況

指標	基準値	現状値（推移）				目標値（H31）
市民税納税義務者数 （所得割課税者数）	172,775人 （H26）	175,089人 （H27）	177,794人 （H28）	180,215人 （H29）	182,253人 （H30）	176,230人

(2) KPI の進捗状況

ア 地域産業の競争力強化

【重要業績評価指標】(KPI)

指標		基準値	現状値	目標値 (H31)
1	創業サポートセンターを活用した創業件数	48件 (H26)	354件 (H30)	200件 ※60件から上方修正
2	研究開発助成(倉敷市単独型)を活用し、開発した商品・製品数 (H27-H31の5か年累計)	4件 (H26)	17件 (H27-30)	20件
3	研究開発助成(高梁川流域圏域内企業連携型)を活用し、開発された商品数	0件 (H26)	14件 (H27-30)	15件
4	市内の岡山県6次産業化グループ協議会の会員数	6事業者 (H26)	6事業者 (H30)	10事業者
5	ふなおワイナリーのマスカットワイン等の生産量	12,896 ℓ(H26)	7,505 ℓ(H30)	15,000 ℓ
6	大都市等における特産農林水産物販売促進イベント開催回数 (H27-H31の5か年累計)	4回 (H26)	14回 (H27-30)	20回
7	農地の新規利用権の設定面積 (更新、付替を含む)	132ha (H26)	140ha (H30)	160ha
8	農業生産法人数	10団体 (H26)	20団体 (H30)	15団体
9	漁業者の所得	100% (H25)	119.6% (H29)	110.6%(H30)
10	産業財産権取得助成を活用し、商標権、実用新案権、意匠権、特許権の取得に取り組んだ件数 (H27-H31の5か年累計)	9件 (H26)	44件 (H27-30)	50件
11	地域密着型PFIの実施件数 (H27-H31の5か年累計)	0件 (H26)	1件 (H27-30)	3件

イ 魅力ある雇用の場の創出

【重要業績評価指標】(KPI)

指標		基準値	現状値	目標値 (H31)
1	創業サポートセンターを活用した創業件数	48件 (H26)	354件 (H30)	200件 ※60件から上方修正
2	相談、セミナー、講演会、助成等による起業・創業者への支援件数	863件 (H26)	1,660件 (H30)	2,000件
3	事業承継補助金活用により事業承継計画などに取り組んだ事業数 (H27-H31の5か年累計)	0件 (H26)	5件 (H27-30)	15件
4	町家・古民家再生活用による魅力集客拠点での新規雇用数 (H27-H31の5か年累計)	0人 (H26)	31人 (H27-30)	24人
5	農業研修生受入数 (H27-H31の5か年累計)	1人 (H26)	20人 (H27-H30)	10人
6	農林水産業新規就業者数 (H27-H31の5か年累計)	7人 (H26)	50人 (H27-H30)	50人

ウ 地元就職の促進

【重要業績評価指標】(KPI)

指標	基準値	現状値	目標値 (H31)
1 市内高等教育機関(大学・短期大学等)卒業生の市内就職者数	412人 (H26)	450人 (H30)	460人
2 市立短期大学卒業生の市内就職者数	28人 (H26)	32人 (H30)	36人
3 地元開催の就職面接会への参加者数 ※「県外で行う地元への就職説明会への参加者数」から指標等を変更する	72人 (H26)	59人 (H30)	100人 ※320人から下方修正
4 地元開催の就職面接会への参加企業数 ※「県外で行う地元への就職説明会への参加者数」から指標等を変更する	32社 (H26)	104社 (H30)	150社 ※106社から上方修正
5 倉敷市役所でのインターンシップ受入人数 (H27―H31の5か年累計)	26人 (H26)	152人 (H27-30)	180人 ※150人から上方修正
6 奨学金の貸付累計件数	84件 (H26)	61件 (H30)	135件

エ 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大

【重要業績評価指標】(KPI)

指標	基準値	現状値	目標値 (H31)
1 女性起業家・女性経営者の交流会・勉強会支援助成を活用してネットワークを形成した件数 (H27―H31の5か年累計)	0件 (H26)	1件 (H27-30)	15件
2 シルバー人材センターの会員数	1,431人 (H26)	1,478人 (H30)	1,700人
3 障がい者就労・生活支援センターが開催する企業合同セミナーへの参加者数	144人／年 (H26)	217人／年 (H30)	229人／年
4 障がい者就労・生活支援センターを利用した新規就労者数 (H27―H31の5か年累計)	102人／年 (H26)	467人 (H27-30)	680人
5 生活自立相談支援センターの支援による新規就労及び就労収入増加者数 (H27―H31の5か年累計)	12人(6か月間) (H26)	640人 (H27-30)	800人 ※150人から上方修正
6 創業サポートセンターを活用した創業件数	48件 (H26)	354件 (H30)	200件 ※60件から上方修正
7 相談、セミナー、講演会、助成等による起業・創業者への支援件数	863件 (H26)	1,660件 (H30)	2,000件
8 保育所等待機児童数	180人 (H27)	143人 (H31)	0人
9 放課後児童クラブの入所児童数	4,300人 (H27)	5,191人 (H31)	5,400人

オ 地域活性化のためのICT活用

【重要業績評価指標】(KPI)

指標	基準値	現状値	目標値 (H31)
1 ICT人材(データサイエンティスト)育成数 (H27―H31の5か年累計)	0人 (H26)	46人 (H27-30)	18人
2 小規模事業者IT活用販売促進助成を活用してEコマース等販路開拓に取り組んだ事業者数 (H27―H31の5か年累計)	0件 (H26)	64件 (H27-29)	50件

(3) 地方創生等特別委員会への報告状況

今回、包括外部監査の一環として、令和元年 8 月 30 日に開催された地方創生等特別委員会を傍聴した。地方創生等特別委員会の報告事項等は以下のとおりである。

1 報告事項

(1) 「倉敷みらい創生戦略」に掲げた事業の経過報告について

資料 1 : 平成 30 年度倉敷みらい創生戦略 進捗状況

(2) 高梁川流域連携中枢都市圏事業の経過報告について

資料 2 : 平成 30 年度高梁川流域連携中枢都市圏事業 パンフレット・イベント
資料集

資料 3 : 平成 30 年度高梁川流域連携中枢都市圏事業 実績一覧

資料 4 : 平成 30 年度高梁川流域圏成長戦略ビジョン 重要業績評価指標 (KPI)
一覧

参考資料 1 : 平成 30 年度高梁川流域連携中枢都市圏事業 補足説明資料 (抜
粋)

(3) 行財政改革プラン 2016 の平成 30 年度進捗状況報告について

資料 5 : 倉敷市行財政改革プラン 2016 平成 30 年度進捗状況報告

2 その他

委員会開催にあたって、資料 1 ～ 5、参考資料 1 は委員会開催の 1 週間前に委員長、副委員長、前日の朝に委員に提示されている。委員会は市の執行機関から配布した資料を元に、重要な部分を中心に説明・報告され、その後、委員からの質問が行われた。

委員会の中で、委員から資料に記載の数値に関する質疑が幾度もあり、これに対して市の執政機関から回答がなされたが、時間を要する場面が見られた。このような質疑応答は現状分析等の観点からは重要であるものの、地方創生戦略の課題と当該課題に対する今後の施策等の議論や審査により多くの時間を割く工夫が求められる。

<意見 1 地方創生等特別委員会の運営について>

委員会で使用する資料は、委員が事前に内容を確認できる時間を十分確保できる時期に提示すべきである。また、現状は数値を中心とした資料であるが、事業によっては、短期に成果が出るとは限らないものもあるため、数値のみでは現状が把握しづらい。例えば「A」「B」「C」などのランクによる進捗・成果の状況の目安の項目を設けるなど、各事業の状況が一見して把握できる表記とし、地方創生等特別委員会をより効率的・効果的に実施すべきである。

(4) 数値目標、KPI 設定の経緯

市は平成 27 年 9 月に倉敷みらい創生戦略を策定しているが、「地方版総合戦略策定のための手引き」（平成 27 年 1 月に内閣府地方創生推進室）を参考に策定している。地方版総合戦略策定のための手引きの構成は以下のとおりである。

- ①都道府県と市町村の役割分担
- ②策定プロセス
- ③地方版総合戦略の構成
- ④数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設置
- ⑤戦略の対象となる政策
- ⑥総合計画等との関係
- ⑦PDCA サイクルの確立
- ⑧地方議会との関係

④数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定において、基本目標における数値目標、各施策における KPI の設定について、以下のとおり記載されている。

基本目標における数値目標	地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに 5 年後の基本目標を設定します。この基本目標には行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。
各施策における重要業績評価指標（KPI）	各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績指標（KPI）を設定する必要があります。この重要業績評価（KPI）は、原則として、当該施策のア

	ウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。
--	--

⑦PDCA サイクルの確立においては以下のとおり記載されている。

PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Action の略称。 Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。
--

PDCA サイクル	まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4.（数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定）で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことになります。
外部有識者の参画	総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、2-1（住民・産官学金労言の参画と推進組織）で述べた推進組織などを活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

「働く場を創るまち倉敷」の基本目標における数値目標は、「市民税納税義務者（所得割課税者）数」（うち、給与・営業等・農業所得者の人数）となっている。所得に着目した数値目標は、個人の経済面の観点からは適切な数値であると言える。一方で、例えば、個人事業主で、創業時の初期投資を行って間もない事業者、大型の投資を行って間もない年度でキャッシュフローは黒字であるものの、減価償却費負担によりマイナス所得の事業者、給与所得のみで扶養人数が0人で収入が100万円未満の方などは、所得割課税対象者ではないため、働いているものの上記の数値に含まれないこと

になり、「働く場を創るまち倉敷」の数値目標としては、不十分な点がある。

この点、市近隣の政令指定都市である岡山市、中核市である福山市、鳥取市、呉市の経済や雇用に関する数値目標、KPI は以下のとおりであり、所得ではなく就業者数等に着目している。

他市	数値目標、KPI
岡山市	・市内就業者数 ・市内企業等における管理的職業従事者に占める女性の割合
福山市	・製造業事業所数・製造業従事者数 ・粗付加価値額 ・女性の労働参加率 ・主要観光地の年間観光客数
鳥取市	・5年間の正規雇用創造目標数5,000人以上 ・5年間の企業誘致数（補助事業指定企業件数）75件以上
呉市	・20～30歳代の「仕事」理由の転出超過数3分の2改善

各自治体の地方創生戦略の策定については、平成 26 年から全国で同時期に開始されたこともあり、市は、当初の倉敷市みらい創生戦略を策定するにあたり、他市の戦略を参考としなかったとのことである。

各施策における KPI について、市は各施策における KPI を重複するものを除くと 31 個設定している。各市において目標が異なるため、参考であるが、岡山市、福山市、鳥取市、呉市の経済や雇用に関する KPI の設定個数はそれぞれ、7 個、4 個、33 個、13 個であり、市は他市と比べ KPI を積極的に多く設定していると言える。

一方で、「地方版総合戦略策定のための手引き」（平成 27 年 1 月に内閣府地方創生推進室）によれば、アウトカム指標を原則としつつも、アウトプット指標を設定しても差し支えないものとされているが、アウトプット指標が KPI として設定されているものが多数存在する。

アウトプット指標が KPI となっているもののうち、アウトカム指標が集計の費用対効果等を勘案しても設定可能と考えられるものを検証した結果は以下のとおりである。

現在の KPI（アウトプット）	アウトカム指標の例
市内の岡山県 6 次産業化グループ協議会の会員数	6 次産業化に成功した 6 次産業化グループ協議会の会員数等

大都市等における特産農林水産物販 促進イベント開催回数	イベントにおける特産農林水産物の販売 数、売上高等
農地の新規利用権の設定面積	設定面積における生産増加量等
産業財産権取得助成を活用し、商標 権、実用新案権、意匠権、特許権の取 得に取り組んだ件数	産業財産権取得助成を活用し、商標権、実 用新案権、意匠権、特許権の取得に取り組 んだ結果、実際に取得に至った件数等
事業承継補助金活用により事業承継 計画などに取り組んだ事業数	事業承継補助金活用により事業承継計画 などに取り組んだ結果、事業承継に至った 件数等
農業研修生受入数	農業研修生受け入れの結果、市内で農業に 就業した人数等
市が実施する県外で行う地元への就 職説明会への参加者数	就職説明会の結果、市内に就職した人数等
市が実施する県外で行う地元への就 職説明会への参加企業数	同上
倉敷市役所でのインターンシップ受 入人数	インターンシップの結果、市内に就職した 人数等
奨学金の貸付累計件数	奨学金の貸付により、市内に就職・就学金 返還免除となった人数等（奨学金の内容に よる）
シルバー人材センターの会員数	シルバー人材センター会員の収入、実際の 就業数、シルバー人材センターの受注総額 等

市は、PCDA サイクルについて、Plan、Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施を実施している。Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証を外部有識者会議の実施や「倉敷みらい創生戦略進捗状況」を作成し、地方創生等特別委員会に報告を行っている。

Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。より具体的には事業改善・見直し方針の明確化が必要であるが、現状、倉敷みらい創生戦略にかかる事業を実施した結果、KPI の達成状況等が、地方創

生等特別委員会などにて報告、議論されているに留まっており、具体的な事業改善・見直し方針について書面等にて作成されておらず、Action に関する対応が不十分であり不透明である。

なお、監査実施時点において、上述した市のうち、岡山市、鳥取市、呉市は地方創生戦略を改訂している。（岡山市、鳥取市は毎年度改訂を行っている。）

目標値が 5 か年の累計値であり、平成 30 年度末時点で既に目標値を達成し、かつ目標値を修正していない KPI は以下のとおりである。

- ・農業生産法人数
- ・町家・古民家再生活用による魅力集客拠点での新規雇用数
- ・農業研修生受入数
- ・農林水産業新規就業者数
- ・ICT 人材（データサイエンティスト）育成数

また、目標値と現状値に大きな乖離がある KPI は以下のとおりである。

- ・奨学金の貸付累計件数
- ・女性起業家・女性経営者の交流会・勉強会支援助成を活用してネットワークを形成した件数

<指摘事項 3 KPI のアウトカム指標の設定について>

KPI はアウトカム指標の設定が原則であり、平成 30 年 4 月に内閣府地方創生推進事務局より公表された「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、遅くとも次期の戦略策定時には適切なアウトカム指標を設定すべきである。

<指摘事項 4 PDCA サイクルの A（Action）の実施について>

遅くとも次期の戦略策定時には、PDCA サイクルの A（Action）について、課題点、問題点に対する事業計画の改善・見直し方針等を決定し、倉敷みらい創生戦略進捗状況に記載のうえ、地方創生等特別委員会を実施する等、A（Action）を文書化し、明確にする体制とすべきである。

<意見 2 所得以外の基本目標における数値目標について>

市民税納税義務者（所得割課税者）のみの数値目標は、「働く場」としての実態把握する数値としては、十分でないことから、国勢調査等の統計数値による就業者数、就

業率、給与支払報告書提出者数、事業所得に関する確定申告書提出者数など、実際に働いているかどうかを反映した数値についても数値目標としての設定を検討すべきである。

<意見 3 倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について>

倉敷みらい創生戦略は、PDCA サイクルの結果等を踏まえて、必要に応じて改訂・公表すべきである。また、改訂・新規の倉敷みらい創生戦略の策定においては、他の地方自治体の事例等も参考にすべきである。

<意見 4 KPI の目標値の修正について>

計画の早期の段階において目標値を達成した場合や、当初企図したとおりに KPI が目標水準に到達しない状況にある場合、目標水準の妥当性について検証のうえ、適時に修正すべきである。

<意見 5 KPI の進捗管理について>

効果的な PDCA サイクルの実施を可能なものとするため、KPI の進捗状況の検証及びその目標値の修正等については、企画経営室と各部署が定期的な協議を行い、その結果及び協議内容を文書化すべきである。

第3章 監査対象事業一覧

【監査対象の概要】

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
倉敷みらい創生人口ビジョン		企画経営室	指摘事項 1
倉敷みらい創生戦略		企画経営室	指摘事項 2
事業の進捗管理(平成 30 年度進捗状況)		企画経営室	指摘事項 3、4 意見 1～5

【働く場を創るまち倉敷】

I. 地域産業の競争力強化

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. 企業誘致推進事業	1,108,233	商工課	指摘事項 5 意見 6～8
2. 高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業	8,622	商工課	意見 9
3. 中小企業振興支援事業	814	商工課	意見 10
4. くらしき地域資源活性化事業	27,444	商工課	意見 11、12
5. がんばる中小企業応援事業	23,324	商工課	意見 13
6. 高梁川流域地域資源活用推進事業	23,297	商工課	意見 14、15
7. 産学共同研究事業	459	市立短期大学	指摘事項 6～9 意見 16
8. 地産地消推進事業	878	農林水産課	
9. マスカット生産新規就農者支援事業	1,532	農林水産課	
10. 農地中間管理事業	2,557	農林水産課	
11. ほ場整備事業(農業基盤整備促進事業)	71,586	耕地水路課	
12. 農産園芸振興対策費補助事業	37,780	農林水産課	

13. 農業経営基盤強化促進事業	45,960	農林水産課	
14. 稚魚等放流・栽培漁業振興事業	7,743	農林水産課	
15. 倉敷市まちづくり基金事業	28,081	まちづくり推進課	意見 17
16. 次世代施設園芸研修事業	10,401	農林水産課	意見 18

Ⅱ. 魅力ある雇用の場の創出

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. 高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業（再掲）	8,622	商工課	意見 9
2. がんばる中小企業応援事業(再掲)	23,324	商工課	意見 13
3. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産 地連携」創業者支援事業	4,230	商工課	意見 19
4. 町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づく りと技術伝承事業	3,420	まちづくり推進課	
5. 倉敷市まちづくり基金事業(再掲)	28,081	まちづくり推進課	意見 17
6. 新規就農サポート事業	21,251	農林水産課	指摘事項 10

Ⅲ. 地元就職の促進

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. 高梁川流域就職面接会等開催事業	4,418	労働政策課	
2. 高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業（再掲）	8,622	商工課	意見 9
3. がんばる中小企業応援事業(再掲)	23,324	商工課	意見 13
4. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産 地連携」創業者支援事業（再掲）	4,230	商工課	意見 19
5. 奨学金給付貸付事業	8,652	学事課	意見 20～22

IV. 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. がんばる中小企業応援事業(再掲)	23,324	商工課	意見 13
2. 男女共同参画推進センター事業	26,872	男女共同参画課	意見 23、24
3. 障がい者就業・生活支援センター事業	4,120	障がい福祉課	
4. 生活困窮者自立相談支援事業	35,287	福祉援護課	意見 25
5. 高梁川流域創業サポートセンター 広域連携事業(再掲)	8,622	商工課	意見 9
6. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産 地連携」創業者支援事業(再掲)	4,230	商工課	意見 19
7. 高梁川流域保育士確保対策事業	4,984	保育・幼稚園課	

V. 地域活性化のための ICT 活用

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. 高梁川流域 ICT 利活用推進事業	51,967	情報政策課	意見 26
2. がんばる中小企業応援事業(再掲)	23,324	商工課	意見 13

以上については、当初予算で倉敷みらい創生戦略において、「基本目標③ 働く場を創るまち倉敷」として記載された事業である。下表については、倉敷みらい創生戦略において、記載されていないが、「平成 30 年度当初予算(案)の概要ダイジェスト版」において、「働く場を創るまち倉敷」にかかる事業として記載されている事業、包括外部監査人が平成 30 年度の当初予算に記載されている事業において、直接的・間接的に「働く場を創るまち倉敷」に寄与すると判断した事業等について監査の対象とした事業である。

事業名等	H30 年度実績 (千円)	関連部署	指摘事項 意見
1. 高梁川流域学校事業	6,116	企画経営室	指摘事項 11
2. 高梁川流域移住交流推進事業	36,215	企画経営室	意見 27～29
3. 商業活性化事業	7,543	商工課	指摘事項 12、13 意見 30、31
4. 水島港振興事業	70,816	商工課	
5. EV 化対応等新技術・新製品開発促進事業	—	商工課	
6. 創業者支援融資事業	1,083	商工課	
7. くらしき「個性と魅力」発信事業	2,265	商工課	
8. 高梁川流域企業連携型研究開発事業	930	商工課	意見 32
9. 高梁川流域経済成長戦略推進事業	1,172	商工課	
10. 高梁川流域「産地連携」推進事業	0	商工課	
11. 高梁川流域ジュニアジーンズソムリエ事業	2,089	商工課	
12. 高梁川流域次世代経営者塾事業	1,967	商工課	
13. 高梁川流域未来人材育成事業	2,763	商工課	意見 33
14. 高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業	10,490 8,578	商工課 観光課	意見 34
15. くらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業	22	障がい福祉課	
16. 就労継続事業所経営支援事業	1,468	障がい福祉課	
17. 保健医療団体支援事業	39,211	保健課	指摘事項 14、15 意見 35
18. ふるさと就職促進事業	823	労働政策課	
19. 高梁川流域働き方改革啓発事業	69	労働政策課	
20. ぼっけーうめえ農林水産品事業	4,473	農林水産課	

21. 地域担い手育成総合支援事業	1,056	農林水産課	意見 36
22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業	2,000	農林水産課	意見 37～39
23. 民間保育所保育士宿舎借り上げ支援事業	2,565	保育・幼稚園課	意見 40、41
24. 民間保育所保育体制強化事業	21,927	保育・幼稚園課	
25. 民間保育所保育補助者雇上強化事業	2,778	保育・幼稚園課	
26. 公立保育所等環境整備事業	5,093	保育・幼稚園課	
27. 生活困窮者家計相談支援事業	2,299	福祉援護課	
28. 住居確保給付金給付事業	2,197	福祉援護課	
29. 生活困窮者等就労準備支援事業	16,477	福祉援護課	
30. ホームレス自立支援事業	7,369	福祉援護課	
31. くらしき男女共同参画フォーラム開催事業	1,413	男女共同参画課	意見 42
32. 女性活躍推進事業	592	男女共同参画課	

本章、「第4章 働く場を創るまち倉敷」の各事業の実績・予算は、千円未満の端数は切り捨てて表示しており、各事業の金額と合計額が一致しない場合がある。

以下の事業については、倉敷みらい創生戦略において、「基本目標③ 働く場を創るまち倉敷」、「平成30年度当初予算（案）の概要ダイジェスト版」において、「働く場を創るまち倉敷」として記載された事業であるが、平成30年度実施事業ではない、過去の包括外部監査の対象事業である、金額的・質的重要性がない等の理由により、監査の対象としていない。

くらしき地域資源情報発信事業、経営所得安定対策推進事業、倉敷ものづくり力発信事業、民間活力導入可能性調査委託事業、起業家支援事業、中心市街地町家・古民家イノベーション事業、大学連携推進事業、高齢者いきがい対策事業、保育所運営事業、認定こども園運営事業、地域型保育（小規模・事業所内）運営事業、保育教諭・保育士・幼稚園教諭養成事業、放課後児童クラブ実施事業、公立幼稚園預かり保育・3才児保育実施事業、男女共同参画推進事業所認定事業、漁港整備事業

第4章 働く場を創るまち倉敷

I 地域産業の競争力強化

1. 企業誘致推進事業

(1) 概要

市内の公的団地（玉島ハーバーアイランド）及び民有地への製造業、先端技術産業などの立地を促進するため、また、水島コンビナートをはじめとする既存企業の再投資を促進するため、下記の制度を設けて企業誘致、市内企業の競争力強化支援を進める制度である。

①倉敷市企業立地促進奨励金／倉敷市物流施設誘致促進助成金

- ・新たに市内に用地を取得する事業者が工場・物流施設等を設置する場合に助成金を交付する。

②倉敷市設備投資促進奨励金

- ・市内に製造工場、研究所、物流施設を有する事業者が工場等の増設を行う場合に助成金を交付する。

③倉敷市本社機能移転等促進奨励金

- ・本社機能移転等に伴い市内に転入する常用雇用者数区分に応じて、奨励金を交付する。
- ・市内新規常用雇用者数に応じ奨励金を交付する。
- ・本社機能移転等に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を1年間交付する。

④倉敷市企業誘致促進奨励金

- ・一定の要件を満たす大規模な工場等の立地を行う場合に奨励金を交付する。

認定要件等は以下のとおりである。

①倉敷市企業立地促進奨励金／倉敷市物流施設誘致促進助成金

名称		企業立地促進奨励金		物流施設誘致 促進助成金
区分		製造工場	研究所等	物流施設
認定要件	対象地域	市内全域		公的団地（注 1）
	用地取得後年数	用地取得（賃貸）後、3 年以内に建設に着手		
	固定資産投資額	公的団地	要件なし	
		民有地	大企業 5 億円以上	大企業 2 億円以上
			中小企業 2 億円以上	中小企業 1 億円以上
	土地取得面積	公的団地	1,000 m ² 以上	
		民有地	5,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
	新規常用雇用者数	公的団地	要件なし	
		民有地	大企業 30 人以上	大企業 10 人以上
			中小企業 10 人以上	中小企業 5 人以上
	対象業種	日本標準産業分類（平成 25 年総務庁告示第 405 号）分類表中「大分類 E-製造業」の項目に掲げる製造業	工業製品・バイオテクノロジー・光通信及び電気通信に係る研究所、ソフトウェアハウス、システムハウス、高度情報処理産業・高度な機械修理業・ディスプレイ業・非破壊検査業・デザイン業・機械設	道路貨物運送業、倉庫業（水面木材倉庫業を除く）、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、荷受・配送センター

				計業及びエンジニアリング業に係る事業所	又は流通過程における簡易な加工場であって、工場若しくは店舗に併設されているものを除く)
	その他要件		岡山県「新企業立地促進補助金」で認定を受けるもの		岡山県「新物流施設誘致促進補助金」で認定を受けるもの
奨励金	算式 (注 2)	公的団地	建物固定資産評価額 (注 3) ×9%+新規常用雇用者数×30 万円 (注 4)		建物固定資産評価額×4.5%+新規常用雇用者数×30 万円 (注 4)
		民有地	建物固定資産評価額×4.5%+新規常用雇用者数×30 万円 (注 4)		
	限度額	公的団地	3 億円		
		民有地	1.5 億円		
その他			(注 1)「公的団地」とは、県、市、公社、公団が事業主体として造成した工業・流通団地とする。 (注 2) 増設の場合、算式単価及び限度額は 1/2 とする。 (注 3)「建物固定資産評価額」とは税額算定の基準となる価格であり、市が発行する課税証明書等の公的書類で確認を行う。 (注 4) 新規常用雇用者が倉敷市内に住所を有する場合 30 万円、岡山県内の倉敷市外に住所を有する場合 15 万円		

②倉敷市設備投資促進奨励金

名称		設備投資促進奨励金			
区分		製造工場・研究所・物流施設	特定業種		製造工場・研究所・物流施設における代替本社機能設置
			製造工場	試験研究施設	
認定要件	対象地域	市内全域			
	対象となる設備投資	増設・移転・更新 ※なお、更新の場合は、「従業員の維持」及び「生産の増強、高付加価値化の推進、環境負荷の軽減のいずれか」が満たされている場合に限る。			企業の事業継続計画(BCP)に定められた市内の主要工場等において代替本社機能を設置する場合
	固定資産投資額	大企業 2億5千万円以上	大企業 20億円以上	1億円以上	大企業 1億円以上
		中小企業 2千5百万円以上 (注1)	中小企業 5億円以上 (注1)		中小企業 1千万円以上 (注1)
	対象業種	製造工場・研究所・物流施設 (注2)	特定業種 EVを含む次世代自動車、航空機、新エネルギー関連分野に係る業種		製造工場・研究所・物流施設 (注2)
	その他要件	・環境保全対策、災害防止対策について適切な措置が講じられているもの ・原則、工事に着手する日までに認定申請を行っているもの			
奨励金	算式	固定資産税・都市計画税相当額（土地を除く）の50% ×3年間（注3）	固定資産税・都市計画税相当額（土地を除く）の100%×3年間、その後50%×2年間（注3）		固定資産税・都市計画税相当額（土地を除く）の50% ×3年間（注3）
	限度額	なし			
その他		・制度適用は2021年7月31日までに工事に着手するもの。（ただし、申請書は2021年3月31日までに提出すること）			

	・奨励金の認定単位は、増設等を行う事業目的を基準として、1事業ごとに認定。 (注1) 中小企業：中小企業基本法第2条に規定する中小企業 (製造業の場合、資本金3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下) (注2) 「企業立地促進奨励金」又は「物流施設誘致促進助成金」の「対象業種」に該当する業種 (注3) 増設等に係る固定資産税等が納付された年度ごとに交付する。
--	---

③倉敷市本社機能移転等促進奨励金

(a) 対象企業

製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、学術研究・専門サービス業、その他市長が認める業種であって、以下の対象企業に奨励金を交付する。

・市外に本社を置く企業

対象	転入常用雇用者及び新規 常用雇用者の合計	固定資産投資額	
		大企業	中小企業
市内へ本社機能に移転する場合	大企業：5人以上 中小企業：2人以上	2,000万円以上	1,000万円以上
研究所を市内に設置する場合（注1）	2人以上		
研修施設を市内に設置する場合（注2）	2人以上		

（注1）次のいずれかに該当する場合

- ・研究開発機能を市内の主力生産工場等に集約する場合
- ・研究開発により、市内の既存産業との連携を図ることで、市内産業の高度化に寄与する場合

（注2）次のいずれかに該当する場合

- ・複数事業所に分散されていた研修施設を市内に一元化する場合
- ・市外にある研修施設を市内に移転する場合
- ・それまでなかった研修施設を市内に設置する場合

- ・市内に本社を置く企業

対象	転入常用雇用者及び新規 常用雇用者の合計	固定資産投資額	
		大企業	中小企業
複数事業所に分散されていた本社機能を統合する場合など	大企業：5人以上 中小企業：2人以上	2,000万円以上	1,000万円以上
市内にある研究所機能を強化する場合	2人以上		
市内にある研修施設機能を強化する場合	2人以上		

(b) 奨励金の額

- ・本社機能移転等促進奨励金

転入常用雇用者区分	奨励金額	東京 23 区からの移転の場合
10 人まで	1 人あたり 20 万円	1 人あたり 40 万円
11 人から	1 人あたり 30 万円を加算	1 人あたり 60 万円を加算

限度額は 2,500 万円であるが、東京 23 区からの移転の場合、5,000 万円

- ・市内雇用促進奨励金

年数	奨励金額	東京 23 区からの移転の場合
初年度	1 人あたり 10 万円	1 人あたり 20 万円
2 年度目	1 人あたり 15 万円	1 人あたり 30 万円
3 年度目	1 人あたり 25 万円	1 人あたり 50 万円

限度額は 3 年間合計で 2,500 万円であるが、東京 23 区からの移転の場合、3 年間合計で 5,000 万円

- ・本社機能移転等賃借料奨励金

限度額は 120 万円/年であるが、東京 23 区からの移転の場合限度額は 240 万円/年

④倉敷市企業誘致促進奨励金

名称		企業誘致促進奨励金
認定要件	対象地域	市内全域
	用地取得後年数	用地取得後（賃貸後）、3年以内に建設に着手
	固定資産投資額	20億円以上
	土地取得面積	50,000 m ² 以上
	対象業種	特定業種に係る製造業 特定業種：EVを含む次世代自動車、航空機、新エネルギー関連分野、国際バルク戦略港湾に関連する分野に係る業種
	その他要件	「企業立地促進奨励金」の交付を受けたもの
奨励金	算式	初年度から3年間 固定資産税・都市計画税相当額（土地を含む）、事業所税相当額の100%×3年間 その後2年間 固定資産税・都市計画税相当額（土地を含む）、事業所税相当額の50%×2年間
	限度額	なし

(2) 実績

企業誘致推進事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
倉敷市企業立地促進奨励金／倉敷市物流施設誘致促進助成金	132,336 2件	3,674 1件	21,932 2件	15,134 2件	389,705 7件

倉敷市設備 投資促進奨 励金	215,381 35 件	246,300 39 件	146,770 33 件	349,816 47 件	541,529 55 件
倉敷市本社 機能移転等 促進奨励金		—	—	3,100 1 件	1,350 1 件
倉敷市企業 誘致促進奨 励金	228,398 1 件	185,363 1 件	153,285 1 件	64,011 1 件	174,557 2 件
合計 (企業誘致 推進事業)	※577,427 38 件	※436,363 41 件	※323,323 36 件	※437,632 51 件	※1,108,233 65 件

※合計の金額のみ、各奨励金等以外の経費を含めた金額である。

(注) 実績の表中に斜線表記しているものは、当該年度において制度が設けられていないことを示し、「—」は利用実績がないこと示す。本頁以降の制度について同じ表記とする。

平成 26 年度から平成 30 年度までの各奨励金の実績件数を大企業、中小企業別に集計すると以下のとおりである。

	大企業	中小企業	合計
倉敷市企業立地促進奨励金	8	4	12
倉敷市物流施設誘致促進助成金	1	1	2
倉敷市設備投資促進奨励金	131	78	209
倉敷市本社機能移転等促進奨励金	2	—	2
倉敷市企業誘致促進奨励金	1	5	6
合計	143	88	231

(3) 指摘事項及び意見

各交付要綱には、正当な理由によることなく、認定事業の開始後、営業を休止、廃止した場合は交付決定の取り消しを行うこととされているが、その後の状況確認については、当該企業等との不定期的な面談等での確認であり、確認として不十分である。

企業誘致促進奨励金を除き、各奨励金の実績件数は概ね大企業が中小企業の2倍程度である。例えば企業立地促進奨励金の製造工場の投資額の要件は、大企業5億円以上、中小企業2億円以上と2つに大別しているのみであることから、実質的に本制度を利用できる中小企業は、中小企業の中でも資本が大きな企業に範囲が絞られていると考えられる。

【現状分析】(9頁)で記載したとおり、市は情報通信業の特化係数が低く課題として挙げているのであるが、現在、市が主体となっていく情報通信業に関する企業誘致事業はない。総務省ICT地域活性化ポータルサイトには、サテライトオフィスの整備、ICTベンチャー系企業の誘致の推進などICTによる地方創生事例が成功事例も含めて掲載されており、また、情報通信業の誘致事業を実施している地方自治体は多数存在する(宇部市：ICT企業立地促進補助金、沼津市：ITオフィス等進出事業費補助金等)。

企業立地等奨励金制度の案内パンフレットの表紙イラスト中に、商標登録されているロゴが使用されていた。

<指摘事項5 パンフレット等に使用するイラストの確認について>

パンフレット等に使用するイラスト、ロゴ等については、商標権を侵害していないか、不適切な表現がないか等を確認のうえ、掲載すべきである。

<意見6 補助金交付後の確認について>

補助金交付後の補助対象事業の営業状況等は、確認の事務手続きの費用対効果を考慮し、例えば事業報告書などの提示を受け、書面にて確認・記録すべきである。

<意見7 対象企業、投資額要件等の細分化について>

制度利用の対象企業を大企業、中小企業の2つを例えば資本金の金額等によりさらに細分化するとともに、投資額要件も細分化・緩和する等、制度の利用状況、市場動向等を勘案し、定期的に見直しを行い、広く公平に本制度を利用できるように検討す

べきである。

<意見 8 情報通信業事業者の誘致事業について>

市の情報通信業特化係数が低い現状を踏まえ、既存の企業誘致推進事業に加え、他市の事業、状況を参考にしながら、情報通信業に特化した企業誘致関連事業の策定を検討すべきである。

2. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業

(1) 概要

高梁川流域圏域の創業者支援を行うことを目的に、インキュベーション施設「くらしきベンチャーオフィス」を運営し、無料の創業相談の実施、起業塾の開催、創業者展示会の開催等を行う「くらしき創業サポートセンター」を運営する。具体的には①くらしき創業サポートセンターの相談窓口、②起業塾・セミナーの開催、③がんばれ！未来の老舗展の開催、④インキュベーション施設（くらしきベンチャーオフィス）、⑤産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業（高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業以外の事業も含む）事業である。

①くらしき創業サポーターの相談窓口

創業を考えている方のために、倉敷市・早島町と金融機関・商工団体等支援機関が連携して、創業に関する全般的な内容、融資相談、事業計画策定支援、各分野の専門家の派遣相談、創業に関する補助金等の情報提供、申請書作成支援等を無料で行う。

②起業塾・セミナーの開催

創業体験談、マーケティング、財務会計、創業計画書の作成などについて、2～5 時間×4～5 回の起業塾・セミナーを参加費無料で行う。

③がんばれ！未来の老舗店の開催

年に 1～2 回程度、大型商業施設で創業者が出店する展示会を開催する。創業者は、くらしき創業サポートセンターの支援機関等からの推薦により出展料無料で出店し、商品、サービスの PR、マーケティングを行うことができる。

④インキュベーション施設（くらしきベンチャーオフィス）

創業時～創業5年未満の起業家が入居できる施設を提供し、経営相談しやすい環境で事業をスタートすることができる。家賃が安価であり、駅からも近く、施設内にインキュベーションマネージャーが在籍しており、相談を気軽に行うことができる。

施設、入居の要件、入居対象事業等

くらしきベンチャーオフィス	
場所	JR 倉敷駅前西ビル 8 階
施設	事務室 7 室、共同のロビー・会議室
広さ、家賃等	約 20 m ² 月額約 3 万円×6 室 7 m ² 月額約 1 万円×1 室 共益費、電気料、インターネット使用料込
入居期間	原則 3 年＋1 年（要審査）
入居の要件	・高梁川流域市町に住民票/法人登記があること ・くらしきベンチャーオフィスを主たる事業拠点とすること ・代表者が自ら事業に当たること ・入居申込時において事業開始/法人設立後 5 年を経過していないこと ・法人の場合は、株式・合名・合資・合同会社・企業組合、一般財団法人、NPO 法人のいずれかであること ・市町村税を滞納していないこと ・暴力団関係者でないこと
入居対象事業	次のいずれにも該当しない事業 ・弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等の専門的資格を有する者（以下「弁護士等」という）が、当該専門的資格に係る業務のみを行うこととしている事業 ・事業内容に独自性又は多数の者の出入りが想定される事業 ・販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業 ・法令及び公序良俗に反する事業 ・射幸心をあおるおそれがある事業

⑤産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業

産業競争力強化法の規定に基づき、市及び早島町の創業支援計画として国の認定を受けている事業のうち、「特定創業支援等事業」による支援を受けた方に、市の証明書を発行する。証明書によるメリットは以下のとおりである。

- ・創業時又は創業後 5 年未満の個人が会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれか）を設立する際、登録免許税が軽減される。
- ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠を、事業開始の 6 か月前から支援を受けることが可能になる。
- ・日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金を充足したものととして、利用することが可能となる。

特定創業支援等事業の要件は以下のとおりである。

- ・市のインキュベーション施設に入居し、1 か月以上 4 回にわたりインキュベーションマネージャーの指導を受けること。
- ・くらしき創業サポートセンターが主催する起業塾を受講すること。
- ・くらしき創業サポートセンターで実施する窓口相談において、1 か月以上 4 回以上にわたり、所定の項目に係る相談を受けること。
- ・公益財団法人岡山県産業振興財団が主催するプレインキュベーションセミナーを受講すること。
- ・株式会社中国銀行が実施する岡山イノベーションスクールを受講すること。
- ・高梁川流域圏内で実施される特定創業支援等事業として認定された創業セミナー・創業塾を受講すること。

(2) 実績

高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 創業サポー	6, 251	8, 522	7, 600	7, 903	8, 622

トセンター 広域連携事 業					
---------------------	--	--	--	--	--

平成 30 年度の各事業の目標値、実績値は以下のとおりである。

	目標指標	支援者※1		創業者※2	
		目標値	実績値	目標値	実績値
くらしき創業サポートセンターの相談窓口	相談件数	300 人	976 人	30 人	335 人
起業塾・セミナーの開催	参加者延べ人数	300 人	401 人	12 人	19 人
がんばれ！未来の老舗店の開催	※3				
インキュベーション施設	入居者	10 人	14 人	4 人	4 人
産業競争力強化法による認定特定創業支援事業	※4				

※1：産業競争力強化法による認定創業支援等事業により支援を受けた者

※2：産業競争力強化法による認定創業支援等事業により支援を受けて創業した者

※3：産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業ではなく、特段の目標値は定めておらず、担当者会議で結果を報告し、前年度との比較を行っている。

※4：産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業は、くらしき創業サポートセンターの相談窓口、起業塾・セミナーの開催、インキュベーション施設を含むものであり、個別の目標値はない。

くらしき創業サポートセンターの相談窓口、起業塾・セミナーの開催は目標値よりも実績値が大幅に上回っているが、これは相談窓口（くらしき創業サポートセンターの構成団体）の数が目標設定時より増えたこと及び起業塾の目標設定値が年 2 期開催を想定しているが、実際は年 3 期開催となったことによるものである。

過去の年度の実績人数平均より目標値を算定しているが、特に乖離が大きいくらしき創業サポートセンターの相談窓口は、令和元年度目標を、過去の実績人数平均と令和元年度から岡山県よろず支援拠点がかくらしき創業サポートセンターの構成団体に加わることを考慮し、支援者 760 人、創業者 190 人に設定した。（岡山県よろず支援拠点

がくらしき創業サポートセンターの構成団体に加わらなかった場合の想定人数は、支援者 700 人、創業者 175 人である。)

(3) 指摘事項及び意見

インキュベーション施設（くらしきベンチャーオフィス）の家賃の滞納について、直近では平成 26 年度に 2 件（同一の入居者）発生した。2 件とも翌年度には納付済みであり平成 30 年度における滞納繰越実績はゼロ件である。家賃の支払は納付書を毎月送付し、当該納付書をもって納付が行われている。

<意見 9 くらしきベンチャーオフィス家賃の支払い方法について>

くらしきベンチャーオフィスの家賃は、クレジットカードによる支払、自動引落の設定、1 年分の納付書を送付する等、回収事務、滞納リスクの低減を図るべきである。

3. 中小企業振興支援事業

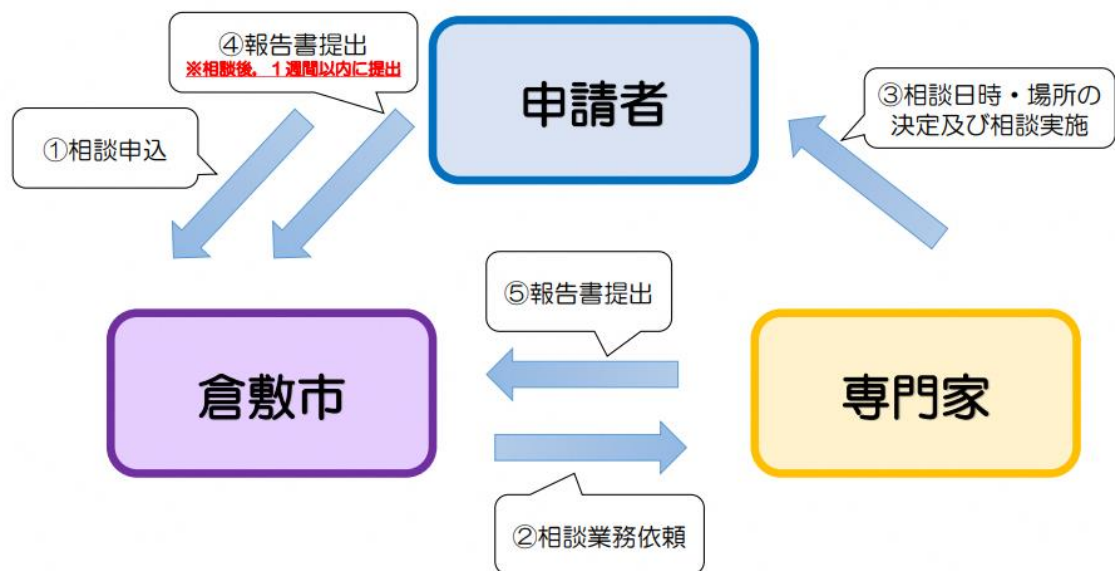
(1) 概要

経営革新や経営基盤強化を図る中小企業者を支援するため、「中小企業無料経営相談」等を実施する事業である。相談対象者や相談員等については以下のとおりである。

対象者	・ 市内に住所及び事業所を有する個人事業主 ・ 市内に主たる事業所（本社）を有する会社 ・ 市内に住所を有する開業予定の個人
相談員	中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士、弁護士
相談内容	企業経営全般、労務管理・社会保険全般、企業税務全般、企業登記全般、企業経営に対する法律全般
相談時間	①中小企業診断士：2 時間以内/回 ②社会保険労務士：2 時間以内/回 ③税理士：1 時間以内/回 ④司法書士：1 時間以内/回 ⑤弁護士：40 分以内/回
相談料	無料

相談場所	①～④：自宅または事業所 ⑤：岡山弁護士会館
------	---------------------------

【申し込みから経営相談実施まで】



(出所：倉敷市ホームページ)

(2) 実績

中小企業振興支援事業の過去5年間の実績と予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中小企業振興支援事業 (実績)	86	1,680	598	787	814
中小企業振興支援事業 (予算)	86	1,732	1,026	1,025	1,025

経営相談実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中小企業診断士	3 件	※102 件	31 件	37 件	39 件
社会保険労務士				3 件	7 件
税理士	4 件	1 件	9 件	13 件	5 件
司法書士				1 件	—
弁護士	—	—	1 件	—	2 件

※平成 27 年度はがんばる中小企業応援事業において、本制度の中小企業診断士の利用を特に推奨したため、相談者数が増加した。

総括的な相談として、まず中小企業診断士を利用し、より専門的な相談が必要となる場合に、社会保険労務士等に相談することが多く、中小企業診断士の相談件数が多い。

(3) 指摘事項及び意見

本制度は倉敷市ホームページ、金融機関・商工団体などへの説明会開催、チラシ配布等により、周知している。本制度の実績額は相談者の相談回数、相談員等により左右されるものであるが、平成 28 年度以降、実績が予算の 6 割から 8 割程度の水準で推移している。平成 27 年度は他の中小企業向けの制度において、本制度利用を推奨した結果、利用実績が増加しており、他の中小企業向け制度利用において本制度を積極的に周知することが望まれる。

<意見 10 中小企業振興支援事業の周知、利用の促進について>

商工課の商業活性化事業、創業者支援融資事業等、中小企業者の起業、開業及び経営相談に関連する制度を受ける事業者には、同時に本制度の資料を配布・説明する等、無料である本制度の利用をより一層促進すべきである。

4. くらしき地域資源活性化事業

(1) 概要

(国内販路開拓支援)

首都圏などの大都市圏における見本市や商業施設への出展支援を通じて、くらしき地域資源の事業者の販路開拓・販売促進・マーケティング支援を図り、地域経済の活性化につなげる事業である。

(海外販路開拓支援)

地域資源の海外展開促進や市の認知度向上を図り、地域経済の活性化につなげることを目的に、バイヤーの招聘による商談会や、海外大規模見本市への出展、フランス・パリで地域資源を PR するポップアップショールーム事業を実施する事業である。

平成 30 年度においては、具体的には以下の事業・フェア、イベント等を行った。

(国内販路開拓支援)

イベント名等	開催日時	開催場所	内容
倉敷アーツ&フェア ブリカ展	平成 30 年 10 月 10 日～16 日	岩田屋本店新館 6 階ステージ＃6	倉敷市特産品の展 示・販売、倉敷小町 による倉敷市 PR
マッチングフェ ア、バイヤーツア ー	平成 30 年 11 月 15 日～16 日	倉敷市文芸館	県内外のバイヤー を招聘しての商談 会、翌日には生産現 場を見学するツア ーを実施
グルメ&ダイニン グスタイルショー 2019 春	平成 31 年 2 月 12 日～15 日	東京ビッグサイト	倉敷市ブースで出 展、参加 6 事業者が 展示・商談を実施
インターナシヨナ ル・ギフトショー 2019 春	同上	同上	倉敷市ブースで出 展、参加 9 事業者が 展示・商談を実施
倉敷 春 日々の 暮らし展	平成 31 年 3 月 27 日～4 月 1 日	松坂屋名古屋店 南館 1 階 オルガ ン広場	倉敷市特産品の展 示・販売、倉敷小町 による倉敷市 PR

(海外販路開拓支援)

イベント名等	開催日時	開催場所	内容
アパレル・食品商 談会	アパレル：平成 30 年 10 月 2 日 食品：平成 30 年 10 月 23 日	倉敷市芸文館	海外バイヤーや国 内輸出商社の招聘 による市内事業者 との商談会
フランス・パリ 地 域資源プロモーション	平成 30 年 1 月 4 日 ～1 月 5 日	Wa salon 及び Dominique Bouchet (フランス・パリ)	倉敷市の特産品・観 光資源を活用した メディア向けプロ モーションイベン ト
フランス・パリ ポ ップアップショー ルーム	平成 30 年 1 月 2 日 ～2 月 2 日	Discover Japan Paris (フランス・パリ)	パリ市内において 市内事業者の商品 を展示販売する期 間限定ショールー ムの開設

「倉敷アーツ&ファブリカ展」、「倉敷 春 日々の暮らし展」は、くらしき「個性と魅力」発信事業（164 頁）の事業でもあることから、本制度と重複している。くらしき「個性と魅力」発信事業とくらしき地域資源活性化事業は、ともに商談会、特産品の展示等であり、実施内容は類似しているが、くらしき「個性と魅力」発信事業は市の魅力を県内外に発信することを主たる目的とし、くらしき地域資源活性化事業は市内の地域資源事業者の販路開拓・拡大支援を主たる目的としており、事業目的が明確に異なることから別の事業としている。

(2) 実績

くらしき地域資源活性化事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
くらしき地 域資源活性	8,791	11,799	11,209	12,922	12,925

化事業（国内販路開拓支援）					
くらしき地域資源活性化事業（海外販路開拓支援）	11,038	24,405	26,295	17,841	14,518
合計	19,830	36,205	37,505	30,763	27,444

平成 30 年度の施策の主な成果は以下のとおりである。

（国内販路開拓支援）

イベント名	主な成果
倉敷アーツ&ファブリカ展	参加事業者数：19 事業者 売上高：4,290,411 円
マッチングフェア、バイヤーツアー	参加事業者数：19 事業者 参加バイヤー：13 事業者 商談件数：66 件 成約件数：3 件
グルメ&ダイニングスタイルショー 2019 春	出展事業者：6 事業者 商談件数：54 件 成約件数：1 件
インターナショナル・ギフトショー 2019 春	出展事業者：9 事業者 商談件数：203 件 成約件数：11 件
倉敷 春 日々の暮らし展	参加事業者：27 事業者 売上高：10,657,136 円 来場者 6,300 人

(海外販路開拓支援)

イベント名	主な成果
アパレル・食品商談会	アパレル商談会 参加事業者：16 社 商談成約（見込含）件数：20 件 商談成約（見込含）金額：730 千円 食品商談会 参加事業者：18 社 商談成約（見込含）件数：28 件 商談成約（見込含）金額：413 千円
フランス・パリ 地域資源プロモーション	現地メディア、大手旅行会社等 23 社 27 名を招聘し、16 社 19 件の現地メディア記事化、倉敷のツアー造成検討などの成果があった。
フランス・パリ ポップアップショールーム	参加事業者：13 社 商談成約（見込含）件数：2 件 商談成約（見込含）金額：1,400 千円 来店者数：1,420 人

海外販路開拓支援の目標値と実績値は以下のとおりである。

指標	指標値	実績値
商談成約金額（見込金額含む）	5,920 千円	2,543 千円
商談成約件数（見込件数含む）	32 件	50 件
参加事業者	27 社	54 社

(3) 指摘事項及び意見

本事業は公募型プロポーザル方式により参加者を募っているが、くらしき地域資源活性化事業（国内販路開拓支援）の参加企業は、平成 26 年度～平成 30 年度まで全て同一事業者のみの参加であり、当該同一事業者に委託している。当該事業者は、百貨店側から催事の依頼があるなど、成果をあげているが、長期間にわたり参加事業者が同一事業者のみの状況は公平性、競争性の観点からは、望ましいとは言えない。

海外販路開拓支援は複数事業者が参加し、事業者も年度によって異なっている点を考慮すると、国内販路開拓支援は、百貨店等での催事場事業に強いことに加え、地元事業者との繋がりが強いことが求められ、他の事業者の参加が難しくなっていると考えられる。

海外販路開拓支援は成果目標を設定しているのに対して、国内販路開拓支援は設定していない。

<意見 11 国内販路開拓支援の公募型プロポーザル参加企業の増加について>

本制度の委託先は市内の業者などに限定しておらず、広く告知する必要があるが、本事業の公募は主として市のホームページへの掲載、過去に興味を示した事業者への直接の連絡のみに留まる。例えば岡山県内の商工会議所へ本事業を紹介するなど、複数の参加企業からの応募から適切な事業者を選定する体制とし、本制度の有効性をより一層高めるべきである。

<意見 12 国内販路開拓支援の成果目標を設定について>

国内販路開拓支援についても、商談件数、成約件数、成約金額等の成果目標値を定め、本事業の効果測定を行うべきである。

5. がんばる中小企業応援事業

(1) 概要

地域経済を支える中小企業の新たな事業展開を応援するため、下記の事業を行う場合に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することで、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

①研究開発事業

②農林水産物活用型商品開発事業

③産業財産権取得事業

④販路開拓事業

⑤共同出店型販路開拓事業

- ⑥人材育成事業
- ⑦事業承継・M&A 事業
- ⑧女性起業家ネットワーク形成事業
- ⑨BCP 策定支援事業
- ⑩人材確保支援事業

なお、IT 活用支援事業、起業家支援事業が、がんばる中小企業応援事業として実施されていたが、平成 29 年度に終了しているため、当該事業については、制度概要の記載を割愛し、過去 5 年間の実績と予算の金額、件数を記載する。

補助対象者は以下のとおりである。

(ア) 市内の中小企業者

中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に住所及び事業所を有する個人事業主、市内に主たる事業所（本社）を有する会社

主たる事業の業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下段 3 業 種を除く。)	30 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

(イ) 市内の中小企業者の団体

構成員の 2 分の 1 以上が市内の中小企業者である、事業協同組合、商工組合、企業組合又は協業組合、地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体であって、規約等から市長が適当と認める団体

①研究開発事業

補助対象事業	新技術及び新製品の研究開発
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3 分の 2
限度額	200 万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、共同研究費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）
備考	①「新技術及び新製品の研究開発」とは、補助事業者にとって新たな技術・製品であり、市場における新規性や優位性があるものの研究開発をいう。 ②外注費、技術指導受入費及び共同研究費（以下「外注費等」という。）の各対象経費の上限額は、全補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。 ③外注費等の対象経費の合計額は、全補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。 ④市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

②農林水産物活用型商品開発事業

補助対象事業	市内の農林水産物を活用した新商品の開発
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3 分の 2
限度額	50 万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）
備考	①「市内の農林水産物を活用した新商品の開発」とは、市内で栽培・収穫される農林水産物を活用した、補助事業者にとって新たな商品・サービスの開発をいう。 ②市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

③産業財産権取得事業

補助対象事業	特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の取得
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	2 分の 1
限度額	20 万円
対象経費	弁理士費用、翻訳料
備考	①日本国特許庁のほか、外国特許庁における権利取得を含める。 ②商標権については、地域団体商標の商標登録及び外国特許庁における権利取得のみとする。

④販路開拓事業

補助対象事業	岡山県外での見本市及び展示会（物産展等主として販売を目的とするものを除く。）への出展
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	10 分の 10
限度額	(1) 国内での見本市及び展示会 10 万円 (2) 外国での見本市及び展示会 20 万円
対象経費	会場費（小間料）
備考	①対象経費は、見本市及び展示会の主催者に直接支払ったものに限る。 ②共同出展型販路開拓事業の補助事業者及び共同出展者が、1 会計年度において、販路開拓事業を併用することはできない。

⑤共同出店型販路開拓事業

補助対象事業	岡山県外での見本市及び展示会（物産展等主として販売を目的とするものを除く。）への中小企業者 3 者以上による共同出展
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	(1) 会場費（小間料）10 分の 10 (2) 広告宣伝費 3 分の 2
限度額	(1) 会場費（小間料）

	ア 国内での見本市及び展示会 20 万円×出展者数 イ 外国での見本市及び展示会 30 万円×出展者数 (2) 広告宣伝費 ア 国内での見本市及び展示会 10 万円×出展者数（上限 50 万円） イ 外国での見本市及び展示会 15 万円×出展者数（上限 50 万円）
対象経費	(1) 会場費（小間料） (2) 広告宣伝費
備考	①1 つの小間又は連続する複数の小間を使用する出展に限る。 ②会場費（小間料）は、見本市及び展示会の主催者に直接支払ったものに限る。 ③広告宣伝費は、見本市及び展示会で使用し、かつ、歴史、文化、地域資源等、本市の個性と魅力の発信に資する内容を含む看板、動画、パンフレット等の作成及び設置に要する費用に限る。 ④販路開拓事業の補助事業者が、1 会計年度において、共同出展型販路開拓事業を併用（共同出展者としての参加を含む。）することはできない。

⑥人材育成事業

補助対象事業	(1) 中小企業大学校、中国職業能力開発大学校、岡山県産業振興財団、山陽技術振興会その他の研修実施機関又は団体が実施する研修の受講 (2) 従業員等を受講の対象とし、(1)に規定する研修実施機関又は団体から派遣される者が講師を務める研修の開催
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3 分の 2
限度額	20 万円（1 事業者当たりの年間総額）
対象経費	負担金（受講料）、謝金（講師料）、賃借料（会場使用料）、委託費（研修の開催に係るものに限る。）
備考	—

⑦事業承継・M&A 事業

補助対象事業	(1) 事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断 (2) 自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
対象事業者	中小企業者
補助率	3 分の 2
限度額	50 万円
対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）
備考	—

⑧女性起業家ネットワーク形成事業

補助対象事業	本市内における女性起業家、女性経営者（経営幹部を含む。）及び起業を目指す女性を対象とした交流会又は勉強会（10 人以上の参加が見込まれるものに限る。）の開催
対象事業者	中小企業者（女性個人事業主又は代表者が女性である会社に限る。）
補助率	10 分の 10
限度額	10 万円
対象経費	賃借料（会場使用料）、謝金（講師料）、印刷製本費、広告宣伝費
備考	宗教、政治、選挙及び営利を目的として開催される事業は、補助対象事業としない。

⑨BCP 策定支援事業

補助対象事業	BCP（事業継続計画）の策定
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3 分の 2
限度額	30 万円

対象経費	委託費(BCP(事業継続計画)の策定に係るものに限る。)
備考	BCP(事業継続計画)とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものをいう。

⑩人材確保支援事業

補助対象事業	岡山県外における合同就職説明会及び合同就職面接会への参加
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	10分の10
限度額	20万円
対象経費	会場費(小間料)
備考	対象経費は、合同就職説明会及び合同就職面接会の主催者に直接支払ったものに限る。

(2) 実績

がんばる中小企業応援事業の過去5年間の実績と予算の金額、件数は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研究開発事業	5,467 (－) 5件 (－)	8,305 (10,000) 5件 (5件)	7,187 (10,000) 4件 (5件)	5,936 (10,000) 3件 (5件)	7,296 (10,000) 5件 (5件)
研究開発 (高梁川流域)	－ (－) － (－)	8,097 (10,000) 4件 (4件)	－ (－) － (－)	－ (－) － (－)	－ (－) － (－)

農林水産物 活用型商品 開発事業	— (—) — (—)	— (—) — (—)	— (—) — (—)	— (—) — (—)	1,425 (2,000) 3 件 (4 件)
産業財産権 取得事業	2,348 (—) 11 件 (—)	3,183 (3,000) 19 件 (10 件)	1,110 (3,000) 7 件 (10 件)	1,666 (1,600) 11 件 (8 件)	1,039 (2,400) 7 件 (12 件)
販路開拓事 業	7,478 (—) 33 件 (—)	9,313 (11,400) 47 件 (47 件)	8,151 (9,400) 42 件 (42 件)	11,180 (10,000) 56 件 (45 件)	9,933 (6,100) 53 件 (31 件)
共同出店型 販路開拓事 業					— (3,600) — (4 件)
人材育成事 業	692 (—) 9 件 (—)	1,719 (1,600) 27 件 (8 件)	1,927 (1,800) 23 件 (9 件)	1,702 (1,800) 18 件 (9 件)	2,731 (2,200) 25 件 (11 件)
事業承継・ M&A 事業	— (—) — (—)	638 (1,500) 3 件 (3 件)	— (1,500) — (3 件)	833 (1,000) 2 件 (2 件)	— (2,000) — (4 件)
女性起業家 ネットワー ク形成事業	— (—) — (—)	— (500) — (5 件)	— (300) — (3 件)	— (300) — (3 件)	100 (500) 1 件 (5 件)
BCP 策定支 援事業				— (900) —	— (600) —

				(3 件)	(2 件)
人材確保支援事業				580 (4,500) 2 件 (15 件)	800 (2,800) 4 件 (15 件)
IT 活用支援事業	— (—) — (—)	4,804 (2,000) 29 件 (10 件)	5,344 (4,000) 30 件 (20 件)	2,562 (3,100) 27 件 (31 件)	
起業家支援事業	— (—) — (—)	9,888 (10,000) 36 件 (25 件)	11,953 (10,000) 40 件 (25 件)	17,274 (10,000) 49 件 (25 件)	
合計	15,985 (20,000)	45,947 (50,000)	35,672 (40,000)	41,733 (43,200)	23,324 (30,200)
(がんばる 中小企業応援事業)	58 件 (—)	170 件 (117 件)	146 件 (117 件)	168 件 (146 件)	98 件 (92 件)

() は予算であり、平成 26 年度はがんばる中小企業応援事業全体で予算計上している。

(3) 指摘事項及び意見

女性起業家ネットワーク形成事業、BCP 策定支援事業、人材確保支援事業は予算に対する実績が低調である。BCP 策定支援事業、人材確保支援事業は歴史が浅いことが要因の 1 つと考えられる。

<意見 13 利用実績の低調な事業について>

利用実績の低調な事業については、要因を分析し、廃止、要件の緩和、広報等の在り方等を検討すべきである。なお、市は平成 30 年 7 月豪雨災害により、甚大な被害を受けていることから、BCP 策定支援事業については、市民の防災に係る関心が高いこの時期の対応が有効である。

6. 高梁川流域地域資源活用推進事業

(1) 概要

高梁川流域圏の地域資源について、プロモーションの実施や、展示会・物産展等の販路開拓の支援など、圏域内の地域資源を磨き、発信し、拡大する事業の実施を通じて、高梁川流域圏の地域資源の活用を推進し、地域経済の循環・活性化を図る事業である。

平成 30 年度においては、以下のセミナー、イベント等を行った。

イベント名 補助金	開催日時	開催場所	内容
ブラッシュアップ セミナー	平成 30 年 8 月 22 日	倉敷市役所厚生 棟 2 階 207 会議室	全国の自治体・商店 街・企業等を政策・ 活動面で支援した 経験を持つ講師を 招聘し、セミナーを 実施した。
ブラッシュアップ ワークショップ	平成 30 年 9 月 18 日	倉敷市市民会館 大会議室	2 名の講師を招聘 し、2 つの視点とア プローチで事業者 の商品や理念につ いてブラッシュア ップするワークシ ョップを実施した。
バイヤー等とのマ ッチング事業(商談 会、バイヤーツア ー)	平成 31 年 1 月 24 日 (商談会) 平成 31 年 1 月 25 日 (バイヤーツアー)	倉敷芸文館アイ シアター バイヤーが高梁 川流域圏事業者 を訪問	高梁川流域圏の事 業及び県内外のバ イヤーを対象とし て商談会、バイヤ ーツアーを実施した。
圏内大型商業施設 でのプロモーション イベント	平成 30 年 12 月 1 日、 2 日	イオンモール倉 敷 1 階セントラル コート	高梁川流域圏 10 市 町共同で、展示販 売・ワークショッ

			プ・ステージイベント等 PR イベントを実施した。
高梁川流域「倉敷三 斎市」補助金	毎月第 3 日曜日	倉敷駅前	地産地消をテーマに、流域圏の地域に焦点を当てたテーマを、毎月設定し、テーマにちなんだ出店やイベントを毎月第 3 日曜日に開催する。
備中玉島みなと朝 市負担金	8 月を除く毎月第 2 日曜日	倉敷市玉島中央 町及び周辺の商 店街	高梁川流域圏域の地域資源の情報発信、活性化と玉島商店街の活性化を目指して、8 月を除く毎月第 2 日曜日に朝市を開催する。
早島倉敷花ござま つり負担金	平成 30 年 7 月豪雨 災害のため中止	平成 30 年 7 月豪 雨災害のため中 止	早島倉敷花ござまつりにおいて、特産の花ござをはじめ、多種多彩な「い草製品」の展示・販売、い草の歴史と文化の紹介を行う。

本事業は、商談会、プロモーションイベントを行う等、くらしき地域資源活性化事業（59 頁参照）と類似する内容であるが、本事業は高梁川流域 10 市町の地域資源事業者の支援が目的であり、くらしき地域資源活性化事業は市内の地域資源事業者の販路開拓・拡大支援を主たる目的としており、事業目的が明確に異なることから、別の事業としている

(2) 実績

高梁川流域地域資源活用推進事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高梁川流域 地域資源活用推進事業	※1,392	11,291	35,429	27,124	23,297

上記のうち、補助金は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高梁川流域 「倉敷三斎市」補助金	※6,000	4,000	10,000	9,270	9,480
にぎわう昭和のまち玉島実行委員会負担金	—	—	4,000	3,000	3,670
早島倉敷花ござまつり負担金	300	300	300	300	300

※平成26年度において、高梁川流域「倉敷三斎市」補助金は高梁川流域地域資源活用事業ではなかったため、表記上、高梁川流域地域資源活用事業の実績値が高梁川流域「倉敷三斎市」補助金を下回ることになる。

施策の主な成果は以下のとおりである。

イベント名・補助金	主な成果
ブラッシュアップセミナー	参加事業者数：26 事業者
ブラッシュアップワークショップ	参加事業者：20 事業者
バイヤー等とのマッチング事業 (商談会、バイヤーツアー)	参加事業者：16 事業者 参加バイヤー：14 社

	商談件数：68 件 成約件数：6 件
圏内大型商業施設でのプロモーションイベント	参加事業者：14 事業者 2 日間総売上：794,500 円
高梁川流域「倉敷三斎市」補助金	来場者数 292,000 人 出展数：909 店
備中玉島みなと朝市負担金	来場者数を把握していない。(※)
早島倉敷花ござまつり負担金	平成 30 年 7 月豪雨災害のため中止

(※) 令和元年 7 月より来場者を把握しており、令和元年 7 月は 1,800 人、令和元年 9 月は 2,300 人の来場者数である。(8 月は開催しない)

本事業である高梁川流域「倉敷三斎市」、備中玉島みなと朝市の様子を視察したところ、いずれも人通りは多く盛況を見せていた。



倉敷三斎市
(令和元年 7 月 21 日)



備中玉島みなと朝市
(令和元年 10 月 13 日)

(3) 指摘事項及び意見

にぎわう昭和のまち玉島実行委員会負担金について、収支決算書に記載されている予算・実績比較にかかる予算の数値と科目が、当初の予算案と整合していないため、当初予算との実績比較が適切に行われていない。具体例として、当初予算における人件費は400千円であり、本400千円と実績値を比較すべきであるが、収支決算書における人件費の予算は350千円に変更されていた。

高梁川流域地域資源活用推進事業の成果目標の指標は、商談件数となっている。KPIの考え方に基つけば、指標は商談件数ではなく、成約件数、成約金額等の方が適切であると考えられるが、商談後即契約となるケースはまれであり、契約までには時間を要するため、評価指標として商談件数を採用している。

<意見 14 収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値について>

収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値については、当初予算の科目・数値をもって比較を行うべきであり、予算そのものを修正する必要性が生じた場合は、補正予算を行う、流用する場合は流用した内容を明示すべきである。

<意見 15 成約件数、成約金額等のアウトカム指標の設定について>

本事業の成果指標として商談件数を設定することは不合理ではないが、成約件数、成約金額等のアウトプット指標についても、期間経過後であっても集計し、本事業の効果測定を行うべきである。

7. 産学共同研究事業

(1) 概要

産学共同研究事業は、倉敷市立短期大学の産学共同研究者と市内の繊維関連企業が連携し、共同で新商品の開発やPR・販売手法等の戦略を研究、立案することにより、地域経済の活性化や地場産業の高度化、高付加価値を促進しようとするものである。

市から委託を受けた、学長を委員長とする産学共同研究推進委員会を設置して平成16年度より当事業を実施している。委員会は、学長、事務局長、服飾美術学科長及び倉敷ファッションセンター株式会社より推薦のあった同社社員3名（うち2名はそれぞれ岡山県アパレル工業組合、倉敷市繊維技術センターを兼務）の合計6名から構成

される。

市は産学共同研究推進委員会と委託契約を締結し委託料を支払うこととされており、委託契約終了後、委託料に残額が生じた場合にはこれを返還することとされている。

(2) 実績

産学共同研究事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	460	460	460	460	460
実績額	459	459	459	452	459

平成 30 年度は、「衣料品の快適性に関する研究」を研究テーマとし、ビジネススーツ、またはその関連ウェアやシューズの着用感の不満、悩みを解決すべく、着用時の快適性について心理的評価、生理的評価、物理的評価の側面から評価を行い商品開発へつなぐことを目的としたものであった。

(3) 指摘事項及び意見

平成 30 年度産学共同研究事業の当初予算は研究費施設備品費（修理代を含む）、200,000 円、研究用消耗品費 100,000 円、被験者謝金 60,000 円、調査研究旅費・ミーティング移動費 100,000 円の合計 460,000 円とされていた。これに対し、当年度の収支報告書によれば、実績は備品費として「レコーディングユニット LX110 用アンプ」459,864 円のみ計上されている。当該支払は収支報告書が提出された平成 31 年 3 月 20 日の直前である平成 31 年 3 月 8 日に支出されていた。

平成 30 年度産学共同研究実施要領によれば、大学は費用負担として、大学研究者の人的費用の負担及び大学研究設備にかかる測定用消耗品・研究資材・研究助手及び被験者謝礼等の経費を負担することとされている。これに照らせば、平成 31 年 3 月 8 日の 459,864 円の支出については、実際に支出されたのは備品の購入であり、必ずしも当該研究のみに使用されるものではない。また、11 月に従前機材に故障が生じ、修理検査・発注等に時間がかかり 2 月に納品となったとのことである。当該研究は産学共同研究報告書において、この不具合の影響から「快適性の指標となる生理値を計測することができなかった。そのため次年度も本研究を引き続き実施する予定である。」と

結んでいるが、当年度事業としての研究の実施自体が概ね完了したと考えられる報告直前の機材購入費用が本事業予算から支払われることは適切ではない。

また、このレコーディングユニットは市、または市立短期大学のいずれの備品台帳にも記載されていない。

平成 28 年度産学共同研究事業の収支報告書においては 460,000 円の予算額に対して、実績額が 459,755 円となり 245 円が市に返戻された。当該支出のうち、研究期間期間である年度末の平成 29 年 3 月 31 日に、備品費として「I Pad 外」75,326 円が支出されている。

<指摘事項 6 研究費の使途について>

事業費である研究費は、産学共同研究実施要領に定められた当事業に直接関係のあるものにすべきであり、直接関係のないものについては、大学の予算にて購入すべきである。また、研究活動が終了した後の支出については対象にすべきでない。

<指摘事項 7 備品台帳について>

公費により購入した備品は市の財産であることから、備品台帳に記載の上、管理責任部署等を明確にし、適切に管理すべきである。

産学共同研究実施要領において、産学共同研究の成果として特許権等が生じる場合の取り扱いが曖昧であり、研究成果が特許権等を伴う結果として経済的利益を生じる場合には、これらの帰属について争いが生じる可能性がある。

<指摘事項 8 特許権等の取り扱いについて>

産学共同研究によって生じる特許権等は、本来市に帰属すべきものが市に帰属しない結果となってはならず、産学共同研究実施要領において事前に明確にしておくべきである。

平成 30 年度産学共同研究実施要領によれば、研究成果については、公表を前提とされている。しかしながら、平成 30 年度及び過年度において、各年度の研究タイトルが公表されているのみであり、研究内容及び結果については公表がされていない。

＜指摘事項 9 研究結果の公表について＞

産学共同研究は、その成果が商業目的で利用されることを含め、地域経済の発展に寄与すべきものとして公費が投入されるものであるから、その研究成果が公表されていないことは事業の趣旨に照らして適切ではなく、産学共同研究の研究成果は、特許権等に必要な配慮を行った上で公表すべきである。

産学共同研究推進委員会は、倉敷市立短期大学学長が委員長を務め、その他 5 名の委員で組織する。委員長を含む計 6 名の委員は、倉敷市立短期大学と倉敷ファッションセンター株式会社に所属している。

＜意見 16 委員の選定について＞

産学共同研究事業は広く一般に公募する事業であることから、委員会を構成する委員の人選は、産学共同研究の実施が地域経済・地場産業の発展に寄与するように、偏りなく行われるべきである。

8. 地産地消推進事業

(1) 概要

地元の農産物・特産物の消費を拡大し、地域農業の活性化や農業者の所得向上を図ること、食の安全・安心に努めるとともに食文化の伝承を図ることを目的として、マスカットなどの特産物の PR を行っている。

平成 30 年度の実施の概要は以下のとおりである。

イベント名等	開催日時	開催場所	内容
倉敷地方いちご共進会	平成 31 年 2 月 5 日	倉敷市役所本庁	いちごの共進会
船穂スイートピー記念日イベント	平成 31 年 1 月 25 日～27 日	JR 倉敷駅、ライフパーク倉敷、JA 岡山山西フルーツフラワーセンター	スイートピーなどのフラワーアレンジ装花の展示や作成、栽培ほ場の見学
マスカット・オブ・アレキサンドリア	平成 30 年 6 月 9 日～10 日	千疋屋総本店(日本橋本店、横浜高島屋	市内生産者や市職員などによる首都

の PR		店)	圏での販促 PR
倉敷“白桃&ぶどう”フェア	平成 30 年 7 月 6 日 ～7 日	阪急阪神百貨店(阪神梅田本店)、大丸松坂屋百貨店(大丸梅田店)	市のもも・ぶどう生産者を活用した試食 PR

なお、倉敷“白桃&ぶどう”フェアは、平成 30 年 7 月豪雨災害により中断となった。

(2) 実績

地産地消推進事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地産地消推進事業費	1,574	1,684	1,520	1,317	878

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

9. マスカット生産新規就農者支援事業

(1) 概要

マスカット・オブ・アレキサンドリアのブランド維持のため、これからの産地を担う若い栽培者がマスカット栽培を引き継ぐことを支援することで、栽培面積の維持・増加を促し、産地の底上げを図る。

①新規栽培事業

内 容：マスカットを新たなほ場で栽培する事業

35 万円/10a を補助

対象者：認定新規就農者

②新改植事業

内 容：マスカットの新植・改植を行う事業

(新植) マスカットの新規植栽又は他品種からマスカットへの品種転換

50 万円/10a を補助

(改植) 生産性の高い樹への更新、改植

30 万円/10a を補助

対象者：就農から 10 年以内であるもの

※交付条件・・・事業実施後 5 年以上栽培を継続すること。

(2) 実績

マスカット生産新規就農者支援事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
マスカット生産	件数	—	—	—	—	1
新規就農者支援 事業費	金額 (千円)	—	—	—	—	1,532

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

10. 農地中間管理事業

(1) 概要

地域の担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構に対して農地を貸し付け、農地の出し手等に対して協力金を交付している。

協力金の概要は、以下のとおりである。

種別	交付単価・要件等
地域集積協力金	10 年以上、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に交付される

	<table><tr><td>地域農地に占める割合</td><td>新規集積 (非担い手→担い手)</td><td>更新、付け換え等 (担い手→担い手)</td></tr><tr><td>2割超から5割以下</td><td>10,000円以内／10 a</td><td>5,000円以内／10 a</td></tr><tr><td>5割超から8割以下</td><td>14,000円以内／10 a</td><td>7,000円以内／10 a</td></tr><tr><td>8割超</td><td>1 8,000円以内／10 a</td><td>9,000円以内／10 a</td></tr></table>	地域農地に占める割合	新規集積 (非担い手→担い手)	更新、付け換え等 (担い手→担い手)	2割超から5割以下	10,000円以内／10 a	5,000円以内／10 a	5割超から8割以下	14,000円以内／10 a	7,000円以内／10 a	8割超	1 8,000円以内／10 a	9,000円以内／10 a
地域農地に占める割合	新規集積 (非担い手→担い手)	更新、付け換え等 (担い手→担い手)											
2割超から5割以下	10,000円以内／10 a	5,000円以内／10 a											
5割超から8割以下	14,000円以内／10 a	7,000円以内／10 a											
8割超	1 8,000円以内／10 a	9,000円以内／10 a											
経営転換協力金	農業をリタイア、農業部門を減少し経営転換する者、あるいは農地を相続したが農業を行わない者が、機構に農地を 10 年以上貸付け、機構が担い手に農地を貸し付けた場合に農地の出し手の方に交付される <table><tr><td>交付単価</td><td>交付要件等</td></tr><tr><td>4.0万円以内/10a (1 a 未満切捨て) ※交付面積2ha以下の場合は、50万円を上限、2ha超の場合は、70万円を上限とする。</td><td> ・ 1年以上前から自分で耕作又は管理していること。 ・ 平成30年12月末日までに「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第18条第4項に基づき、知事が認可した農用地利用配分計画により賃借権の設定等がされた農地であること。 ・ 1年以内に担い手に対して特定農作業受委託を行っていた農地を新たに機構へ貸し付ける場合は、交付単価の1／2以内とする（上限交付額も同様）。 ・ 遊休農地や転用を所有している場合は、これを解消していただくか、非農地判定を受けていただく必要があること。ただし、農業委員会が実施する利用意向調査において、全ての遊休農地を機構へ貸し付ける意思を文書で表明した場合を除く。 </td></tr></table>	交付単価	交付要件等	4.0万円以内/10a (1 a 未満切捨て) ※交付面積2ha以下の場合は、50万円を上限、2ha超の場合は、70万円を上限とする。	・ 1年以上前から自分で耕作又は管理していること。 ・ 平成30年12月末日までに「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第18条第4項に基づき、知事が認可した農用地利用配分計画により賃借権の設定等がされた農地であること。 ・ 1年以内に担い手に対して特定農作業受委託を行っていた農地を新たに機構へ貸し付ける場合は、交付単価の1／2以内とする（上限交付額も同様）。 ・ 遊休農地や転用を所有している場合は、これを解消していただくか、非農地判定を受けていただく必要があること。ただし、農業委員会が実施する利用意向調査において、全ての遊休農地を機構へ貸し付ける意思を文書で表明した場合を除く。								
交付単価	交付要件等												
4.0万円以内/10a (1 a 未満切捨て) ※交付面積2ha以下の場合は、50万円を上限、2ha超の場合は、70万円を上限とする。	・ 1年以上前から自分で耕作又は管理していること。 ・ 平成30年12月末日までに「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第18条第4項に基づき、知事が認可した農用地利用配分計画により賃借権の設定等がされた農地であること。 ・ 1年以内に担い手に対して特定農作業受委託を行っていた農地を新たに機構へ貸し付ける場合は、交付単価の1／2以内とする（上限交付額も同様）。 ・ 遊休農地や転用を所有している場合は、これを解消していただくか、非農地判定を受けていただく必要があること。ただし、農業委員会が実施する利用意向調査において、全ての遊休農地を機構へ貸し付ける意思を文書で表明した場合を除く。												
耕作者集積協力金	2 筆以上のまとまりのある農地、あるいは機構が管理している農地に隣接した農地を機構に 10 年以上貸し付け、機構が担い手に農地を貸し付けた場合に農地の出し手の方に交付される <table><tr><td>交付単価</td><td>交付要件等</td></tr><tr><td>0.5万円 以内/10a</td><td>経営転換協力金と同様</td></tr></table>	交付単価	交付要件等	0.5万円 以内/10a	経営転換協力金と同様								
交付単価	交付要件等												
0.5万円 以内/10a	経営転換協力金と同様												

(2) 実績

農地中間管理事業費の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農地中間管理事業費	5,098	5,810	4,895	2,638	2,557

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

11. ほ場整備事業（農業基盤整備促進事業）

(1) 概要

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このような国家的課題に対処する政策に従い、市はほ場整備事業として以下の事業を行っている。

- 1) 農地の区画狭小、排水不良、農業用水の不足等地域が有する課題の解決に向け、地域の実情に応じ、水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を、農業者の自力施工等も活用しつつ行う。
- 2) 農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から高収益作物への転換を推進する。

(2) 実績

ほ場整備事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ほ場整備事業助成件数		1	1	2	2
ほ場整備事業助成金額 (実績額)		8,000	101,000	41,008	71,586

平成 30 年度においては、農業基盤整備促進事業に基づく玉島陶中地区のほ場整備として 36,000 千円、及び農地耕作条件改善事業に基づく柳井原地区のほ場整備として 35,586 千円が実施された。いずれも国の制度に基づくものである。玉島陶中地区は平成 27 年度～令和元年度、柳井原地区は平成 29 年度～令和 3 年度にかけて実施が予定されている事業である。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

12. 農産園芸振興対策費補助事業

(1) 概要

有機無農薬農産物や市を代表する農産物の生産拡大に向けた取組み等を支援し、環境に配慮した農業や園芸農業等の活性化を促進することで、安定的・継続的な生産体制を図っている。

市は、以下の事業について交付金を交付している。

①環境保全型農業直接支払交付金事業

概要	農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施する
対象となる営農活動	化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動 【全国共通取組】 ・地球温暖化防止に効果の高い取組 5 割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する。農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献する ・生物多様性保全に効果の高い取組 化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域

	で育み、生物多様性保全に貢献する 【地域特認取組】 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組																														
支援の対象	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等																														
交付単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象取組</th><th>交付単価 (国と地方の合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全国 共通 取組</td><td>カバークロップ（緑肥）の作付け （うち、ヒエを使用する場合）</td><td>8,000円/10a (7,000円/10a)</td></tr> <tr> <td>堆肥の施用</td><td>4,400円/10a</td></tr> <tr> <td>有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）</td><td>8,000円/10a (3,000円/10a)</td></tr> <tr> <td colspan="2">地域特認取組※</td><td>3,000円～ 8,000円/10a</td></tr> </tbody> </table> ※地域特認取組の対象取組や交付単価は都道府県により異なり、岡山県は以下のとおりである <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組の内容</th><th>対象作物</th><th>交付単価 (国と地方の合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス以外）</td><td rowspan="2">畑作物</td><td>8,000 円/10a</td></tr> <tr> <td>リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス）</td><td>5,000 円/10a</td></tr> <tr> <td>草生栽培</td><td>果樹</td><td>5,000 円/10a</td></tr> <tr> <td>夏期の水田内ビオトープの設置（作溝実施）</td><td rowspan="2">水稲</td><td>4,000 円/10a</td></tr> <tr> <td>夏期の水田内ビオトープの設置（作溝未実施）</td><td>3,000 円/10a</td></tr> </tbody> </table>		対象取組		交付単価 (国と地方の合計)	全国 共通 取組	カバークロップ（緑肥）の作付け （うち、ヒエを使用する場合）	8,000円/10a (7,000円/10a)	堆肥の施用	4,400円/10a	有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a (3,000円/10a)	地域特認取組※		3,000円～ 8,000円/10a	取組の内容	対象作物	交付単価 (国と地方の合計)	リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス以外）	畑作物	8,000 円/10a	リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス）	5,000 円/10a	草生栽培	果樹	5,000 円/10a	夏期の水田内ビオトープの設置（作溝実施）	水稲	4,000 円/10a	夏期の水田内ビオトープの設置（作溝未実施）	3,000 円/10a
対象取組		交付単価 (国と地方の合計)																													
全国 共通 取組	カバークロップ（緑肥）の作付け （うち、ヒエを使用する場合）	8,000円/10a (7,000円/10a)																													
	堆肥の施用	4,400円/10a																													
	有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a (3,000円/10a)																													
地域特認取組※		3,000円～ 8,000円/10a																													
取組の内容	対象作物	交付単価 (国と地方の合計)																													
リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス以外）	畑作物	8,000 円/10a																													
リビングマルチ（小麦、大麦、 イタリアンライグラス）		5,000 円/10a																													
草生栽培	果樹	5,000 円/10a																													
夏期の水田内ビオトープの設置（作溝実施）	水稲	4,000 円/10a																													
夏期の水田内ビオトープの設置（作溝未実施）		3,000 円/10a																													

②岡山県園芸総合対策事業

概要	岡山県の農業の柱である園芸農業の発展に向けて、「新晴れの国おかやま生き活きプラン」や「21おかやま農林水産プラン」、果樹・野菜・花きの振興計画等に基づき、首都圏・海外の新たな需要や加工・業務用といった多様な需要等に対応した産地育成のための地域における取組を総合的に支援し、園芸作物の供給力強化を図る
対象となる事業	a 白桃の供給力強化対策事業 岡山県の特産品である白桃の供給力強化を図り、儲かる農業の確立につなげるため、面積拡大や担い手の確保・育成等による生産性向上対策を支援する。 b ぶどうの供給力強化緊急対策事業 岡山県を代表する農産物であるぶどうの供給力強化のため、販路拡大が進展する首都圏や海外の新たなニーズに迅速かつ的確に対応するための産地の規模拡大等の取組を支援する。 c 冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業 冬から春に出荷できるいちごのブランド育成と高品質ないちごの供給体制を確立するため、規模拡大や高品質安定生産に向けた先進的技術の導入、生産出荷体制の整備等の取組を支援する。 d 儲かるおかやま園芸産地育成事業 儲かる園芸産地を育成するため、多様なニーズに対応した、野菜・花き・地域特産果樹等産地の維持・拡大とさらなる高品質化への取組を支援するとともに、民間企業等と連携した広域連携出荷体制や種苗の安定供給体制の構築など、生産流通基盤の高度化への取組を支援する。 e 水田利用野菜生産団地育成事業 水田を活用して収益性の高い野菜への転換を推進し、大規模な生産団地を育成するため、品目の選定や農地の確保対策等を示した野菜生産団地育成計画の策定や産地育成に必要な体制整備を進めるとともに、排水対策等の条件整備や機械・施設の導入等を支援する。

支援の対象	農業公社や農業協同組合、営農集団等
交付対象経費及び補助率	a 白桃の供給力強化対策事業 生産対策に要する経費・・・3分の1以内 ただし、先進的な取組については2分の1以内 b ぶどうの供給力強化緊急対策事業 面積拡大対策に要する経費・・・2分の1以内 ただし、未収益期間支援は定額（5万円/10a×2年） 就農促進・定着支援に要する経費・・・3分の1以内 ただし、農業研修生受入体制整備モデル事業は定額 c 冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業 ブランドいちご供給体制確立支援に要する経費・・・2分の1以内 ブランドいちご産地育成に要する経費・・・3分の1以内 d 儲かるおかやま園芸産地育成事業 園芸産地力強化事業に要する経費・・・3分の1以内 ただし、別途協議により取り組む場合にあっては6分の1以内 生産流通基盤等高度化支援事業に要する以下の経費 ・ 広域連携出荷体制の整備 - 広域連携プランの策定・・・2分の1以内 - 広域連携出荷体制の整備・・・3分の1以内 ・ 多様なニーズに対応した販路拡大等の支援に要する以下の経費 - ニーズの把握・・・2分の1以内 - プロモーション強化対策・・・2分の1以内 - おかやまオリジナルりんどう種苗供給対策・・・定額 e 水田利用野菜生産団地育成事業 生産団地育成対策に要する経費・・・2分の1以内 生産条件整備対策に要する経費・・・3分の1以内 生産流通対策に要する経費・・・3分の1以内

③おかやま e 農産物供給力向上事業

概要	おかやま有機無農薬農産物（以下「おかやま有機」という。）や特別栽培農産物など環境保全型農業は、消費者等の認知度が低く、生産面では関心が高まっているものの労力が多くかかり、高い技術力が必要となるなどの課題がある。 このため、生産者等が行うおかやま e 農産物（以下「e 農産物」という。）のPR活動や生産条件の整備等を支援することにより、e 農産物の認知度向上や販路拡大による生産者の意欲高揚と生産拡大を図るとともに、おかやま有機の認定面積の拡大を図る。
対象となる事業内容	a 販路拡大支援事業 e 農産物の販路拡大等に取り組む営農集団等を支援する ・ 販路開拓・拡大の計画（商品開発、市場の調査、マルシェ等の開催、PRチラシの作成、産地情報の提供等） ・ GAP手法の導入等 b 生産条件整備支援事業 e 農産物の生産規模の拡大に取り組む営農集団等を支援する ・ 規模拡大のための生産条件整備 ・ 認定手数料等
支援の対象	農業協同組合、営農集団（3 戸以上）、農業者
採択要件	1 営農集団が事業実施主体の場合は、事業実施年度に、次の（１）～（４）のいずれかの農業者で構成されていること （１）「おかやま有機無農薬認定業務規程」に基づく認定を受けているか又は確実に見込まれる （２）「有機農産物の日本農林規格」に基づく認定を受けているか又は確実に見込まれる （３）「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産と栽培管理記録を実施しているか又は確実に実施が見込まれる。 （４）「岡山県持続的農業導入計画認定要領」に基づく認定を受けているか又は確実に見込まれる 2 農業者が実施主体の場合は、おかやま有機無農薬農業の取組を行う 1 の（１）の農業者に限る

	3 生産資材等の生産条件整備については、e 農産物の生産に係るものに限る
補助率	1/2 以内 ただし、おかやま有機以外の生産条件整備（ハード）は 1/3 以内 新規参入者のおかやま有機認定手数料は定額

④力強い経営体育成支援事業

概要	平成30年産米からの国の制度改正により、米生産の自由度が増し、産地間競争の激化が懸念されるが、これを、岡山県の水田農業の発展につなげる好機に変えていくことが必要である。 このため、経営規模の拡大と省力・低コスト技術の導入、高収益作物への転換や経営の多角化による収益力向上など、農業者や集落営農組織の取組の支援により、競争力のある水田農業の実現を目指す。
対象となる事業内容	a 規模拡大加速化支援事業 人・農地プランに位置付けられた認定農業者や集落営農組織などの経営体等の、経営規模を拡大するために必要な機械等の整備 ・米、麦、大豆等の規模拡大に資する機械等の整備 b 収益力向上支援事業 農業法人や集落営農組織、農協等の、収益力を向上するために必要な機械等の整備 ・米・麦・大豆等の品質向上に資する機械等の整備 ・省力・低コスト生産に有効であるが、まだ導入が進んでいない機械等の整備 ・経営の多角化、複合化に資する機械、設備等の整備 c 経営体間連携促進モデル事業 経営体間ネットワーク組織の設立・育成等の活動に要する経費 ・組織の設立に要する経費、先進地視察研修、経営体間の連携（機械、人の融通）による経営効率化を行うのに要する経費

支援の対象	a 規模拡大加速化支援事業 個別経営体 集落営農組織 農業法人 農業公社 経営体間連携を行うネットワーク組織 b 収益力向上支援事業 米・麦・大豆等の品質向上に資する機械等の整備 農業協同組合 集落営農組織 生産部会 省力・低コスト生産に有効であるが、まだ導入が進んでいない機械等の整備、及び経営の多角化、複合化に資する機械、設備等の整備 集落営農組織 生産部会 農業法人 営農集団（3戸以上） c 経営体間連携促進モデル事業 ネットワーク組織 設立志向組織
採択基準	a 規模拡大加速化支援事業 ・事業主体が人・農地プランに位置づけられているか、位置づけられることが確実であること ・個別経営体は、営農の主体が中山間地域であり、事業実施前における経営規模が一定面積未満の者を対象とする ・機械、設備の能力・性能等は利用計画等から見て適切なものであること ・事業主体は事業実施の翌々年度末までに一定面積以上の規模拡大を行うこと ・経営体間連携を行うネットワーク組織が事業主体の場合、経営

	体間連携促進モデル事業に取り組むこと b 収益力向上支援事業 ・事業主体が人・農地プランに位置づけられているか、位置づけられることが確実であること ・農業協同組合が事業主体の場合は、地域稲作戦略推進会議を設置し、米生産販売戦略が策定されていること ・機械、設備の能力・性能等は利用計画等から見て適切なものであること ・米の品質向上に資する機械等を整備する場合、事業主体は岡山米販売力強化支援事業に取り組むこと c 経営体間連携促進モデル事業 ・集落営農や大規模農家等が連携した広域的な取組であること ・人や機械の融通等、地域内の連携を視野に入れた取組であること
補助率	a 規模拡大加速化支援事業 1/3以内 b 収益力向上支援事業 1/3以内 c 経営体間連携促進モデル事業 1/2以内

(2) 実績

農産園芸振興対策費補助事業費の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農産園芸振興対策費補助 事業費（注）	16,297	21,352	15,429	24,680	37,780

（注）農産園芸振興対策費補助事業費には、マスカット日本一産地活性化緊急対策事業費及びマスカット生産新規就農者支援事業費が含まれている。

上記のうち、各事業の実績は以下のとおりである。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
環境保全型農業直接 支払交付金事業	件数	6	6	6	5	5
	金額（千円）	873	3,516	3,022	3,056	3,386
岡山県園芸総合対 策事業	件数	5	7	4	4	6
	金額（千円）	10,236	12,096	9,504	20,121	27,891
おかやま e 農産物 供給力向上事業	件数	3	3	1	2	2
	金額（千円）	672	2,432	1,409	779	1,887
力強い経営体育成 支援事業	件数	—	—	—	—	1
	金額（千円）	—	—	—	—	3,084

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

13. 農業経営基盤強化促進事業

(1) 概要

農地集積や農作業受託などによる農地有効活用事業や新規就農希望者等への農業研修事業を一般財団法人倉敷市船穂農業公社へ委託して行い、地域農業の振興を図る。

①農地有効活用事業

農地の利用権制度を活用し、農地の出し手と受け手の間に農業公社が入ること
で、円滑な土地の貸借を実施する。

②中間保有農地管理事業

借り受けたほ場を研修ほ場として整備し、新規就農者へ貸し出す。

(2) 実績

農業経営基盤強化促進事業費の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
借地面積 (㎡)	407,634	432,448	424,428	461,461	464,710
貸地面積 (㎡)	379,498	390,220	398,114	436,158	463,717
作業受託面積 (㎡)	403,510	398,510	316,106	314,002	265,191
農業経営基盤強化促進事業費 (千円)	32,725	36,297	40,085	38,673	45,960

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

14. 稚魚等放流・栽培漁業振興事業

(1) 概要

漁獲量を増加させ、漁業経営の安定化を図るため、ヒラメやキジハタなどの稚魚を放流するとともに、漁業協同組合等が行う種苗育成や放流事業を支援する。

平成30年度に実施した事業の概要は以下のとおりである。

①種苗放流事業

漁獲量の増大及び漁業経営の安定化を図るため、稚魚を購入し放流している。

- ・メバル 20,000 尾
- ・モロコ 100 kg
- ・ヒラメ 10,000 尾
- ・キジハタ 5,000 尾

②浅海増養殖振興対策事業

漁業協同組合等が実施するアサリ・ハマグリ の養殖事業に対して、補助金を支給している。

- ・補助対象団体 漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

- ・補助対象経費 増養殖漁業振興事業（貝類養殖事業、アサリ観光養殖事業）に要する経費

- ・補助率 1/2 以内

③栽培漁業振興対策事業

漁業協同組合等が実施するオニオコゼ、ガザミ、クルマエビなどの種苗育成・放流事業に対して、補助金を支給している。

- ・補助対象団体 漁業協同組合連合会又は漁業協同組合
- ・補助対象経費 栽培漁業振興対策事業に要する経費
- ・補助率 1/2 以内

④栽培漁業振興事業

岡山県が行う種苗生産事業および中間育成事業につき、その経費の一部を関係市（市を含む）および関係漁業団体が負担している。

(2) 実績

稚魚等放流・栽培漁業振興事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
稚魚等放流・栽培漁業振興事業費	8,497	8,642	8,246	8,220	7,743

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

15. 倉敷市まちづくり基金事業

(1) 概要

倉敷美観地区及び児島・玉島の町並み保存地区の周辺並びにこれらの地区等、市内全域に存在する貴重な町並みの消失等の解決策として、民間都市開発推進機構の拠出資金を活用し、平成 26 年度より基金を設置した。地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上や、賑わいの創出等のまちづくり活動を支援するために、当基金を活用して倉敷市まちづくり基金事業補助金を交付している。

当基金を活用して行う各事業を適正かつ効率的に実施するために、倉敷市まちづくり基金運営委員会を設置している。委員会は 7 人以内の委員により組織され (1) 基金活用の基準に関する事項、(2) 基金活用の審査に関する事項、(3) 基金活用の事後評価に関する事項、(4) 前 3 項目に掲げるもののほか基金に関し必要な事項を調査審議する。委員にはまちづくりに関し専門的知識を有する者及び市長が必要と認める者が任命される。

補助対象となるのは以下の事業である。

- ・市内の各地域における伝統的な建造物様式、土木構造様式を伝承する修景修理事業を行う町家・古民家再生整備（持続するための新機能構築）
- ・伝統的建造物群保存地区、伝統美観地区保存地区、町並み保存地区等の各拠点における町並み保存のために定めた基準に準じた修景修理
- ・単なる外観保全ではなく、当該物件を中心に、周辺エリアの町並み保全及びエリア興し等のトリガーとなる事業

対象となる事業は以下のとおり大別される。

まちづくり基金事業	町並み保全・創出支援	町家・古民家再生整備支援
	(ハード事業の支援)	町家・古民家再生整備活動支援
	まちづくり事業支援 (ソフト事業の支援)	

さらに、支援内容は以下のとおりである。

①町並み保全・創出支援

補助メニュー	概要	補助内容
町家・古民家 再生整備支援	・伝統的建造物群保存地区、伝統美観保存地区、町並み保存地区、旧街道沿い等に隣接する地区等を対象とする ・既存補助制度の有る地区は、原則は対象外とし、緊急を要する場合のみ措置する ・建物所有者又は(建物所有者が設立する)特定目的会社のリノベーション事業を対象とする → 町家・古民家に新たな機能を持たせ、魅力創出して、高付加価値化を図る再生整備の支援を行う ・町並みの連続性保つため、又は町並みを創出するための新規拠点創出も支援対象とする ※市内各地域の伝統的な建造物様式、土木構造物様式を取り入れるとともに、防災にも対応した手法での再生整備を必須要件とする	事業費 1/2 以内かつ、 3,000 千円/件を金額上限とする (町並み保全を行うために必要な整備を対象とする)
町家・古民家 再生整備活動 支援	・伝統的建造物群保存地区、伝統美観保存地区、町並み保存地区、旧街道沿い等に隣接する地区及びこれらの地区を対象とする ・既存補助制度のある地区は、原則既存制度の活用を促すが、諸般の事業で困難な場合に限り対象とする ・NPO 法人等の再生整備を対象とする (近隣住民連携、学生、商店街等の非営利目的の集まりでも可とする) → 町並み再生となる整備を行いつつ、町家・古民家に新たな機能を持たせ新たな利用者、居住者を確保するとともに、まちなかのにぎわい拠点として機能させる再生整備を支援する ※市内各地域の伝統的な建造物様式、土木構造物様式を取り入れるとともに、防災にも対応した手法での再生整備を必須要件とする	・借り受けして再生整備 事業費 4/5 以内かつ、 1,500 千円/件を金額上限とする ・借り受けせず再生整備のみ 事業費 1/2 以内かつ、 500 千円/件を金額上限とする

②まちづくり事業支援

支 援 助 成	住民や商業者等が協同で、一定のエリアがまとまって取り組むまち興し、エリア再生等を目的に長期的視点に立った「公益に資する」まちづくり活動を支援する	
補 助 内 容	2/3 以内を上限に行う → 金額上限は 1,000 千円とする。	
補 助 メ ニ ュー	まちづくり事業検討 まちづくり計画策定	まちづくり事業実施支援
	①啓発活動 啓発セミナー、講演会、 自主勉強会、ワークショップ 等 ②計画活動 現状調査、分析、 町興し、エリア再生計画等 の策定	一定エリアの賑わい創出、活力創出等を 企画提案した事業実施の支援 ex. イルミネーション、ライトアップ、 フラワーデコレーション(花壇含)、 まつり復活、 e. t. c.

当基金の補助金交付の対象者の要件は以下のとおりである。

- a 市民または市民で構成される団体であること。団体については、次に掲げる要件のすべてに該当すること。
 - ア 定款、規約等又はこれに代わるものを定めていること。(当該団体の意思決定の手続きが定められているもの)
 - イ 年間の事業計画及び収支予算を定めていること。
 - ウ 市内において、公益に資する 1 年以上の活動実績を有していること、又は特段の公益が見込める事業計画であること。
 - エ 市民活動（市民が自主的、自発的に地域の課題に取組み、解決を図り、もって公益の増進を図る営利を目的としない活動）を行う団体で、政治活動または宗教活動を行わない団体のうち、市内に活動拠点となる事務所を設置していること。
- b 基金（町並み保全・創出支援）を活用した事業を行うため、市民が中心となって設立した特定目的会社であり、市内に活動拠点となる事務所を設置していること。

市に対し請負をするもの及び市からこの要領に定める補助金以外の補助金を受けているものは対象としない。また、上記の要件にかかわらず、倉敷市まちづくり基金

運営委員会の審議において、基金活用の目的に資すると認められた事業のうち、市長が特に必要があると認めた事業を行うものは、支援の対象とする。なお、市税を滞納しているものは対象としない。

補助事業者は、補助事業の終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、補助金消費税及び地方消費税額確定報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この報告を受けて、当該仕入れに係る消費税相当額の全額又は一部の返還を命じることとされている。

補助事業者は、取得財産のうち、市長の承認を受けることなく補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸付、又は担保に供してはならないこととされている。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 実績

倉敷市まちづくり基金事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
まちづくり 基金事業	6,000	15,395	11,500	16,500	28,081

町並み保全・創出支援については、倉敷美観地区周辺等において、町家・古民家の再生整備支援を13件（過年度採択を含む）行い、修景修理に加え、貸事務所等の機能を備えた施設として町家再生を行ったことによる交流人口の増加や、町家を再生した物販・飲食等の新魅力集客拠点・地域交流拠点の創出等を支援した。また、平成30年度は、倉敷市まちづくり基金事業審査会を3回開催し、6件の町並み保全・創出支援を採択した。

平成 30 年度に実施された事業は以下のとおりである。

採択 年度	審査会 (回)	事業名	事業 種別	所有 形態	整備/活用 店舗名等	用途	概要	補助金 (千円)
H29	8	児島ジーンズスト リートの空き店舗 を活用した県内特 産品アンテナショ ップの整備事業	ハ ー ド	自己	0 3 8 (オ ミヤ)	物販店(特産 品)	児島ジーンズストリートの空き店舗を、 ジーンズの雰囲気を感じられる外観の 地元産品アンテナショップとして整備。 将来的には中庭・蔵をカフェやイベント スペースとして活用し、エリアの交流拠 点とする	3,000
H29	9	阿知三丁目小さな 商店(古民家再生)	ハ ー ド	借受	ちいさな 商店	物販店(自然 食品等)、住 居	JR 倉敷駅近傍の空家を借り受け、修理 修景。イギリスから帰化した申請者が居 住しながら、オーガニック食品等の販売 を行うことで、住民の交流やエリアの活 性化を図る	1,500
H29	10	玉島湊地区昭和レ トロゾーンの空き 店舗を利用した、 情報発信拠点整備 事業	ハ ー ド	借受	情 報 発 信 スポット	エリア情報 発信施設	商店街入り口の空き店舗を昭和レトロ の外観に改装し、懐かしい風情のある商 店街のイメージを発信・波及していく	561
H29	10	備中杜氏・酒造資 料館	ハ ー ド	自己	備中杜氏・ 酒 造 資 料 館	展示施設、物 販 店 (地 酒 等)	酒造所内の精米所を資料館として再生 整備し、日本酒と備中杜氏にまつわる歴 史や文化を発信するとともに、近隣の産 業観光施設と連携して、エリア活性化を 図る	3,000
H29	10	倉敷 Retro イノベ ーション Part3	ハ ー ド	自己	貸店舗	貸店舗	先行基金事業に続き、空き店舗を看板建 築に再生することで、往時の町並み再生 に寄与するとともに、貸店舗として将来 的に職住一体の活用を目指す	3,000

H29	10	日本郷土玩具館中 庭改修及びトイレ 新設工事	ハ ー ド	自己	日 本 郷 土 玩具館	展示施設	美観地区のランドマークである町家の 修理修景を行うと同時に、周辺で不足す る一般開放トイレを新設することで、エ リアの魅力・利便の向上に寄与する	3,000
H29	10	スペース幹屋町宿 泊事業	ハ ー ド	自己	滔々	ゲストハウ ス	貸しギャラリーを、調度品に拘る硬質な ゲストハウスに回収することで、相次ぐ 基金事業整備で賑わいを取り戻しつつ ある、大原美術館南エリアの活力再生に 寄与する	3,000
H30	11	倉敷本町通りギャ ラリー開業事業	ハ ー ド	借受	Art Space 路ゴ	物販、アート ギャラリー、 セミナー スペース	本町通りに面する町家（空き家）を古民 家アートギャラリーとして内装のみ整 備。作品展や物販、セミナー、イベント スペースとして活用し、「手作り」を通 じて人が人を呼びつなぐ発信拠点とす る	1,500
H30	11	マルキ化粧品店舗 高質化	ハ ー ド	自己	マルキ化 粧品店	物販店	物件の外観を阿知町東部商店街の町並 みに相応しいものに改修するとともに、 外観でカバーできない部分を表から眺 められる内装の高質化で周辺と調和す る町並み形成を図る	3,000
H30	11	下津井空店舗を活 用した再生整備住 宅	ハ ー ド	借受	貸事務所	事務所兼観 光案内所兼 レンタルス ペース（飲 食）	下津井地区の集客及び周遊拠点である 下津井回船問屋に隣接する下津井漁協 の建物を借用し、まちづくり活動拠点及 び下津井地区の魅力を発信する物販店、 飲食店の営業、観光案内を行う施設とし てリニューアルする	1,500

H30	11	倉敷市考古館改装事業	ハ ー ド	借受	倉 敷 考 古 館	展示施設	倉敷考古館の入館者数増加を図るため、現在、上履きに履き替えて入館するエリアを土足対応にすることで、入館の敷居を低くし、合わせて入り口から展示室へのアプローチや展示方法を変更して視覚的な入り易さを創出する	520
H30	12	倉敷 Retro イノベーションプロジェクト Part4	ハ ー ド	自己	貸店舗	賃貸物件	空家になって以来、年々老朽化が進む物件を、周辺施設同様「内は自由、外は共有」の理念の下でリノベーションし、立地エリアにおけるまちづくり、賑わい創出に寄与する	3,000
H30	12	倉敷 Retro イノベーションプロジェクト Part5	ハ ー ド	借受	Retro	パン屋兼住居	立地エリアの歴史と文化に照らし、賃貸者が1Fをパン屋、2Fを住居に、職住一体の町家として再生し商圏のみならず、地域コミュニティの復活にも寄与する	1,500

平成 30 年度において、まちづくり事業支援（ソフト事業の支援）は採択及び実施はなかった。

倉敷市まちづくり基金運営委員会は、7 名の委員によって構成されており、市から 1 名の他、産・学の専門家が任命されている。事業採択の審査には、まちづくりのビジョンや波及効果等について幅広い視点からの意見を必要とすることから、客観的かつ活発な議論がなされるように配慮がなされている。

倉敷市まちづくり基金は、当初民間都市開発推進機構から 5 千万円、市から 1 億円、倉敷まちづくり株式会社(市営駐車場等の指定管理者)からのまちづくり推進寄付金により積立てられ、本事業を通じて市内の古民家を再生する等により、市民に還元することを目的としている。民間都市開発推進機構からの積立は概ね 5 年、市からの積み立ては概ね 10 年で、倉敷市まちづくり基金の目的のために支出すべきこととされている。民間都市開発推進機構からの当初の 5 千万円については平成 26 年度から 3 年間でこれを支出済みであり、平成 30 年度においては市から積み立てた額を支出している。

(3) 指摘事項及び意見

仕入れに係る消費税等相当額の確定については、「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」の提示を受けている。補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額と、消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額の差額を補助金返還相当額として返還をさせることとしているが、消費税及び地方消費税の確定申告書の提示を受けていない。

<意見 17 消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について>

「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」のみでは、補助事業者の仕入控除税額の正確性が確認できないため、消費税及び地方消費税の確定申告書、対象経費の証憑を確認の上、「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」の記載金額の正確性を確かめるべきである。

16. 次世代施設園芸研修事業

(1) 概要

市が市内農業者を施設園芸先進国であるオランダ及び国内で実施される研修に派遣することで、先進的な施設園芸技術を習得し、それらを活用した積極的な営農や技術普及を担う地域のリーダーを育成し、施設園芸を始めとする本市農業全体の振興を図ることを目的としている。

①研修内容

a 国外研修

オランダ国内農業研修施設での実地研修、視察、座学等であり、1回7日間程度

b 国内研修

国外研修のフォローアップ、栽培段階毎の実務研修等であり、4回程度各2日間程度

②実施期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

③定員

国外研修6名、国内研修12名（国外研修の6名を含む）

④研修参加者募集要件

岡山西農業協同組合、倉敷かさや農業協同組合、倉敷市農業後継者クラブ、その他農業者組織からの推薦による

⑤選定方法

倉敷市先進的施設園芸研修参加者選定委員会が、各組織から提出された推薦書、被推薦者調書等について、以下の審査を行い選定する。

a 書類審査：国外研修・国内研修

b 面接審査：国外研修

⑥参加者負担金

研修参加者の自己負担金額は、国外研修 14 万円、国内研修 1 万円である。

(2) 実績

次世代施設園芸研修事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
次世代施設園芸研修事業費				2,318	10,401

(3) 指摘事項及び意見

平成 30 年度の国外研修への応募者は 6 名であり、国内研修への応募者は 6 名だった。選定基準は所定の評価表を用いた採点方式を採用しており、その選定の結果、応募者全員が研修参加者となった。

<意見 18 応募者の選定の文書決裁について>

応募者の選定にあたって評価表は作成されているが、選考内容や結果について議事録や決裁文書が作成されていない。事業の継続や改善などを検討する際に、選定の過程が検証可能である必要がある。したがって、応募者の選考内容及び結果について、文書にて取りまとめ決裁すべきである。

Ⅱ 魅力ある雇用の場の創出

1. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。（52 頁）

2. がんばる中小企業応援事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。（63 頁）

3. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業

(1) 概要

高梁川流域圏内のジーンズ関連の創業及び就職希望者を技術面から支援し、圏域での創業促進及び圏域の技術力・品質向上を目的として、デニム・ジーンズ製造技術等、熟練の知識、技術を伝達する研修を実施する事業である。

平成 30 年度においては、以下のとおりジーンズ縫製実践講座を実施した。

	ジーンズ職人コース	創業者コース
講座内容	ジーンズの縫製や加工に携わる職人を目指す方に向けた実践講座。工業用ミシンを使った縫製訓練や、工場見学、加工体験などを通じてジーンズ製造に必要な技術を習得する。	ジーンズ関連で創業を目指す方に向けた、より専門的な講座。縫製講座・工場見学に加え、専門家によるワークショップ形式の講座を実施し、アパレルブランドの企業に必要な知識を身につける。
対象者	高梁川流域圏内でジーンズの縫製や加工を携わる職人を目指している方・復職希望者	高梁川流域圏内でジーンズ関連の創業を志す方・創業者
受講料	15,000 円（学生は 7,500 円）	20,000 円

(2) 実績

高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域「デニム・ ジーンズ産地連携」 創業者支援事業			1,482	4,140	4,230

ジーンズ職人コースと創業者コースの参加目標人数と実績人数は以下のとおりである。

コース	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	目標人数	実績人数	目標人数	実績人数	目標人数	実績人数
ジーンズ 職人コー ス	—	—	10 人	9 人	10 人	12 人
創業者コ ース	10 人	8 人	10 人	8 人	6 人	7 人

平成 28 年度はジーンズ職人コースと創業者コースと区分することなく、創業者コースとして実施した。

監査実施時点において、ジーンズ職人コース、創業者コース参加者から実際にデニム・ジーンズ関連産業に就職した人数、創業した人数はそれぞれ 2 名ずつであり一定の成果があると言える。

(3) 指摘事項及び意見

高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業において、重要な指標は実際にデニム・ジーンズ関連産業に就職した人数、創業した人数である。当該人数は、郵便やメールによる後追い調査によって行われているが、返信がない者も存在する。市は実施事業にかかる SNS アカウントを作成している場合があり、市と事業・制度利用者が SNS で繋がり、お互いに情報の提供が行われているものが存在する。創業者は SNS を利用した事業展開を行っていることが多く、市と各事業制度利用者が SNS で繋がることは、単に本事業により創業したかどうかのみならず、その後の事業展開などの状況をお互いに確認するうえでも、有効な手段である。

＜意見 19 市と受講者の SNS 利用について＞

高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業に係る SNS アカウントを作成する、もしくは、服飾全般に関する事業に係る SNS アカウントを作成する等、市と受講者が SNS 上で繋がり、本事業受講後も、その後の事業者の事業展開状況、市の新たな制度等のお互いの情報を簡単に確認できるようにすべきである。

4. 町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業

(1) 概要

高梁川流域圏域内各地に存在する町家・古民家を再生整備、活用するとともに、町並み景観を保全するため、圏域全体で再生整備事業を一括管理する仕組みを構築し、また、圏域の建築士、大工をはじめ、町家・古民家再生に必要な素材・部材を提供する事業者まで含めた技術継承産業クラスターを形成することを目的とした事業である。さらに、今後の町並み景観を考えるためのシンポジウムの開催や、町家・古民家の活用事例を周辺古民家所有者に提示することで再生活用の効果・成果を示し、良質な後継事業者の誘発等を図るために、かつて岡山県が全国 2 位の出荷量を誇った薄荷（ハッカ）の特産品に関するイベントを開催している。

(2) 実績

町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町家・古民家で紡ぐ魅力拠点づくりと技術伝承事業		12,776	18,498	5,442	3,420

平成 30 年度に実施された事業は以下のとおりである。

	実施事業	受託者	費目	実績額
1	備中薄荷物語 2019 運營業務委託	NPO 法人総社商店街筋の古民家を活用する会	委託料	898 千円
2	古民家再生ツアー2019@総社	NPO 法人総社商店街筋の古民家を活用する会	委託料	1,571 千円
3	倉敷市伝統美観保存条例指定 50 周年記念まちづくりシンポジウム	倉敷市伝統美観保存条例制定 50 周年記念まちづくりシンポジウム実行委員会	委託料	950 千円

1. 備中薄荷物語 2019

市と総社市の古民家に会場を設け、体験空間設営、講演会の開催、ハッカを使った開発飲料の提供、ハッカ商品の展示等、多角的にハッカの魅力をアピールするイベントを開催した。倉敷会場 25 名、総社会場 205 名の来場者があり、うち 32%が倉敷市、総社市外からであった。

2. 古民家再生ツアー

伝統工法による古民家再生の手法を見学するもの。今後の地域活性化に寄与する拠点となるであろう、総社市にある 3 軒の物件で見学ツアーを行った。ツアーでは、ワークショップとして建物の構造見学・土壁の漆喰塗、柱の洗い出しを見学し、各物件で今後の活用案のプレゼンを実施した。古民家のリノベーションの手法や活用プランを思案している市民 12 名の参加者があった。

3. 倉敷市伝統美観保存条例指定 50 周年記念まちづくりシンポジウム

市では、平成 30 年度において、倉敷市伝統美観保存条例施行 50 周年及び重要伝統的保存物群選定 40 周年を迎えたことを記念して、町並み景観の現状確認と今後目指すべき倉敷市中心市街地の町並み景観とまちづくりを考えるシンポジウムを実施し、約 80 名の参加者を集めた。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

5. 倉敷市まちづくり基金事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み（95 頁）

6. 新規就農サポート事業

(1) 概要

新たに本格的に農業を始めたい人に対する農業実務研修の実施や、不安定な就農直後の経営を支援し、地域の中心的農業者としての育成を図る。

①就農トータルサポート事業に基づく農業実務研修

新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。

《要件》

次のいずれかに該当する者。

ア 岡山県が実施する農業体験研修終了後、1年以内の者

イ 岡山県が実施する農業体験研修の要件を満たし、かつ農業体験研修と同程度の研修を実施したと岡山県が認めた者

支給する研修費は、岡山県の実施する農業次世代人材投資事業（準備型）の交付を受けられる場合はその交付金が充てられる。なお、年齢要件等により農業次世代人材投資事業（準備型）の交付を受けられない場合は、月額12.5万円を支給する。

②農業次世代人材投資資金（経営開始型）

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでを支援する制度で、年間最大150万円の交付金（所得による変動あり）を最大5年間支給する。

《要件》

次の要件をすべて満たす者。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であること。

イ 独立・自営就農であること。

ウ 人・農地プランに新規就農者として位置づけられること。

エ 就農5年後に農業等で生計が成り立つ実現可能な計画を提出すること。

オ 生活保護や失業保険など、生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと。

(2) 実績

新規就農サポート事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就農トータルサポート事業の件数	—	5	11	17	16
農業次世代人材投資資金 (経営開始型) の件数 (注)	8	7	8	12	16
新規就農サポート事業費 (千円)	10,500	10,950	13,416	18,081	21,251

(注) 平成 28 年度以前は、青年就農給付金 (経営開始型) という名称で事業を実施していた。

(3) 指摘事項及び意見

農業次世代人材投資資金 (経営開始型) の要件のうち年齢制限は、令和元年度において、45 歳未満から 50 歳未満に変更されている。

< 指摘事項 10 ホームページの更新について >

市の新規就農者向けのホームページには、倉敷市新規就農ガイドが添付されているが、監査実施時点で要件の変更前のものとなっている。制度変更の際には、適時にホームページの更新を実施すべきである。

Ⅲ 地元就職の促進

1. 高梁川流域就職面接会等開催事業

(1) 概要

当事業は、高梁川流域圏域内企業の人材確保及び当該圏域に在住の新卒予定者やUIJ ターン就職希望者等の就職活動を支援するとともに、大学３年生以下の学生等に対し、企業研究（インターンシップ）の実施企業及び参加学生の拡大を図ることで、若者等が働きたいと意欲が持てる質の高い雇用の創出を図ることを目的としている。この目的の達成のため、当事業においては就職面接会をはじめとして、様々なイベント等を実施している。

(2) 実績

高梁川流域就職面接会等開催事業の過去５年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域就職面接会等 開催事業			12,047	6,984	4,418

当事業において実施された面接会、セミナー等のイベントにおける各年度の参加者数・参加企業数等は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合同就職面接会 (回数)			3	3	3
合同就職面接会 (参加企業数)			76	61 (説明会 35)	104
合同就職面接会 (参加者数)			56	80 (説明会 30)	59

企業見学バスツアー (回数)			3	4	4
企業見学バスツアー (訪問企業数)			10	12	11
企業見学バスツアー (参加者数)			50	63	40
働き方改革セミナー (回数)					3
働き方改革セミナー (参加企業数)					26
働き方改革セミナー (参加者数)					28
学校・企業就職情報交換会 (参加企業数)					68
学校・企業就職情報交換会 (参加者数)					27
インターンシップガイダ ンス (参加企業数)					27
インターンシップガイダ ンス (参加者数)					49

当事業の中心イベントである合同就職面接会については、より多くの参加者を集める魅力的な面接会とするために、毎年度実施方法を工夫している。平成 30 年度においては、合同就職説明会を 3 回シリーズとして以下のとおり実施した。

日時	場所	テーマ	企業数	参加者数
H30. 8. 1	倉敷 アパホテル倉敷駅前店	クリエイティブ系	9	14
H30. 8. 3	総社 サンロード吉備路	フード・サービス系	18	10
H30. 8. 6	倉敷 倉敷アイビースクエア	その他一般	77	35

当該合同面接会については、民間企業による合同就職説明会との時期的な競合を避け、それを補完する趣旨で実施されているものであることから、従前より景気及び就

職市場の状況による影響を受けやすい。平成 30 年度においては、就職市場の状況がよく失業率も極めて低い状況が続く中で求職者の参加数が低調となった。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

2. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。(52 頁)

3. がんばる中小企業応援事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。(63 頁)

4. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業（再掲）

II. 魅力ある雇用の場の創出に記載済み。(104 頁)

5. 奨学金給付貸付事業

(1) 概要

市では、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成するために、経済的に修学困難な者に対して、奨学金の貸付及び給付を行っている。平成 29 年度から、卒業後市の指定する要件に該当すれば返還額が一部免除となる「返還一部免除型貸付」を新たに創設した。

応募資格は以下のとおりである。

- 1) 市内に本人又は本人と生計を一にする家族が一年以上住所を有する者
- 2) 学校等に在学中か、新年度に進学する者
- 3) 品行方正にして学業成績の優秀な者
- 4) 健康で成業の見込みのある者
- 5) 現に経済的事情によって修学困難な者
- 6) 本人の属する世帯に市税滞納のない者

- 7) 他の奨学金を受けていない者（貸付及び返還一部免除型貸付の場合のみ）
- 8) 卒業後、市内に居住し、市の指定する職種に就き市内で働く意思がある者（返還一部免除型貸付の場合のみ）

平成 30 年度の奨学金給付貸付事業の給付・貸付の概要は以下のとおりである。

種別	学校種別	貸付・給付月額	予定人員
貸付	高等学校（高等学校に附置される専攻科を含む）、高等専門学校、看護学校（准看護学校を含む）、理学療法士及び作業療法士養成施設	10,000 円	5 名
	大学・短期大学	40,000 円	30 名
返還一部免除型貸付（無利子）	大学・短期大学	40,000 円	10 名
給付	高等学校（高等学校に附置される専攻科を含む）、高等専門学校、特別支援学校高等部専攻科	5,000 円	6 名
	大学・短期大学	8,000 円	23 名
	専修学校専門課程	8,000 円	7 名

なお、応募者は学校種別「大学・短期大学」のうち貸付、返還一部免除型貸付、給付を同時に応募することもできるが、奨学生選考委員会の選考によりいずれかの制度への採用が決定される。また、他の奨学金貸付を受けている者は、倉敷市奨学金貸付及び返還一部免除型貸付を受けることができない。給付型は他の奨学金との併給が可能となっている。

貸付及び返還一部免除型貸付の返還については以下のとおりである。

◆貸付の場合

- ① 返 還 方 法 年1回または年2回。学事課から送付する納入通知書で、指定金融機関で払い込んでいただきます。口座引落の制度はありません。
- ② 年間返還金額 次の均等償還基準表のとおりです。ただし、貸付金額がこの表と異なる場合は、教育委員会が別に定めます。
- ・ 返還期間

	高校	短大 (2年制)	大学 (4年制)	大学 (6年制)
貸付金額	360,000 円	960,000 円	1,920,000 円	2,880,000 円
返還期間	5 年	6 年	10 年	15 年
返還年賦額	72,000 円	160,000 円	192,000 円	192,000 円

- ③ 返還猶予免除 奨学生が上級学校へ進学した場合、奨学金返還を猶予することができます。また、死亡、災害、障がい、その他特別な事情がある場合、奨学金の返還を猶予または免除することができます。

なお、奨学金の貸付停止、退学等の場合は、卒業を待たずに返還していただくことがあります。

◆返還一部免除型貸付の場合

- ① 返 還 方 法 以下の要件を満たすときは、返還年賦額の半額を免除します。
- 1 大学卒業後、指定した日に市内に居住し、市の指定する職種に就き市内で働いていること。
- 2 市での居住、市の指定する職種で市内での就業を継続していること。

返還1年目は1を、2年目以降は2を毎年確認し、該当であれば返還年賦額の半額を免除します。11月頃学事課から送付する納入通知書で、指定金融機関で払い込んでいただきます。口座引落の制度はありません。要件を満たしていないときは返還年賦額の全額を返還していただきます。

- ② 年間返還金額・返還期間 } 貸付の場合と同じです。
- ③ 返還猶予免除

(出所：「倉敷市奨学生募集要項」)

返還一部免除型貸付の指定職種は以下のとおりである。

◆返還一部免除型貸付で市の指定する職種

1 保育士	8 作業療法士	15 栄養士または管理栄養士
2 幼稚園教諭	9 診療放射線技師	16 歯科衛生士
3 保健師	10 臨床検査技師	17 精神保健福祉士
4 助産師	11 視能訓練士	18 社会福祉士
5 看護師	12 言語聴覚士	19 介護福祉士
6 薬剤師	13 臨床工学技士	
7 理学療法士	14 細胞検査士	

(すべて公務員は対象外です)

(出所：「倉敷市奨学生募集要項」)

貸付及び返還一部免除型貸付に関しては保証人等を指定する必要がある。

●保証人等 (貸付及び返還一部免除型貸付のみ)

貸付決定後、連帯保証人及び保証人の印鑑証明書を添付した借受証書の提出が必要です。

応募する際には、保証人として予定している人に了解をとっておいてください。

連帯保証人・・・本人の父母、兄弟またはこれに代わる者

保証人・・・独立の生計を営む者を1名

また、返還開始時には、連帯保証人及び保証人の印鑑証明書を添付した借用証書等の提出が必要です。

(出所：「倉敷市奨学生募集要項」)

(2) 実績

奨学金給付貸付事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付(無利息)					
貸付人数(人)	84	75	68	57	51
貸付(無利息)					
年間貸付額(千円)	35,960	32,780	29,880	24,840	21,840
返還一部免除					
貸付人数(人)				5	10

返還一部免除 年間貸付額（千円）				2,160	4,800
給付 給付人数（人）	68	68	66	83	97
給付 年間給付額（千円）	6,088	6,044	5,856	7,499	8,652

奨学金給付貸付事業の過去5年間の返還・滞納実績は以下のとおりである。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
返還予定額（千円）	55,855	47,389	46,994	51,670	45,615
返還額（千円）	51,906	43,719	43,028	47,207	41,251
うち、滞納分返還額 （千円）	859	1,199	854	911	1,321
当年度発生滞納人数 （人）	10	6	8	12	9
当年度発生滞納額 （千円）	1,197	920	1,150	1,408	1,222
滞納残高（千円）	3,949	3,670	3,966	4,463	4,364

貸付、返還一部免除型貸付については、他の奨学金貸付との併給が禁止されている。市としては、併給の有無の確認方法は応募時の応募者による自己申告に依るしかない状況である。監査手続の中で、併給を行っている事案が1件検出された。これについては、倉敷市奨学金の応募・支給決定時点ではなく、その後に受給者が市による承知なく他の奨学金貸付を受給したものであった。

連帯保証人及び保証人については、応募時に連絡先を確認した後は、毎年 of 文書連絡時に変更がある場合に申告を求めている。本人と連絡が取れない事態が生じた場合には、連帯保証人や保証人に連絡を取っているが、本人、連帯保証人、保証人のいずれとも連絡が取れない事態は生じていない。

学事課内で作成している奨学金貸付徴収マニュアルを閲覧するとともに、平成30年度奨学金返還徴収簿統計資料及び滞納者2名の連絡記録を閲覧した。滞納者との返還交渉過程において差し押さえ等の法的手段に発展したケースはない。

(3) 指摘事項及び意見

返還一部免除型貸付の指定職種での就労の証明について、指定職種は資格が必須のものであり、学事課自身が受給者の資格の保有を資格証明書等の提示により直接的に確認することが望ましいが、本人からの免除申請書、住民票の写し、納税証明書、就労証明書（事業者が証明したもの）を毎年提出させることで要件充足の確認を行っている。

市では奨学金貸付の返還方法について、受給者に納付用紙を送付し、返還金の徴収を行っている。上述の滞納者のうち1名について、滞納の本質的理由ではないが、納付用紙での返還の利便性の低さについて言及があるなど、受給者が金融機関の窓口に出向かなければならないことから、必ずしも最も有効な返還の方法であるとは言えない。この点、奨学金貸付の返還方法に関して、独立行政法人日本学生支援機構、岡山市及び福山市等の他の事例においては口座引落による返還を実施している。

市の奨学金貸付の返還は年賦または半年賦となっている。例えば年賦の場合、最大で192,000円の納付書が届き、一括返還することになる。一般に、年賦・半年賦に比べ月賦の方が滞納リスクは低い。

また、市は奨学金貸付の滞納が生じた場合に、遅延損害金の徴収を行っておらず、滞納者に他に借入がある場合などは、遅延損害金が発生しない奨学金貸付の返済は優先されない可能性が高い。

<意見 20 返還一部免除型貸付の資格証明について>

市は制度の適用にあたって、受給者の資格保有要件の充足を確認する必要がある。したがって、例えば就労証明書に事業者の資格証明書等による確認のチェック欄を設ける等の方法を検討すべきである。

<意見 21 貸付金の返還方法について>

返還義務者の利便性、担当課の事務負担、返還の確実性を考慮して、引落による返還及び月賦による返還を検討すべきである。

<意見 22 遅延損害金の徴収について>

奨学金貸付債権は私債権であり、返還に遅れが生じた場合には遅延損害金の徴収を検討すべきである。

IV 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大

1. がんばる中小企業応援事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。（63 頁）

2. 男女共同参画推進センター事業

(1) 概要

男女共同参画社会の形成を促進するための拠点施設として、倉敷市男女共同参画推進センターを運営し、女性の弁護士による面接相談等を行うとともに、男女共同参画推進センターの交流促進及び支援を行うほか各種講座の開催や、センター登録団体への男女共同参画事業委託など啓発事業を行う。また、施設として会議室を備え、使用料を徴収し、利用者に供している。なお、センター登録団体などが利用する際には使用料が減免される場合がある。

倉敷市男女共同参画推進センターの概要

- ・所在地 倉敷市阿知1丁目7番1-603号
くらしきシティプラザ東ビル（天満屋倉敷店）6階
- ・面積 551.3㎡
- ・開館時間 午前9時～午後5時30分
- ・休館日 月曜日・祝日（月曜日と重なった場合は火曜日）
- ・人員 所長1名 啓発担当嘱託員1名 相談員4名



センター事務所外観



センター事務所内観



(2) 実績

男女共同参画推進センター事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
センター利用者数	15,952	17,203	17,876	17,481	18,037
相談件数 (うち DV 関連)	1,861 (776)	1,551 (615)	1,799 (739)	1,814 (688)	1,948 (764)
男女共同参画推進セ ンター事業費(千円)	34,844	35,129	27,055	33,518	26,872

(3) 指摘事項及び意見

貸会議室の利用の申し込みにあたって、申込者は所定の許可申請書を提出の上、使用料を支払う必要がある。したがって、電話やメールなどによる予約は受け付けておらず、男女共同参画推進センターを直接訪問し予約を行っているケースが大半である。

<意見 23 貸会議室の申し込み方法について>

貸会議室の申し込み方法について、利用者の利便性の向上のため、ホームページや電話などによる方法を採用すべきである。また、クレジットカードや電子マネーなどキャッシュレス決済の導入を検討すべきである。

＜意見 24 男女共同参画推進センターの開館時間等について＞

男女共同参画推進センターの開館時間は午後 5 時 30 分までであり、就労者が勤務後に利用することは困難な場合が考えられる。また、祝日についても原則的に休館日である。利用者の利便性の向上を図るため、開館時間の変更や延長、祝日の開館などを検討すべきである。

3. 障がい者就業・生活支援センター事業

(1) 概要

障がい者就業・生活支援センター事業は、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に行うものである。主な業務は、就労に関する相談・情報提供、登録利用者の就業及び生活に対する支援、関係機関等の連絡調整、事業者に対する助言等である。

(2) 実績

障がい者就業・生活支援センター事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障がい者就業・生活支援センター事業（実績）	4,174	4,174	5,682	6,296	4,120

市は、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団と委託契約を締結し、本事業を実施している。本事業は、国・岡山県・市の共同での委託事業となっており、国が 5 人、岡山県が 3 人、市が 2 人の人員を配置している。実績報告は国委託事業 24,958 千円、県委託事業 8,293 千円、市委託事業 4,120 千円となされている。

委託契約における事業内容は以下のとおりとなっている。

- 1) 障がい者就業・生活支援センター事業の質の向上
- 2) 障がい者自立支援法における就労支援の抜本的強化への対応
- 3) 倉敷市インクルージョン推進事業全体協議会事務局の事務業務
- 4) 新規求人の開拓

５） 精神障がい者ジョブガイダンス事業への協力

６） 障がい者委託訓練の実施

障がい者就業・生活支援センターの支援状況は以下のとおりである。（国、岡山県、市の委託事業全てを含めた実績合計）

	平成 29 年度 件数	平成 30 年度 件数	前年度比
相談・来所	1,476	1,114	75.47%
相談・連絡（電話等）	6,654	3,268	49.11%
職場訪問	837	844	100.84%
関係機関等訪問	793	428	53.97%
関係機関等同行	735	339	46.12%
ワークわく交流会	22	40	181.82%
支援件数合計	10,517	6,033	57.36%

その他支援実績

	平成 29 年度 件数	平成 30 年度 件数	前年度比
職場実習	21	39	185.71%
就職	141	114	80.85%
基礎訓練	36	33	91.67%
A 型事業所紹介	38	22	57.89%

登録者の状況

登録者	471 人
新規登録者	124 人

関係機関との連携等

機関紙（４回発行）送付先	平均 600 箇所
合同セミナー（12 月 4 日）出席者	217 人

連絡会議（9月7日）出席者	24人
倉敷地域自立支援協議会就労部会（4回）出席者	延 179人
企業交流会 TEAM PLUS 会議（4回）出席者	延 83人

倉敷みらい創生戦略において、KPI として障がい者就業・生活支援センターが開催する企業合同セミナーへの参加者数、及び同センターを利用した新規就労者数を掲げている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障がい者就業・生活支援センターが開催する企業合同セミナーへの参加者数（目標値）		150人	229人	229人	229人
障がい者就業・生活支援センターが開催する企業合同セミナーへの参加者数（実績値）	（基準値） 144人	156人	195人	157人	217人
障がい者就業・生活支援センターを利用した新規就労者数（目標値）		（平成 27 年度から令和元年度までの累計） 680人			
障がい者就業・生活支援センターを利用した新規就労者数（実績値）	（基準値） 102人	86人	116人 （H27-H28 累計 202 人）	141人 （H27-H29 累計 343 人）	114人 （H27-H30 累計 457 人）

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

4. 生活困窮者自立相談支援事業

(1) 概要

生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを充実・強化するため、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮者自立支援制度が創設された。生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給が必須事業とされ、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施が任意事業とされている。

市は、自立相談支援事業として生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者に対する相談窓口として「倉敷市生活自立相談支援センター」を設置している。また、相談者とともに作成するプランに基づき、関係機関と連携しながら、本人の状態に応じた、包括的かつ継続的な相談支援を実施している。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者自立支援制度のうち住居確保給付金の支給以外の事業を委託できるものとされており、市は自立相談支援事業について、社会福祉法人めやす箱に委託して実施している。

(2) 実績

生活困窮者自立相談支援事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規受付相談件数	306	746	912	1,198	1,537
プラン作成件数	94	284	510	602	774
就労支援対象者数	63	162	266	279	327
就労・増収者数	30	97	149	140	254
生活困窮者自立相談支援 事業費（千円）	16,468	27,707	31,287	33,713	35,287

平成26年度はモデル事業として10月から実施している。

(3) 指摘事項及び意見

厚生労働省の作成している生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルにおいては、「事業を委託する場合にあっても、各自治体における情報セキュリティ対策と同等の対策を課することが重要である。①ソフトウェア（ウィルス対策、セキュリティホール対策、不要ソフトウェアの導入禁止等）、②機器（盗難の防止等）、③ルール（不必要なサイトの閲覧禁止、外部記憶媒体の管理、定期的な対策状況の確認等）といった対策が考えられる。」旨の記載がなされている。

<意見 25 情報セキュリティ対策について>

市は、個人情報の取り扱いについて、委託契約の仕様書及び特記事項において、規定を定め、毎年度受託者と内容を確認し指導している。しかし、確認や指導の際にチェックリストなどは作成されていない。したがって、セキュリティ対策の向上のため、チェックリストなどの作成や定期的な点検の実施を検討すべきである。

5. 高梁川流域創業サポートセンター広域連携事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。(52 頁)

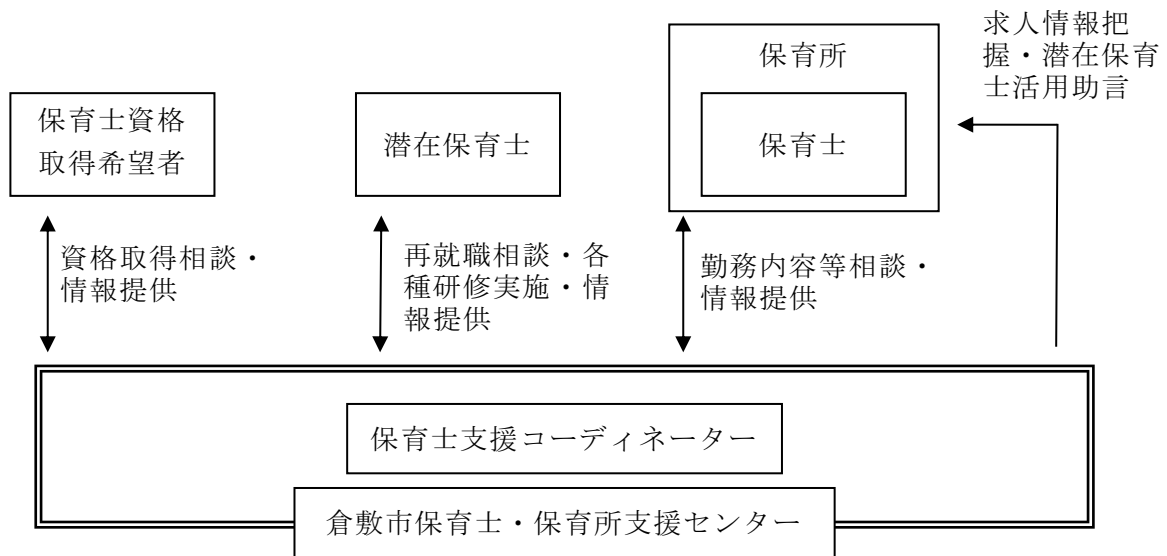
6. 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業（再掲）

II. 魅力ある雇用の場の創出に記載済み。(104 頁)

7. 高梁川流域保育士確保対策事業

(1) 概要

高梁川流域圏域の保育士確保を目的に、保育士支援コーディネーターを配置し、保育実習体験研修などの再就職支援や、実際に働いている保育士からの相談対応や離職防止対策研修等を実施している。具体的には、倉敷市役所内に保育士支援コーディネーター2名を配置した「倉敷市保育士・保育所支援センター」を開設し、高梁川流域の自治体の希望を調整し運営している。



①相談

・就職相談

保育士として就職希望がある者への相談対応

保育士として復帰希望がある者への相談対応

保育実習体験希望者の希望保育所への取次や保育所の紹介

各保育園の求職希望の把握

・保育相談

保育士として就職中の者の保育内容への相談対応

離職希望となってしまった者への相談対応

保育園や園長からの保育内容への相談対応

②研修

・保育実習体験

各公立保育園で実施する保育実習体験のサポート及び体験者へのその後のケア

・新任保育士研修

保育・幼稚園課が実施する公立保育園の新任保育士研修への指導者・助言者として参加

希望のある園への新人訪問による指導・助言

- ・離職対策研修

採用から浅い職員を集め、改善研修会を開き、指導・助言を行う

- ・保育士試験準備研修会

保育士資格や幼稚園教諭免許状の資格取得を目指す者への支援

③高校での出前授業

- ・要望のあった高校で園長 OB や現役保育士が出前授業を実施

(2) 実績

高梁川流域保育士確保対策事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数			67	124	128	117
就職状況	紹介件数		59	43	46	47
	就職件数		44	34	32	27
離職防止対策研修会	実施件数		2	6	12	12
	受講者数		45	156	327	237
保育実習体験研修会	実施件数		8	11	6	6
	就職件数		8	11	5	4
高梁川流域保育士確保対策事業費（千円）			3,493	4,228	4,507	4,984

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

V 地域活性化のための ICT 活用

1. 高梁川流域 ICT 利活用推進事業

(1) 概要

官民連携で、オープンデータやビッグデータ及び人工知能を活用した付加価値生産性向上に資する公共サービスを開発しつつ、その業務遂行とセミナー等を通じて、インテリジェントICTの活用を牽引する人材・ビジネスを創出・育成することを目的としている。また、学生や離職した女性をメインターゲットに、テレワーク等の新しい働き方や起業への取り組みを支援している。

市では、平成27年度以降、データで紡ぐ高梁川流域連携事業（平成27年度）、データで紡ぐ高梁川流域加速化事業（平成28年度）、テレワークで紡ぐデータキャピタル事業（平成28年度）、高梁川流域インテリジェントICT実装事業（平成28年度）、高梁川流域インテリジェントICT実装事業（平成29年度）に取り組み、オープンデータ・カタログサイト「data eye」やオープンデータ登録管理システム「data box」、AIアプリケーション「Tabit」などを整備してきた。

平成30年度は、上記の各種サービスの運用と拡充を通じて地域のオープンイノベーションの促進を目指している。具体的には、市は以下の事業を一般社団法人データクレイドルに委託して実施している。

①平成30年度の実施事項

a 既存サービスの継続運営

- ・データポータルサイト「data eye」他
- ・データ分析サロン運営
- ・データ活用技術に係るオンライン講座提供
- ・AIアプリケーション運用

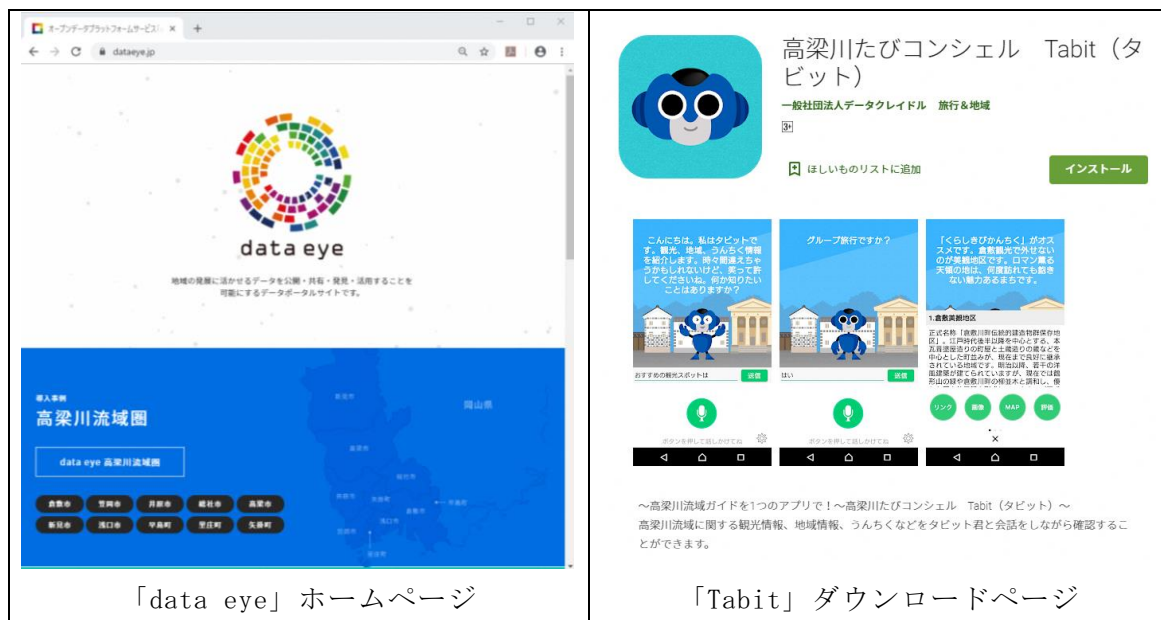
b 既存サービスの拡充

- ・「data eye」の拡充
- ・データ活用技術に係るオンライン講座の拡充
- ・AIアプリケーションの拡充

c セミナー・イベント開催

- ・データ利活用セミナー
- ・データサイエンスセミナー

- ・ IODD（インターナショナル・オープンデータ・デイ）
- ・ DASH勉強会
- ・ はたらきかたカフェ



(2) 実績

高梁川流域 ICT 利活用推進事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 ICT 利活用推進 事業費		50,028	96,869	53,355	51,967

(3) 指摘事項及び意見

オープンデータ・カタログサイト「data eye」は、高梁川流域圏 7 市 3 町エリアのオープンデータを検索・ダウンロードして利用することができるものであるが、その事業費は市が単独で負担している。

<意見 26 事業の自走化について>

市のオープンデータの利活用事業を持続可能とするためには、開発したサービスを他地域の自治体や民間事業者に提供し、そのコストの負担を求めていくことで、市の事業費を低減する必要がある。したがって、市の行う各施策に開発したサービスを積極的に活用したうえで、その事例をセミナーなどにより公開し、事業の自走化を図るべきである。

2. がんばる中小企業応援事業（再掲）

I. 地域産業の競争力強化に記載済み。（63 頁）

VI その他

1. 高梁川流域学校事業

(1) 概要

市が高梁川流域圏域の大学、企業、各種団体等に補助金を交付し、高梁川流域の自然、歴史、産業、町並み等をテーマとした学校教育の補充や企業研修を実施し、人材育成につなげる制度である。

補助対象事業	次の要件を全て満たすもの ・高梁川流域連携中枢都市圏の発展と魅力向上に寄与すること ・「高梁川流域圏内成長戦略ビジョン」に掲載した取組を実施すること ・本市から他の補助金等を受けていないこと ・政治、宗教又は営利活動を目的としないこと ・上記のほか、市長が必要と認める要件
補助対象者	次の要件を全て満たすもの ・高梁川流域圏全体の経済成長、高次の都市機能の集積・強化、高梁川流域圏全体の生活関連機能サービスの向上のいずれかについて、高い意欲を持って取り組む団体等であること ・市内に活動拠点を置き、圏域の地域と連携した取り組みを行う団体等であること ・組織の運営に関する規則、会則等が定められている団体等であること
補助対象経費	・広告宣伝費 ・謝金、出演料、アルバイト賃金その他の人件費。ただし、人件費が事業費総額の50%を超えないものとする。 ・会場使用料、会場設営費、原材料費その他の物件費 ・消耗品費、印刷製本費、委託料、通信費、旅費その他の事務費
限度額	補助対象経費の50%の額

市は平成 27 年度より一般社団法人高梁川流域学校に補助金を交付している。同団の主たる事業は、事業地域循環共生圏構築検討業務であり、平成 30 年度は具体的には以下の事業を実施した。

- ・事業構想塾

事業構想大学院大学の講師を招聘し、地域の自然・社会資本を活用し、高梁川流域内に事業を構想し実施まで行うことを目的としたプログラムである。平成 30 年度においては、事業構想大学院大学が医学客員教授、NPO 法人グローバルキャンパス理事長に講師を依頼し、5 つの案件の講義を実施し、高梁市、矢掛町などへの地域視察を行い、高梁川流域資源活用の方角について意見交換を行った。

- ・次世代人材ネットワーク構築事業

高梁川流域で活動する 20 代から 40 代の 5 名を、本年度の「次世代人材」として位置づけ、5 名それぞれがチームを組成し、地域における具体的な取組みを行う中で、次世代の高梁川流域を支える人物像及び高梁川流域学校が果たすべき役割について検討を行う。その結果を高梁川ミーティングの「トークセッション」において報告し、有識者のコメントとも合わせて、参加者とともに、さらに検討を深めた。

- ・高梁川ミーティング

地域の中のさまざまなステークホルダーの輪を広げることを目的とし、高梁川流域学校の様々なプログラムの参加者、委員会メンバー、高梁川流域で新しい生業、生き方を模索・実践している若者たちを掘り起こし、出会い、互いに学び協力し合い、そのネットワークを広げる場づくりを行うこととし、講演、トークセッションを実施した。

なお、上記以外にも備中志塾&ジュニア備中志塾、備中高梁フィールドミュージアム事業、伝統芸能を利用した観光プログラム開発事業等を実施している。

(2) 実績

高梁川流域学校事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 学校事業		8,500	8,500	8,293	6,116

(3) 指摘事項及び意見

伝統芸能を利用した観光プログラム開発事業の予算と決算を閲覧したところ、決算における事業経費が全て委託費となっていた。本来、補助事業者が実施した事業経費が全て委託費である事業は、補助事業者が付加価値等を生み出している要素は乏しく、補助金を交付すべきものではない。

この点、一般社団法人高梁川流域学校は様々な事業を行い、総合的に高梁川流域圏の発展に寄与しており、市は、同団が実施する個々の事業に対して補助金を交付しているのではなく、全体として交付している。また、補助金交付要領において、事業の再委託は禁止していない。伝統芸能を利用した観光プログラム開発事業は同団に特に専門的なメンバーがおらず、再委託したものであり、不合理な内容ではないといえる。

しかしながら、同団と委託先との契約において、本件委託業務の実施に伴い、作成された著作物、発明、意匠、ノウハウ、アイデア等の一切のものは受注者（委託先）に帰属する契約となっていた。また、委託先は当該業務を再委託可能な契約となっていた。

補助金にかかる事業であることを鑑みれば、委託した業務に伴い作成された著作物等は同団に帰属すべきであり、同団が委託した契約について、再委託を認めるべきではない。

<指摘事項 11 補助対象経費が全て委託費の事業について>

高梁川流域学校事業については、その性質から個々の事業における事業経費全てが委託費であることは合理的な場合があるが、補助金事業の性質を鑑みれば、予算の段階で事業経費全て委託費である場合、補正予算等により全て委託費に変更される場合等については、その合理性、契約の内容（著作権の帰属、再委託の可否等）を事前に確認すべきである。

2. 高梁川流域移住交流推進事業

(1) 概要

三大都市圏への転出超過を食い止めるため、都市圏からの UIJ ターンによる移住に向けた事業を行う。監査対象である「基本目標③働く場を創るまち倉敷」に関連する事業として、市への移住、就職、転職を促進することを目的とした、①就労支援の委託、②介護分野へ就職する方への移住支援、③市内事業所においてインターンシップ支援事業の3つの事業を行う。

①就労支援の委託

移住者のニーズの高い就職の支援を東京、大阪圏に居ながら行うために、東京都内・大阪府内に移住者のための就職支援窓口を設置する。

②介護分野へ就職する方への移住支援

市内で人手が不足している介護分野へ就職する方に、資格取得の費用をサポートし、希望する就職先（介護事業所）の見学や現場実習のサポートなどを行う。

③インターンシップ支援事業

主に大学生が市内の企業等の業務を経験することで、若者の社会人基礎力の養成や学びを実践し、将来の産業界を担う若者の育成を図るとともに、市内事業者の人材獲得能力、育成能力の伸長、雇用の創出などの活動を支援する。

(2) 実績

高梁川流域移住交流推進事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高梁川流域 移住交流推 進事業	※701	15,587	41,185	28,919	36,215

※高梁川流域ビジョンの策定が平成27年3月であり、平成26年度は高梁川流域連携事業ではない。また、上記①～③の事業に、おためし住宅関係経費、移住相談会経費、Web等PR経費等を含む。

①就労支援の委託

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就労支援の委託目標	新規相談者 90 (1 月～3 月)	新規相談者 180	新規相談者 60 (※1)
就労支援の委託実績	新規相談者 16 就職 1	新規相談者 114 就職 4	新規相談者 71 就職 9

※1 平成 30 年度の目標値は委託事業者の提案書による。

②介護分野へ就職する方への移住支援

	平成 28 年度 (1～3 月)	平成 29 年度 (6～3 月)	平成 30 年度 (6～3 月)
介護分野へ就職する方への移住支援目標値	—	新規相談者 200 就職 10	新規相談者 100 就職 10
介護分野へ就職する方への移住支援実績	新規相談者 21 就職 2	新規相談者 4 就職 0	新規相談者 12 就職 1

目標値は委託事業者の提案書による。

③インターンシップ支援事業

区分	事業実績額	目標値	実績
長期実践型	2,512 千円	受入企業 3 社 参加学生 5 名	受入企業 3 社 参加学生 5 名
短期型	1,895 千円	受入企業 10 社 参加学生 40 名	受入企業 10 社 参加学生 23 名

(3) 指摘事項及び意見

介護分野へ就職する方への移住支援事業の実績値が目標値を大幅に下回っている。
委託先は入札により決定しているが、介護分野へ就職する方への移住支援事業の入札参加は 1 事業者のみであった。

また、平成 28 年度と平成 30 年度は同じ事業者委託しているが、平成 28 年度の就職者 2 名の就職先は、当該委託先事業者となっている。本制度の目的は市内の介護分野への就職の支援であることから、市としての目的は達成しているものの、市内の介護分野の人手不足の状況下においては、当該委託先事業者が広く公平に他の介護保険事業所等への就職支援を行うことが求められる。

インターンシップ支援事業短期型の実績が目標値の半数程度となっている。主たる要因はインターンシップの日程が、学生のテスト期間となっていたためである。

<意見 27 入札参加事業者の増加促進について>

人手不足が生じている分野は介護分野に限られないことから、例えば、保育分野等、介護分野以外も対象者にする等、複数の事業者が入札に参加できるような体制としたうえで、事業者を選定し、本制度がより一層有効なものとなるようにすべきである。

<意見 28 委託先への就職について>

今後、移住支援を行う委託先へ就職した人数及び割合がさらに増加する場合は、広く公平に他の介護保険事業所等への就職支援を行ったかどうかについて、定期的にモニタリングを行う、業務内容の見直し案を指導する等、委託先が有利となっていないか、公平性を確保すべきである。

<意見 29 短期型インターンシップの実施時期について>

インターンシップ実施時期については受入企業、学生双方の予定を勘案し、より多くの学生が参加しやすい時期に設定すべきである。

3. 商業活性化事業

(1) 概要

地域の事業者を中心に構成され、各地域の中心部に立地する市内商店街の活性化に向けた自主的な取り組みについて補助金を交付し、商店街に賑わいを創り出すことで、地域経済やまちの活性化を図る事業である。

補助対象者、補助対象事業等は以下のとおりである。

補助対象者	・倉敷市商店街連合会の傘下の商店街組織(任意団体も含む)(※) ・個人・中小企業を中心に構成され、特定した区域内で継続した活動を行っており、財産管理が適正に行われている商業振興を目的とした組織 ・その他、市長が適当と認める団体
補助対象事業	①新商人育成支援事業 ②基盤整備事業 ③人材育成支援事業 ④まちづくり計画等策定事業 ⑤高齢者等対策事業 ⑥環境対策事業 ⑦情報化対策事業 ⑧空き店舗対策事業 ⑨個性創出事業

(※) 倉敷商店街振興連盟、児島商店街連合会、玉島商店街振興会、水島商店街振興連盟

①新商人育成支援事業

(改装費等)

概要	補助対象者が、商店街の空き店舗に、新規創業者を新規出店させる際の、改装費や広告費、最長1年間の家賃を支援することで、次世代を担う店主の誘致と空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。
出店者	以下の条件を全て満たすもの ① 初めての創業で商店街への出店を計画する者 ② 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの ③ 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者 ④ 出店場所での事業継続が見込める者 ⑤ 市税を完納しているもの（倉敷市内の個人・法人） ⑥ 飲食店の場合、午後6時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長

	いこと。（昼間とは、午前 6 時～午後 6 時、夜間とは午後 6 時～午前 6 時とする。）※1 ⑦ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること
補助対象経費	工事請負費、広告料
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 空き店舗とは、退店後 30 日以上テナント募集期間があった店舗とする ○ 什器、設備関係経費は対象外、ただし、建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板、天井埋込みの冷暖房等で改装工事により建物に固定されるものを含む）は対象とする ○ 市内に主たる事業所を有する業者に発注する工事のみ対象とする ○ 共同店舗等の自己所有店舗は、対象外 ○ 賃貸関係が生計同一の親族の場合は補助対象外※ 2

（家賃）

概要	補助対象者が、商店街の空き店舗に、新規創業者を新規出店させる際の、改装費や広告費、最長 1 年間の家賃を支援することで、次世代を担う店主の誘致と空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。
出店者	以下の条件を全て満たすもの ① 初めての創業で商店街への出店を計画する者 ② 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの ③ 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者 ④ 出店場所での事業継続が見込める者 ⑤ 市税を完納しているもの（倉敷市内の個人・法人） ⑥ 飲食店の場合、午後 6 時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長

	いこと。（昼間とは、午前 6 時～午後 6 時、夜間とは午後 6 時～午前 6 時とする。）※1 ⑦ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること
補助対象経費	使用料・賃借料
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	年間 30 万円（年度末まで）
備考	○ 空き店舗とは、退店後 30 日以上テナント募集期間があった店舗とする ○ 共同店舗等の自己所有店舗は、対象外 ○ 賃貸関係が生計同一または 3 親等以内の親族の場合は補助対象外※2 ○ 出店者は、市税を完納したものであること（倉敷市民、市内法人に限る。）

※1 以前は、昼間の営業をする条件で、飲食店について補助対象としていたが、開店後に中間の営業をやめる飲食店が続出した。このような事態は本補助制度の趣旨にそぐわないため、飲食店については、上記の要件を付している。（以下⑧空き店舗対策事業も同様）

※2 新商人育成支援事業（改装費等）と新商人育成支援事業（家賃）の出店者と空き店舗所有者の関係における、補助の制限状況は以下のとおりである。

新商人育成支援事業	出店者と空き店舗所有者の関係		
	生計同一	生計別 (3 親等内)	生計別 (3 親等外)
改装費	×	○	○
家賃	×	×	○

本補助金の性質上、家賃補助については、生計が別であっても 3 親等内であれば補助対象外としている。

②基盤整備事業

概要	補助対象者が共同で所有し、かつ、来街者の利便性向上を図るための施設の整備を推進することで、商業振興を図る。
参考事例	アーケード、アーチ 街路灯、共同トイレ 駐車・駐輪場、カラー舗装 共同利用施設の整備改修 ストリートファニチャー 放送設備、防犯設備等の設置
補助対象経費	消耗品費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、工事請負費、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	300 万円
備考	○ 新規事業及び事業の拡大をするものが対象 ○ 国等の補助事業と併用する場合は、国等の補助対象経費から国等の補助額を引いた経費を対象とし、補助割合は 1/2 とする

③人材育成支援事業

概要	補助対象者が、加盟する個々の事業者の魅力アップ等を図るために実施する研修・研究活動を推進することで、商業振興を図る。
参考事例	個店の魅力アップを目的とした研修会や研究活動新規イベントの参考とするための研修会後継者育成に向けた勉強会など
補助対象経費	賃金（※1）、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料 使用料・賃借料、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	15 万円
備考	—

（※1）主として補助対象事業を実施した際の外注費に係る人件費であり、事業者が雇用した人員に対する賃金ではない。以下の本制度中の「賃金」について同様である。

④まちづくり計画等策定事業

概要	補助対象者が実施する、まちづくり推進に向けた計画策定や共同施設の整備に向けた計画策定などを推進することで、商業振興を図る。
参考事例	まちづくり計画、商業施設整備計画、共同店舗設置計画の策定、各種カード事業計画等の策定、団体の活性化のための研究活動、商業インキュベート事業の計画・実施など
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象

⑤高齢者等対策事業

概要	補助対象者が、高齢者等の社会生活弱者の利便性向上を目的として実施する事業を支援し、商業振興を図る。
参考事例	ショッピングモビリティの研究・実験による移動円滑化支援、買い物弱者等を対象にインターネット等を活用した宅配システムの開発・実験店舗と自宅間の交通障害を解消するための取り組みなど
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象

⑥環境対策事業

概要	補助対象者が、CO2 削減を図るための機器更新やリサイクルシステムの導入等の環境に配慮した取り組みを支援し、商業振興を図る。
参考事例	リサイクルシステム構築のための研究会の開催、空き缶回収機やリサイクルステーションの設置環境負荷の低い商品・再生品の利用促進環境負荷の低い機器への更新など

補助対象経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、工事請負費、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象

⑦情報化対策事業

概要	補助対象者が、IT を活用した商取引など情報技術を活用した取り組みを支援し、商業振興を図る。
参考事例	バーチャルモールの作成、電子商取引のシステム構築など
補助対象経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象

⑧空き店舗対策事業

概要	補助対象者が、商店街の空き店舗の解消を目的とした事業を実施する際の改装費や広告費に助成し、空き店舗の解消を推進し、商店街を振興する。
出店者	以下の条件を全て満たすもの ① 補助対象者が、商店街の賑わい創出に資すると認め、かつ、テナントリーシングの観点からも適当と認め、出店の同意をしたもの ② 商店街組織等へ加入し、その活動に積極的な参加が可能な者 ③ 出店場所での事業継続が見込める者 ④ 市税を完納しているもの（倉敷市内の個人・法人） ⑤ 飲食店の場合、午後 6 時を境に夜間に比べ昼間の営業時間が長いこと。 ※昼間とは、午前 6 時～午後 6 時、夜間とは午後 6 時～午前 6 時とする。 ⑥ 防火設備の設置など必要な対応がなされていること。

補助対象経費	工事請負費、広告料
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 空き店舗とは、退店後 30 日以上テナント募集期間があった店舗とする ○ 什器、設備関係経費は対象外、ただし、建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板、天井埋込みの冷暖房等で改装工事により建物に固定されるものを含む）は対象とする ○ 市内に主たる事業所を有する業者に発注する工事のみ対象とする ○ 共同店舗等の自己所有店舗は、対象外 ○ 賃貸関係が生計同一の親族の場合は補助対象外

⑧空き店舗対策事業と①新商人育成支援事業（改装費等）の事業の相違点は、初めての創業であるかどうかのみであり、補助の条件、補助内容は同一である。初めての創業である場合は、①新商人育成支援事業（家賃）も対象になり得るため、⑧空き店舗対策事業と①新商人育成支援事業（改装費等）は別の事業として扱っている。

⑨個性創出事業

概要	補助対象者が、イメージアップや集客力強化を図るための共同事業を支援し、商業振興を図る。
参考事例	商店街のイメージアップ、集客力を高めるためのキャンペーン事業 商店街オリジナル商品の開発及び販売促進商店街共通のれんや垂れ幕、イラストマップの作成など
補助対象経費	賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、工事請負費、雑費
補助率	補助対象経費の 1/3 以内
補助上限	100 万円
備考	○ 新規事業及び既存の計画を変更・拡大するものが対象

(2) 実績

商業活性化事業の過去5年間の実績と予算は以下のとおりである。

実績

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新商人育成 支援事業 (改装費 等)	2,918 倉(1) 児(2)	1,231 児(2)	2,000 倉(1) 水(2)	2,537 倉(2) 児(1) 水(1)	3,290 倉(1) 児(3)
新商人育成 支援事業 (家賃)	638 倉(1) 児(2)	480 児(2)	346 倉(1) 水(2)	929 倉(2) 児(2) 水(1)	742 倉(1) 児(3)
基盤整備事 業	517 児(1) 玉(1)	46 倉(1)	— (—)	— (—)	— (—)
人材育成支 援事業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
まちづくり 計画等策定 事業	— (—)	— (—)	223 水(1)	— (—)	— (—)
高齢者等対 策事業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
環境対策事 業	1,795 倉(3) 玉(2)	313 玉(2)	— (—)	1,000 倉(1)	483 児(1)
情報化対策 事業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
空き店舗対	2,789	6,000	8,000	3,288	3,000

策事業	児 (4)	倉 (1) 児 (5)	倉 (3) 児 (4) 水 (1)	倉 (2) 児 (1) 水 (1)	倉 (1) 児 (2)
個性創出事業	780 倉 (1) 児 (1)	— (一)	— (一)	303 児 (1) 水 (1)	28 児 (1)
合計 (商業活性化事業)	9,437 倉 (6) 児 (10) 水 (一) 玉 (3)	8,070 倉 (2) 児 (9) 水 (一) 玉 (2)	10,569 倉 (5) 児 (4) 水 (6) 玉 (一)	8,057 倉 (7) 児 (5) 水 (4) 玉 (一)	7,543 倉 (3) 児 (10) 水 (一) 玉 (一)

※ (一) 内は実績件数であり、「倉」：倉敷商店街振興連盟、「児」：児島商店街連合会、「玉」玉島商店街振興会、「水」：水島商店街振興連盟として、本制度を利用した商店街連盟等の内訳を示している。

予算

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
商業活性化事業	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000

予算は個々の事業では策定しておらず、商業活性化事業全体で策定している。

令和元年 9 月 29 日（日曜日、天候は晴れ時々曇り）に倉敷商店街振興連盟、児島商店街連合会、玉島商店街振興会、水島商店街振興連盟傘下の商店街に行き、各商店街の様子を撮影した。天気、時間帯、近隣でのイベントの有無により状況は左右されるが、訪れた際の様子は概ね以下のとおりであった。

- ・倉敷商店街振興連盟傘下の商店街は、倉敷駅と美観地区を結ぶ商店街であり、人通りは多かった。
- ・児島商店街連合会傘下の商店街は、人通りが多いとは言えないが、買い物客、観光客と思われる 15 名程度の人とすれ違った。

・玉島商店街振興会傘下の商店街については、人通りはほとんどなく、半数以上はシャッターが下りていた。

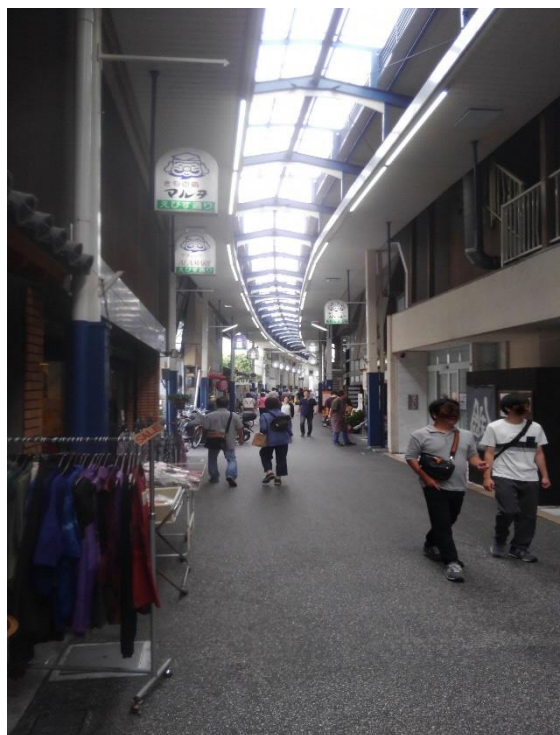
・水島商店街振興連盟傘下の商店街については、車の往来はあるものの、人通りは少なく、3名程度の人とすれ違ったが、いずれも買い物をする様子はなく、半数程度はシャッターが下りていた。



倉敷商店街振興連盟傘下の商店街



倉敷商店街振興連盟傘下の商店街



倉敷商店街振興連盟傘下の商店街



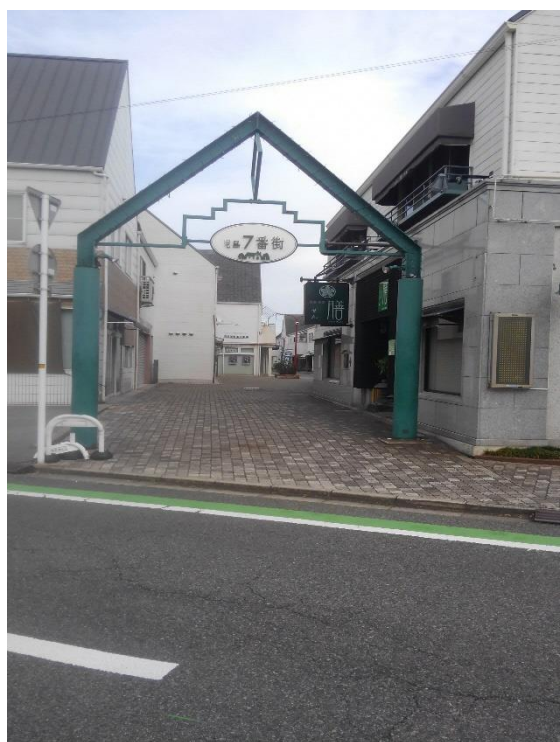
倉敷商店街振興連盟傘下の商店街



児島商店街連合会傘下の商店街



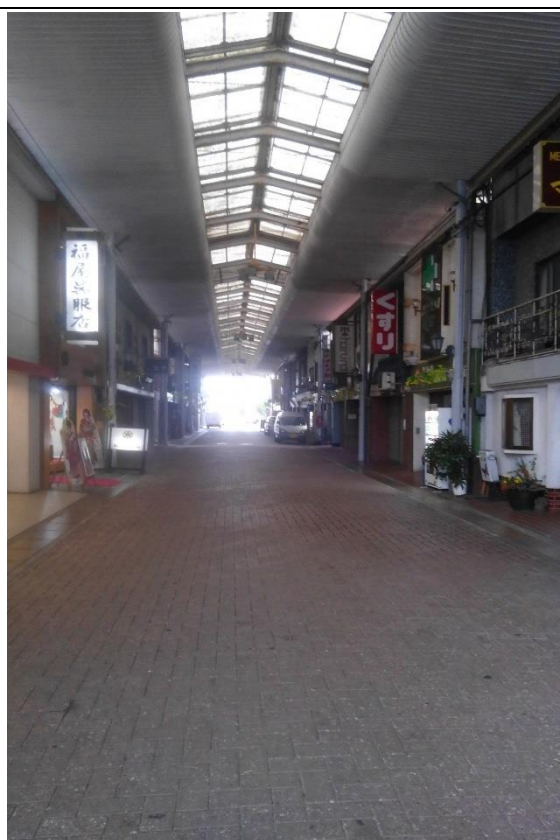
児島商店街連合会傘下の商店街



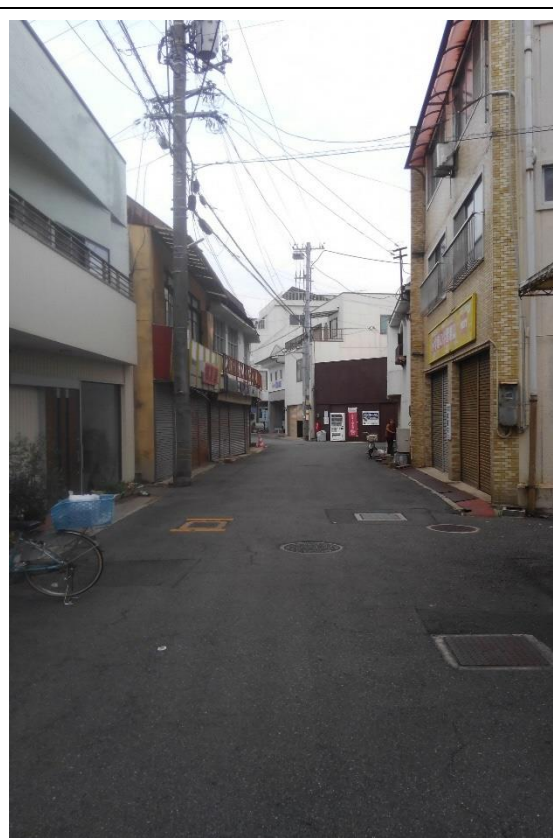
児島商店街連合会傘下の商店街



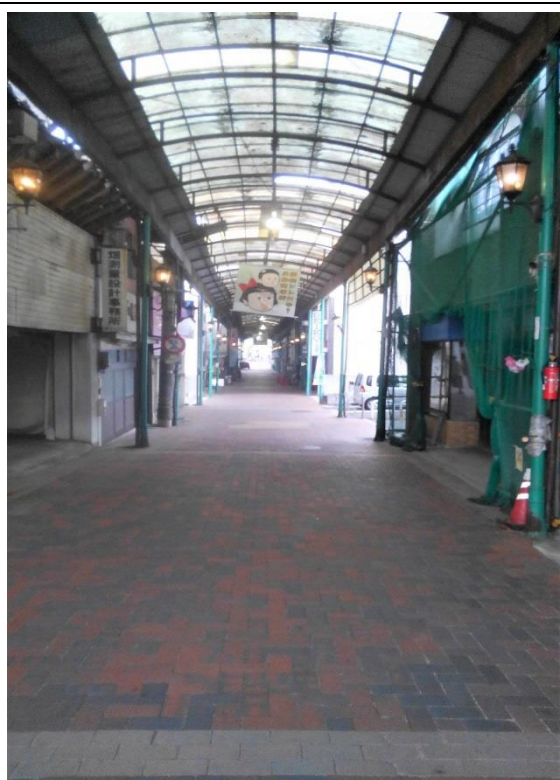
児島商店街連合会傘下の商店街



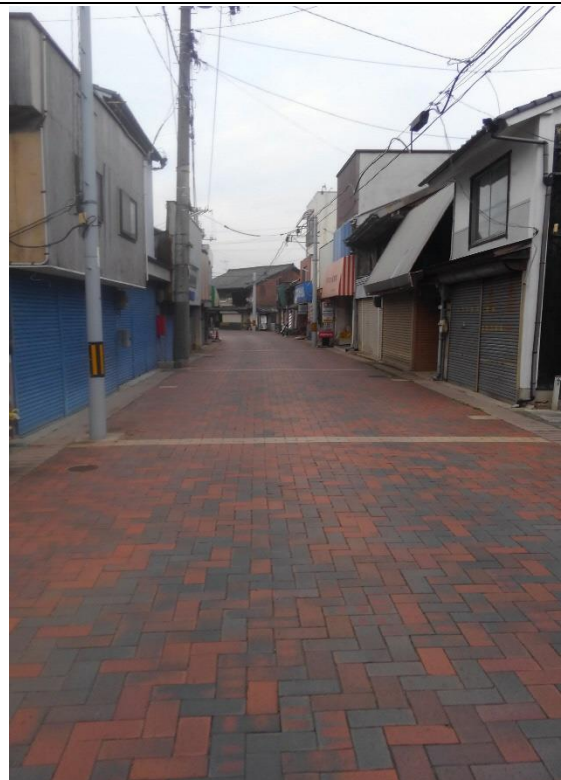
玉島商店街振興会傘下の商店街



玉島商店街振興会傘下の商店街



玉島商店街振興会傘下の商店街



玉島商店街振興会傘下の商店街



水島商店街振興連盟傘下の商店街



水島商店街振興連盟傘下の商店街



水島商店街振興連盟傘下の商店街



水島商店街振興連盟傘下の商店街

市は商店街の実状を把握するため、2年毎に市内の商店街等の通行量を調査し、「倉敷市商店街等通行量調査報告書」を作成している。平成29年度倉敷市商店街等通行量調査報告書によれば、各地区の通行量の推移は以下のとおりである。

なお、調査箇所数等は下表のとおりであり、調査箇所数には地区によって差があるため、調査箇所数が多いほど、人数は多くなる。また、各地区の通行量は、上記商店街周辺の調査結果数値も含まれている。

地区	調査日時	調査箇所数
倉敷地区	平成29年7月28日（金） 平成29年7月30日（日）	32箇所
水島地区	平成29年7月28日（金） 平成29年7月30日（日）	9箇所

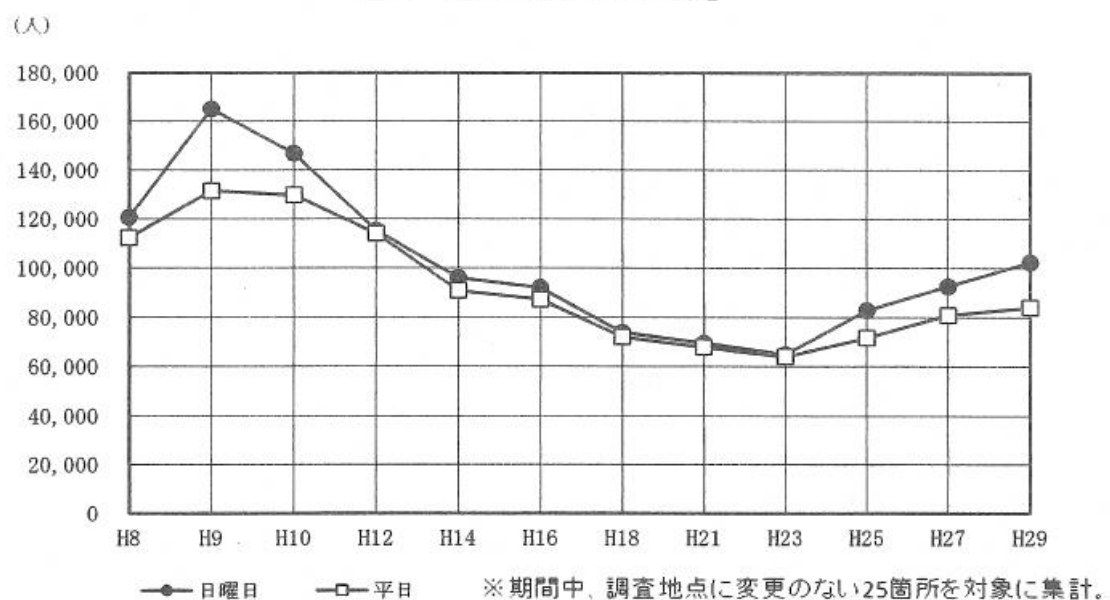
児島地区	平成 29 年 7 月 28 日 (金) 平成 29 年 7 月 30 日 (日)	16 箇所
玉島地区	平成 29 年 7 月 28 日 (金) 平成 29 年 7 月 30 日 (日)	6 箇所

調査対象は、小学生以上で歩行者と自転車に乗っている人である。

調査時間帯はいずれも 10：00～18：00 の間である。

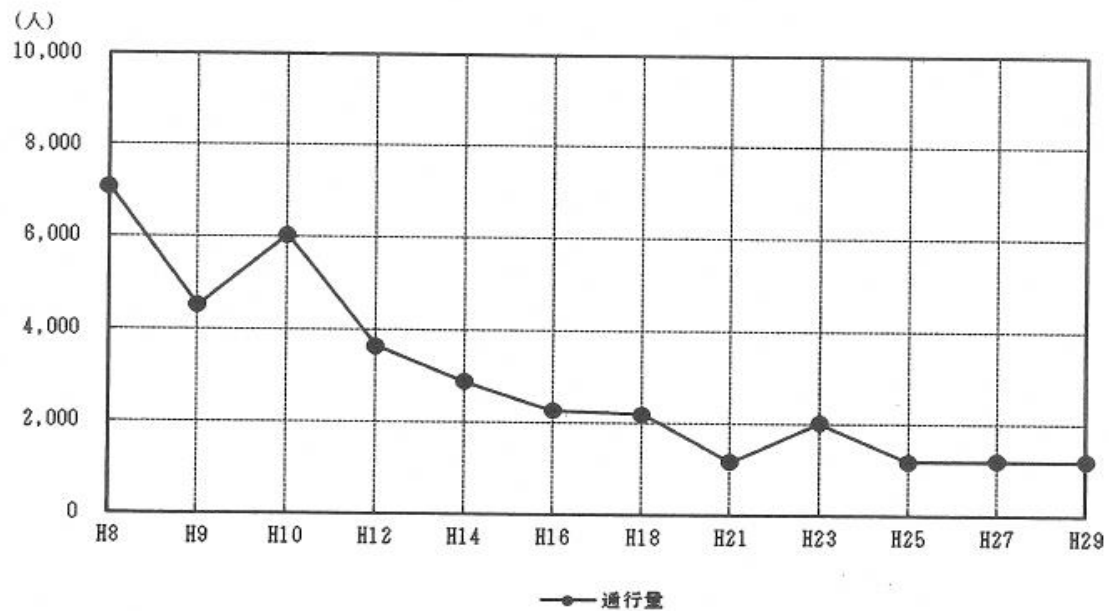
①倉敷地区

【図表 倉敷地区の通行量推移】



②水島地区

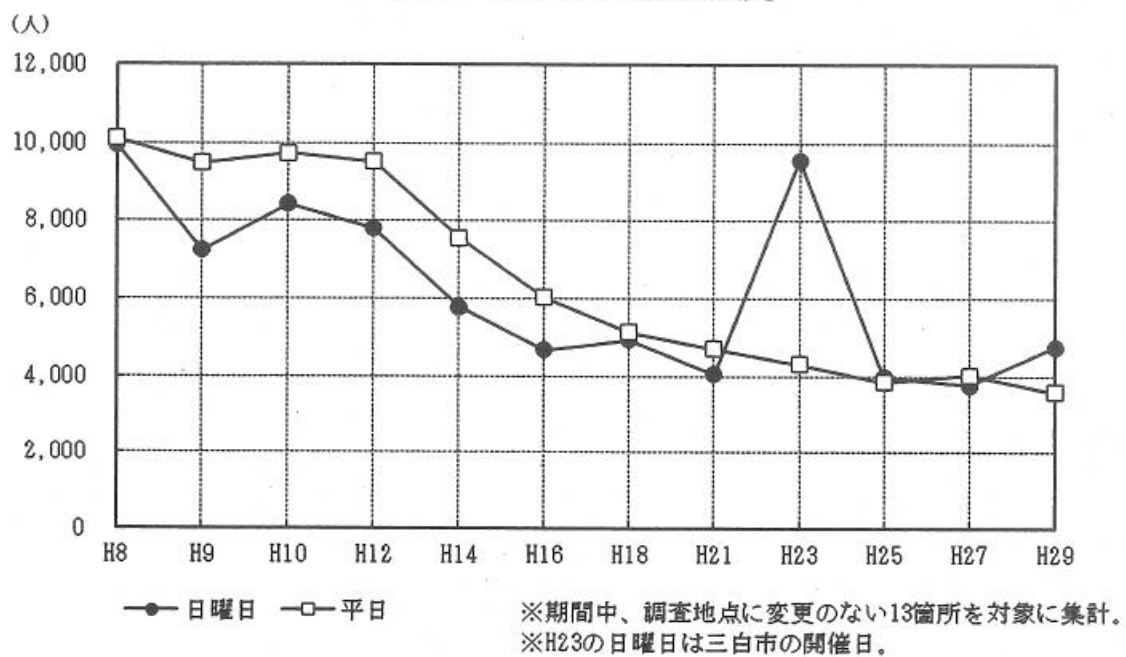
【図表 水島地区の通行量推移（日曜日）】



調査地点は9箇所

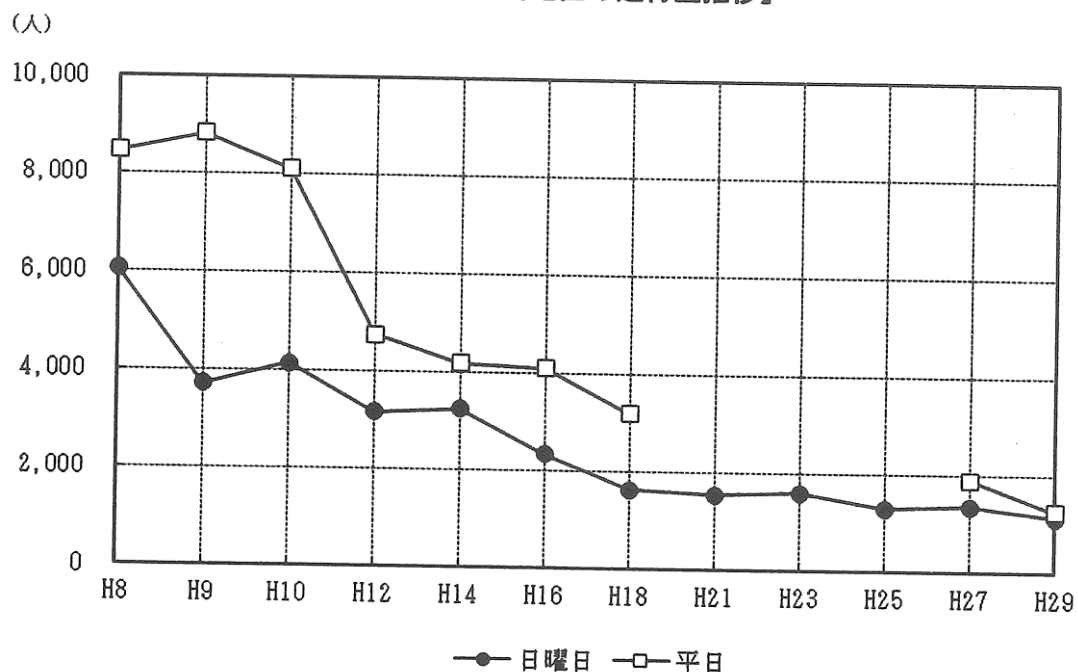
③児島地区

【図表 児島地区の通行量推移】



④玉島地区

【図表 玉島地区の通行量推移】



調査地点は 6 箇所

各地区の通行量について、平成 8 年から比較すると、概ね以下のとおりである。

地区	H29 通行量/H8 通行量 (日曜日)	傾向
倉敷	8 割強	平成 23 年までは右肩下がりであるが、それ以降は右肩上がりに回復している。
水島	約 2 割	平成 21 年まで右肩下がりであり、平成 23 年は回復しているもののその後は平成 21 年の水準まで下がっている。
児島	4.5 割弱	平成 23 年の三白市の特殊要因を除き、平日は平成 25 年までは概ね右肩下がりであるが、平成 25 年以降横ばいとなるが、日曜日は平日より多くなっている。
玉島	約 2 割	平成 18 年まで右肩下がりであり、その後横ばいとなるが、わずかに減少傾向となっている。

商工課が集計している、各地区の商店街等の営業店舗数の推移は以下のとおりである。



(3) 指摘事項及び意見

近年は、スーパーマーケット等による購入のみならず、ネット通販による購入などの消費者行動の変化、商店街の店主の高齢化、店舗等の商店街設備の老朽化などにより、全国の商店街は厳しい状況であり、市内の商店街も例外ではない。

特に水島地区、玉島地区の通行量は平成8年の2割程度まで減少し、営業店舗数も平成6年から水島地区は3割程度、玉島地区は5割程度まで減少し、その後も減少傾向となっている。一方、児島地区の通行量は、平成8年の4.5割程度の減少で留まり、平日と日曜日の通行量の差はほとんどなくなっている。また、営業店舗は平成21年以降増加傾向である。これは児島地区が「繊維の町」のまちおこし事業として、平成21年から味野商店街を「児島ジーンズストリート」として積極的な取り組み、広報を行った結果の成果と考えられる。

商店街は地域の消費、雇用を支えるのみならず、まちの拠点を形成し、地域コミュニティを推進する重要な役割を担っており、市と連携していることが重要であるという考えに基づき、本制度を整備している。そもそも商店街の活性化、発展については商店街が中心になって行うべきものであるが、昨今の状況からは商店街の活性化、発展は、商店街、行政等が一体となって行わざるを得ない状況である。児島ジーンズストリートについても商業者と行政が一体となった結果、一定の成果をあげている。

例えば、玉島地区は映画「ALWAYS 三丁目の夕日」のロケ地にもなり、昭和レトロな街並みが保存されている。この点、昭和を題材にした地方創生事業の大きな成功事例の一例であるが、豊後高田市の、商業と観光の一体化による中心市街地の再生-「昭和の町」が挙げられる。現在では、年間 25 万人を超える観光客が訪れると言われているが（中小企業庁ががんばる商店街 77 選）、商店街と行政が一体となって取り組んだ結果である。また、まちづくりに関するコンサルタントを公募し、七夕まつり、ファッションショーなどのイベントなどを通じて、商店街を活性化させた例もある。（中小企業庁はばたく商店街 30 選、日南市）

このような状況下、市が整備した人材育成支援事業、高齢者等対策事業、情報化対策事業は 5 年間利用実績がなく、まちづくり計画等策定事業は 5 年間で 1 件の利用と利用実績が乏しい状況である。また、基盤整備事業、まちづくり計画等策定事業、環境対策事業等は間接的な補助であり、その効果を直接的に測ることはできないが、これらの事業を使用した玉島商店街振興会、水島商店街振興連盟の通行量の実績からはその効果があったかといえ、疑問である。

なお、市が実施する別の事業であるが、玉島地区の備中玉島みなと朝市、（毎月第 2 日曜日）、（73 頁参照）、児島の三白市（毎月最終日曜日）、倉敷地区の倉敷三斎市（73 頁参照）等のイベントを行っており、一定の成果をあげている。

<意見 30 商業活性化事業補助金の今後について>

人通りの少ない商店街は小売業としての今後の展望はかなり厳しく、商店街の活性化、発展を目指すのであれば、商店街と行政が真に一体となり新たなビジョン、例えば、映画「ALWAYS 三丁目の夕日」のロケ地としての昭和レトロな街並みを前面に押し出した観光地としての PR 活動などを実施していく必要がある。

または、現状の商業活性化事業補助金の予算を例えば従来の 2～3 倍に引き上げ、3 年程度実施しても効果が上がらないことが明白になった時点で補助金制度を廃止することなど、抜本的な方策を検討すべきである。

前者のケースについては、イメージが定着するまでに中長期的な観点で観光客や経済効果の推移を見守る必要があることに留意する必要がある。後者のケースについては、予算規模を増額し、従来型のイベントや PR 活動を短期間で成果が出るかどうかを検証することが有効であり、成果が伴わない場合には当該補助金を廃止し、別の形の補助金へと振替えることが必要である。

新商人育成支援事業、空き店舗対策事業は、補助金の交付要件に、補助対象者と店舗の貸主の関係が生計同一の親族の場合等は制限を行っているが、申請書類において当該親族関係等がないことの確認ができる様式となっていない。また、市税を完納していることを補助の要件としているが、個人については、市税納税証明書を申請書類に定めているが、法人については市税納税証明書を申請書類に定めておらず、法人の市税納税状況の確認が市税納税証明書をもって行われていない。

＜指摘事項 12 法人の市税納税証明書の確認について＞

法人が市税を完納しているかどうかについて、当該法人の市税納税証明書の提示をもって、確認を行うべきである。

＜意見 31 補助対象者と店舗貸主との親族関係等の確認書類について＞

補助金申請書に、補助対象者と店舗貸主との間で、親族関係等がないことを確認する欄を設けるなど、要件を満たしていることを確認した書面を残し、補助金を交付すべきである。

新商人育成支援事業、空き店舗対策事業の補助金実績報告書において、「平成 年 月 日付け商第 号で交付決定通知のあった・・・」と日付、通知番号が空欄の状態の実績報告書を受理していた。また、環境対策事業として申請書類を受理し、補助金を交付しているが、基盤整備事業としての事業実績書を受理しているものが存在した。申請者の記載誤りを市側が見落としていたものである。

＜指摘事項 13 補助対象事業の書類の受理について＞

個々の補助対象の事業を正確に把握、管理するために、日付、通知番号を記入した正確な補助対象事業に係る実績報告書等を受理すべきである。

4. 水島港振興事業

(1) 概要

水島コンビナートを物流面で支える水島港の航行管理、支援、強化やポートセールス、入港料助成による国際コンテナ航路の維持、拡大等、水島港振興施策を岡山県と連携しながら実施する事業である。水島港振興事業において、平成 30 年度に市が拠出した主な負担金は以下のとおりである。

①国際海上 VHF 水島海岸局運営負担金

国際 VHF 無線設備を使用して水島港に入出港する船舶と通信を行い、水島港の効率的な利用と入出港船舶の安全を図るため、国際海上 VHF 水島海岸局を設置し、運営するための負担金である。

②水島港航行管理支援業務負担金

運行ルール・運行調整、人員配置、監視カメラの設置、運行状況が PC1 台でリアルタイムに状況を把握できるシステムを構築する等、水島港の航行管理を行う。

③水島港機能強化事業負担金

水島港におけるコンテナ貨物取扱量増加及び大型コンテナ船運航経費の軽減による定期コンテナ航路の維持・拡充を図ることにより、地域企業の利便性を向上させ、企業立地促進や雇用の創出など、地域経済の発展を実現するため、岡山県との協定により、岡山県が 1/2、市が 1/2 を負担し、コンテナ貨物集荷促進事業（貨物の取扱量に応じて補助を行う）、国際コンテナ航路強化促進事業（水島港国際コンテナターミナルを利用する定期コンテナ船のトン数に応じて入港料の補助を行う）を行う。

(2) 実績

水島港振興事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水島港振興事業	38,951	43,778	44,201	71,299	70,816

水島港機能強化事業の業績指標と目標値と実績値は以下のとおりである。

外貿コンテナ（実入貨物）取扱個数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	83 千 TEU	90 千 TEU	98 千 TEU	92 千 TEU	96 千 TEU
実績値	84 千 TEU	87 千 TEU	88 千 TEU	97 千 TEU	105 千 TEU

TEU：20 フィートコンテナを 1 単位とする貨物量単位。

国際海上 VHF 水島海岸局運営負担金、水島港航行管理支援業務負担金は航行安全を担保するための施設の管理運営の負担金であり、定量的な業績指標はない。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

5. EV 化対応等新技術・新製品開発促進事業

(1) 概要

市内の中小企業者又は中小企業者の団体が、次世代自動車関連分野等に関する新技術及び新製品の研究開発に係る事業を行う場合に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域経済を支える中小企業者の競争力強化を図り、もって地域経済の振興に寄与することを目的とした制度である。

補助対象事業、補助対象事業者等は以下のとおりである。

補助対象事業	次世代自動車関連分野に関する新技術及び新製品の研究開発	自動車関連分野から異分野へ新たに進出するための新技術及び新製品の研究開発
対象事業者	倉敷市内中小企業者・中小企業者の団体	自動車関連事業を営んでいる倉敷市内中小企業者・中小企業者の団体
補助率	5 分の 4	
限度額	250 万円	

対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、共同研究費、市場動向調査費（謝金・旅費・委託費）	
備考	①外注費、技術指導受入費及び共同研究費（以下「外注費等」という。）の各対象経費の上限額は、全補助対象経費の2分の1以内とする。 ②外注費等の対象経費の合計額は、全補助対象経費の3分の2以内とする。 ③市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の3分の1以内とする。	①外注費等の各対象経費の上限額は、全補助対象経費の2分の1以内とする。 ②外注費等の対象経費の合計額は、全補助対象経費の3分の2以内とする。 ③市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の3分の1以内とする。

自動車関連分野から異分野へ新たに進出するための新技術及び新製品の研究開発については、自動車関連分野の技術を持つ下請け事業者が、自動車メーカーのEV化対応により受注が減少する等の影響を防ぐため、保有する技術を活用した他分野への後押しをすることを目的とした、自動車関連分野の事業者に対する優遇措置である。自動車関連分野以外の事業者が同様に異分野へ進出する場合は、がんばる中小企業応援事業（63頁）を活用することになる。

（2）実績

EV化対応等新技術・新製品開発促進事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
EV化対応 等新技術・ 新製品開発 促進事業					—

平成 30 年度は事業開始年度であり、広報に努め関心を示す事業者もあったが、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響もあり、実績はゼロとなった。なお、令和元年度において、昨年度の事業者のヒアリング等も踏まえ、要件等の見直しを行っている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6. 創業者支援融資事業

(1) 概要

市の商工業の振興を図るため、市内において独立して新たに開業しようとする者等が、創造的な自立企業として成長するために必要な資金の融資及び保証料補給並びに利子補助を行い、事業活動の活発化を促進するとともに、健全な育成発展に資することを目的とした制度である。

なお、倉敷市中小企業融資制度として、小口資金、小口零細企業資金、特別小口資金、企業安定資金、創業等支援資金、創業サポート特別資金が存在するが、本監査においては、「働く場を創るまち倉敷」の事業に記載されている、創業等支援資金、創業サポート特別資金を監査対象とした。

創業等支援資金	
対象	下記「融資の申込要件」を全て満たし、かつ、次のいずれかに該当すること。ただし、下記「創業等支援資金の特例」を受ける場合には、一部条件が変更となる。 ①事業を営んでいない個人が、1 か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること。 ②事業を営んでいない個人が 2 か月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること。 ③会社が、既存事業を継続しつつ新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること ④事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業

	開始以後 5 年を経過していないこと ⑤事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後 5 年を経過していないこと ⑥会社が、既存事業を継続しつつ新たに市内に設立した会社であって、その設立日以後 5 年を経過していないこと。
資金使途	運転資金・設備資金
融資額	1,000 万円以内（注 1）（「創業等支援資金の特例」の場合は 1,500 万円）
融資利率 （変動金利）	年 1.65%
信用保証率	年 0.7%（注 2）
貸付期間	1 年を超え 10 年以内
連帯保証人	信用保証協会の定めによる
担保	不要

注 1：創業等関連保証の限度額以内となる。対象①②については、自己資金額が融資限度額となる。

注 2：要件に該当する場合は、下記「保証料の補給制度」がある。

創業サポート特別資金	
対象	下記「融資の申込要件」を全て満たし、かつ、認定特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、次のいずれかに該当すること。 ①事業を営んでいない個人が、6 か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること ②事業を営んでいない個人が、6 か月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること ③事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後 1 年を経過していないこと。 ④事業を営んでいない個人により新たに市内で設立された会社であって、その設立以後 1 年を経過していないこと。

資金使途	運転資金・設備資金
融資額	350 万円以内（注 1）
融資利率 （変動金利）	年 0.3%
信用保証率	年 0.7%（注 2）
貸付期間	1 年を超え 7 年以内
連帯保証人	信用保証協会の定めによる
担保	不要

注 1：創業関連保証限度額以内となる。

注 2：要件に該当する場合は、下記「保証料の補給」がある。

融資の申込要件
・中小企業者、小規模企業者であること ・市税を完納していること ・市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所（事務所）を有する法人であること ・市内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること（創業等支援資金①②④⑤⑥、創業サポート特別資金を除く） ・暴力団又は暴力団員等でないこと。暴力団又は暴力団員等の統制下でないこと。暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。 ・信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ・信用保証協会の求償権に対して、弁済義務を有していないこと。 ・営業許可、登録等が必要な業種は許可等を受けていること。 ・銀行取引停止処分を現に受けていないこと ・その他、融資の資格要件に該当すること

創業等支援資金の特例
くらしき創業サポーターセンターが実施する起業塾や窓口相談事業などの、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについて、市町村長が発行する証明書がある場合は、創業等支援資金の特例を受けられる。 ・創業等支援資金の①の1か月、②の2か月が6か月に期間延長となる。 ・融資上限額が1,500万円まで拡大となる。 ・上記「創業者等支援資金」の注1の自己資金についての規定が適用されなくなり、自己資金の有無にかかわらず、融資の申込が可能となる。

保証料の補給制度	
中小企業者が創業時の資金を利用した場合	補給対象要件 ・創業等支援資金・創業サポート特別資金を新たに利用したもの ・信用保証協会の保証付き融資の既借入分を新規借入れ分で決済する条件がない融資であること。
小規模企業者が少額の資金を利用した場合	補給対象要件 ・300万円以内の小口・小口零細企業・特別小口資金を新たに利用したもの ・信用保証協会の保証付き融資の既借入分を新規借入れ分で決済する条件がない融資であること。

(2) 実績

創業者支援融資事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保証料補給金※1	361 (651)	173 (612)	261 (562)	1,116 (334)	933 (2,357)
利子補助金※2					150 (925)

損失補償金 ※3	149 ※4 (20,897)	0 ※4 (19,023)	43 ※4 (27,736)	0 ※4 (20,411)	0 ※4 (20,411)
創業者支援 融資事業合 計	510 ※4 (21,548)	173 ※4 (19,635)	305 ※4 (28,298)	1,116 ※4 (20,745)	1,083 ※4 (23,693)

() は予算

※1：信用保証協会が事業者に請求する保証料を市が事業者に補給する補給金

※2：補助要綱に定める利子補助金基準利率と本補助金の融資利率の差額を金融機関に交付する補助金

※3：信用保証協会が返済を行えなくなった事業者の代わりに金融機関に返済を行った場合に、当該金額の約1割を信用保証協会に支払う補償金

※4：他の融資制度（小口資金、小口零細企業資金、特別小口資金、企業安定資金）に係る金額を含む予算数値である。

年度別新規融資件数・金額

年度	予定件数	実績件数	融資金額
平成26年度	15件（創業者支援資金）	5件	26,700,000円
平成27年度	15件（創業者支援資金）	4件	12,000,000円
平成28年度	15件（創業者支援資金）	10件	36,000,000円
平成29年度	7件（創業者支援資金）	17件	37,650,000円
平成30年度	20件（創業者支援資金）	23件	59,100,000円
	30件（創業サポート特別資金）	16件	45,500,000円

上記予定件数は予算要求時のものであり、平成26年度から平成28年度については過去の5年間実績の最大値、平成29年度は過去5年間の平均値、平成30年度は前年の実績を勘案し、平成30年度から開始した創業サポート特別資金分の増加30件を見込んでいる。創業サポート特別資金が30件の利用見込みに対して16件と低調であるが、制度開始後間もないためである。

なお、融資については、利用件数、融資金額の予測が特に難しく、余裕をもった予算要求を行っており、上記予定件数は参考値である。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

7. くらしき「個性と魅力」発信事業

(1) 概要

大都市圏の大規模商業施設等で、事業者と一緒に、市内各地域のくらしき地域資源（特産品・老舗・魅どころ）を、歴史やストーリー性をもって、マスコミやインターネット等を活用しながら市内外へ情報発信する事業である。

平成 30 年度においては、具体的には以下の事業・フェア、イベント等を行った。

イベント名等	開催日時	開催場所	内容
倉敷アーツ&フェア ブリカ展	平成 30 年 10 月 10 日～16 日	岩田屋本店新館 6 階ステージ＃6	倉敷市特産品の展 示・販売、倉敷小町 による倉敷市の PR
ご当地！自慢の“一 品”フェア in 日 本橋	平成 30 年 11 月 21 日～22 日	日本橋プラザビル 南広場	ブース形式での、倉 敷市特産品の展示・ 販売
がんばろう！倉敷・ 真備 復興応援フ ェア	平成 31 年 3 月 13 日	大手町プレイス 1 階西ゲート南、地下 1 階サンクンガー デン	倉敷市特産品の物 産展、商談会、ステ ージイベント(倉敷 小町 PR ステージ 等)
倉敷 春 日々の 暮らし展	平成 31 年 3 月 27 日～4 月 1 日	松坂屋名古屋店 南館 1 階 オルガ ン広場	倉敷市特産品の展 示・販売、倉敷小町 による倉敷市の PR

(2) 実績

くらしき「個性と魅力」発信事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
くらしき 「個性と魅力」発信事業	3,299	4,059	3,035	2,734	2,265

施策の主な成果は以下のとおりである。

イベント名	主な成果
倉敷アーツ&ファブリカ展	参加事業者数：19 事業者 売上高：4,290,411 円
ご当地！自慢の“一品”フェア in 日本橋	来場者：5,500 人 売上高：84,440 円（倉敷ブース売上）
がんばろう！倉敷・真備 復興応援フェア	参加事業者：17 事業者 来場者 1,630 人
倉敷 春 日々の暮らし展	参加事業者：27 事業者 売上高：10,657,136 円 来場者 6,300 人

本事業は、市の PR、情報発信が主たる目的であることから、定量的な目標値等は定めていない。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

8. 高梁川流域企業連携型研究開発事業

(1) 概要

市の中小企業者等と高梁川流域圏の中小企業者等が連携し、新技術または新製品に係る研究開発等を行う場合に必要とする経費の一部を予算の範囲内で補助し、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、圏域全体の経済成長に寄与することを目的とする制度である。

補助対象者は以下のとおりである。

(ア) 市内の中小企業者

がんばる中小企業応援事業参照（63 頁）

(イ) 市内の中小企業者の団体

がんばる中小企業応援事業参照（63 頁）

(ウ) 高梁川流域圏の中小企業者

中小企業法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ①高梁川流域圏のいずれか一の市又は町内に住所及び事業所を有する個人事業主
- ②高梁川流域圏内に主たる事業所（本社）を有する会社

(エ) 高梁川流域圏の中小企業者の団体

構成員の 2 分の 1 以上が高梁川流域圏内の中小企業者である次の団体

- ①事業協同組合
- ②商工組合
- ③企業組合又は協業組合
- ④地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体であって、規約等から倉敷市長が適当と認める団体

①研究開発事業

補助対象事業	本市の中小企業者等及び高梁川流域圏の中小企業者等が連携して行う新技術及び新製品の研究開発
--------	--

対象事業者	本市の中小企業者等及び高梁川流域圏の中小企業者等
補助率	3 分の 2
限度額	250 万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、共同研究費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）
備考	①外注費、技術指導受入費及び共同研究費（以下「外注費等」という。）の各対象経費の上限額は、全補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。 ②外注費等の対象経費の合計額は、全補助対象経費の 3 分の 2 以内とする。 ③市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

②商品開発事業

補助対象事業	本市の中小企業者等又は高梁川流域圏の中小企業者等が連携して行う地域資源を活用した新商品の商品開発
対象事業者	本市の中小企業者等及び高梁川流域圏の中小企業者等
補助率	3 分の 2
限度額	50 万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）
備考	①この表において「地域資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 （1）本市若しくは高梁川流域圏の特産品として認識されている、又は将来認識されることが期待される農林水産物又は鉱工業品 （2）前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術 ②市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

(2) 実績

高梁川流域企業連携型研究開発事業の過去5年間の予算と実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高梁川流域 企業連携型 研究開発事業 (研究開発事業)			1,460 (5,000)	— (5,000)	— (5,000)
高梁川流域 企業連携型 研究開発事業 (商品開発事業)			2,255 (5,000)	976 (5,000)	930 (5,000)
合計 (高梁川流域企業連携型研究開発事業)			3,715 (10,000)	976 (10,000)	930 (10,000)

() は予算

高梁川流域企業連携型研究開発事業の予算件数と実績件数は以下のとおりである。

(単位：件数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高梁川流域 企業連携型 研究開発事業 (研究開発事業)			1 (2)	— (2)	— (2)

高梁川流域 企業連携型 研究開発事 業（商品開 発事業）			5 (12)	2 (12)	2 (12)
合計 （高梁川流 域企業連携 型研究開発 事業）			6 (14)	2 (14)	2 (14)

() は予算件数

本事業と同様の事業として、がんばる中小企業応援事業における研究開発事業（63頁参照）がある。本事業をがんばる中小企業応援事業の研究開発事業と別に設けている理由は、高梁川流域事業として、市内の事業者のみならず、高梁川流域圏の6市3町の事業者も補助対象とし、圏域の地域と連携した取り組みとし、経済成長を行うためである。

(3) 指摘事項及び意見

がんばる中小企業応援事業における研究開発事業については、予算を僅かに下回る程度での利用実績があるが、高梁川流域企業連携型研究開発事業、高梁川流域企業連携型商品開発事業ともに、予算に対する利用実績が少ない。特に高梁川流域企業連携型研究開発事業については、企業が連名で申請し研究開発活動を行う必要があり、他社に自社のスキル等が流出することを懸念し、本制度利用が低調となる要因である。

<意見 32 制度の見直しについて>

利用実績が少ない要因を分析し、本事業の対象事業者、補助対象事業、既存商品品質向上等に関する研究開発を対象に加える等の要件等の内容の見直し、本制度の廃止、がんばる中小企業応援事業における研究開発事業への移管等を検討すべきである。

9. 高梁川流域経済成長戦略推進事業

(1) 概要

高梁川流域圏域における事業の経済波及効果分析などを行い、圏域の経済成長に向けた戦略や実施事業について協議する制度である。具体的には地域経済波及効果の分析、経済成長戦略セミナー開催などの委託を行う。

平成 30 年度においては、以下のセミナー、会議等を行った。

会議、セミナー名等	開催日時	内容
高梁川流域経済成長戦略会議等の開催	平成 30 年 6 月 22 日 平成 30 年 10 月 29 日	高梁川流域圏域内の産学官民により構成した経済成長戦略会議
生産性向上特別措置法に係る説明会の開催	平成 30 年 7 月 26 日	先端設備等導入計画の概要と策定についての説明会
経済波及効果分析報告会	平成 30 年 10 月 29 日	高梁川流域倉敷三斎市に係る成果報告会を開催
高梁川流域経済成長戦略セミナー	平成 30 年 7 月豪雨災害により中止	岡崎まちゼミの会代表、まちゼミ実施商店主等によるセミナー開催

(2) 実績

高梁川流域経済成長戦略推進事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域経済成長戦略推進事業	10,982	10,687	9,207	7,436	1,172

平成 30 年度は平成 30 年 7 月豪雨災害により、高梁川流域経済成長戦略セミナーが中止となり、実績が小さくなった。

会議、セミナー名等	成果指標	
	目標値	実績値
高梁川流域経済成長戦略 会議等の開催	出席者数 80 名	出席者数 80 名
生産性向上特別措置法に 係る説明会の開催	出席者数 100 名	出席者数：32 団体 45 名
経済波及効果分析報告会	出席者数 80 名	出席者数 80 名

生産性向上特別措置法に係る説明会の開催は平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により、出席者数が低調となった。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

10. 高梁川流域「産地連携」推進事業

(1) 概要

高梁川流域圏内での産地連携による産業活性化を目的として、圏域にある繊維産地の交流・連携促進事業を実施する事業である。平成 28 年度は倉敷市・井原市共同のデニムブランドのシンポジウムを行い、平成 29 年度は平成 28 年度のシンポジウムを経て、倉敷市・井原市共同のデニムブランド展示販売会を行った。

平成 30 年度は、繊維関連の産地内事業者と他業種分野を含むメーカーやデザイナー等との商談事業を予定していたが、平成 30 年 7 月豪雨災害のため中止となった。

(2) 実績

高梁川流域「産地連携」推進事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 「産地連携」推進事業			2,537	5,545	0

くらしき地域資源活性化事業においても、商談会等を行う事業を実施しているが、本事業は井原市など高梁川流域圏内の複数の産地が連携して取り組む事業であり、市単独の予算ではなく、国の連携中枢都市圏構想にかかる事業として国から普通交付金を受けた予算として事業を実施していることから、くらしき地域資源活性化事業とは別の事業としている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

11. 高梁川流域ジュニアジーンズソムリエ事業

(1) 概要

若年層の繊維産業への興味・関心を育てることで、将来の繊維産業における人材確保につなげることを目的として、資格認定制度「ジーンズソムリエ」事業のテキストを小学生向けにアレンジし、配布及び出前講座を実施する。

平成 30 年度においては、小学 3 年生を基本学年とし、市内の小学校 17 校、井原市内の小学校 5 校合わせて 915 名の児童に対して、出前講座を行った。

(2) 実績

高梁川流域ジュニアジーンズソムリエ事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 ジュニアジ ーンズソム リエ事業			741	1, 889	2, 089

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

12. 高梁川流域次世代経営者塾事業

(1) 概要

高梁川流域圏域の経営者の経営能力向上、資産価値増加を目的として、事業承継、後継者育成、第二創業についての知識・スキルを習得するセミナー及び後援会を開催する事業である。平成 30 年度においては、以下の講演会等を行った。

①高梁川流域次世代経営塾

日時	主な内容
平成 30 年 10 月 26 日	講義：次世代経営者に必要な心構えとは 講演：「美容師から製造業社長への転身！事業承継の大切さ」 演習：経営ビジョン・事業ドメイン策定
平成 30 年 11 月 9 日	講義：事業承継・相続にかかる税務 演習：事業承継・相続にかかる法務 演習：会社を円滑に経営するための株主構成
平成 30 年 11 月 22 日	講義：「倉敷から世界へ！2 代目社長の描く未来」 講義：既存事業を踏まえた新規事業展開について 演習：引出しアップトレーニング、新規事業計画の策定①
平成 30 年 12 月 7 日	講義：承継フェーズにおける人事制度づくり 講義：新規事業計画の策定② 演習：人材採用・育成計画の策定
平成 30 年 12 月 21 日	「ビジネスプラン発表会」

②高梁川流域事業承継講演会

講演会テーマ	プログラム
経験者は語る経験者 だからわかる 事業 承継の秘訣 ～聞き たかったあれこれ教	第 1 部 『繋ぐこと 繋ぎたいこと』 第 2 部 『事業継続は地域継続 地域のために事業を継続しよう』

えます～	第 3 部 『事業承継成功の秘訣～聞きたかったことあれこれ教えま す～』
------	--

(2) 実績

高梁川流域次世代経営者塾事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 次世代経営 者塾事業		124	1,999	1,999	1,967

高梁川流域次世代経営者塾事業の目標値と実績値（参加人数）

(単位：名)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
次世代経 営塾	30	93	30	91	30	87	30	39
事業承継 講演会	50	55	60	52	50	65	50	29

※平成 28 年度は事業承継講演会の代わりにプレセミナーを倉敷・高梁・井原会場（各 20 名定員）にて実施した。

平成 29 年度以前は目標値に対する実績値は堅調に推移しているが、本事業の委託先を変更した平成 30 年度の実績が、目標値の半数程度となった。要因は講演の内容などにも起因し、必ずしも委託先に起因するとは言えないが、市は令和元年度より、委託先を変更した。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

13. 高梁川流域未来人材育成事業

(1) 概要

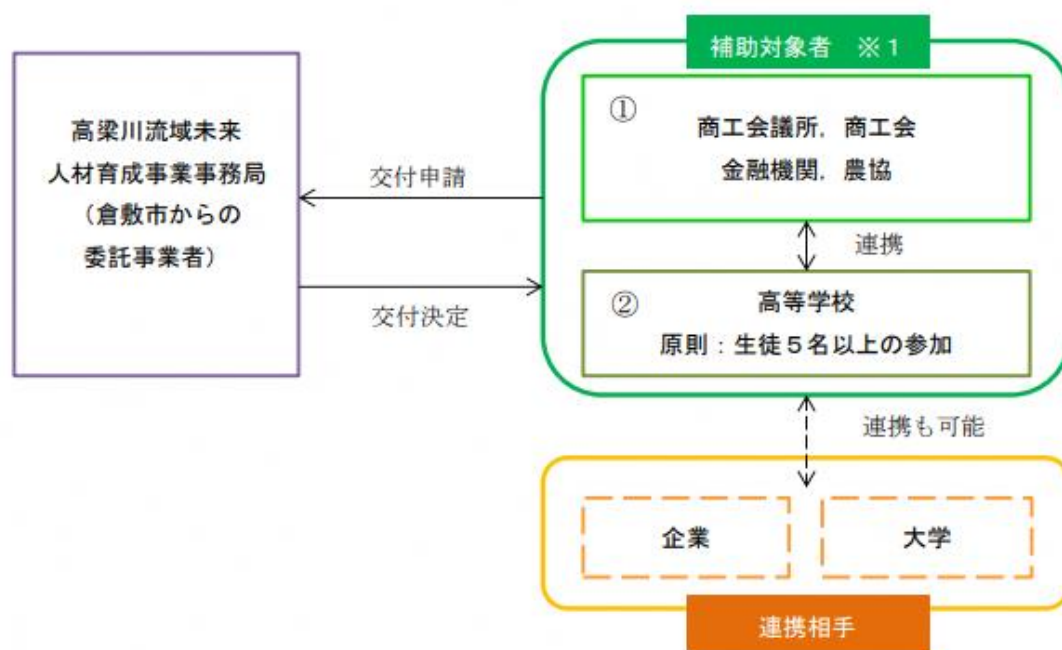
高梁川流域圏 7 市 3 町における産業人材の育成、確保を目的として、高梁川流域圏内の商工団体、金融機関、農協と高梁川流域圏内の高等学校が連携し、地域経済活動等にかかわるアクティブラーニングやキャリア教育に対する事業に、補助金を交付する事業である。

各事業の PR、高等学校と企業・商工団体のマッチング、計画へのアドバイス等が必要であることから、市は、委託事業として、事業者と委託契約を締結し、当該委託業者から補助金を、企業・商工団体、高等学校に交付する。

I 事業目的

高梁川流域圏 7 市 3 町（新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市、倉敷市。以下「流域圏」という。）における産業人材の育成、確保を目的として、流域圏内の商工団体、金融機関、農業協同組合等と、流域圏内の高等学校が連携し、地域経済活動等にかかわるアクティブラーニングやキャリア教育に資する事業を支援する。

II 支援スキーム



（出所：「2019 年度高梁川流域未来人材育成事業募集要領」）

交付対象事業

以下の条件を全て満たす事業であること
①流域圏の高等学校が、流域圏の商工団体等と連携して行う、地域経済活動に係わるアクティブラーニングやキャリア教育に資する事業
②参加高等学校の生徒が5名以上参加する事業
③2020年1月25日に倉敷市立美術館にて開催する事業成果発表会に参加する事業 (対象事業例)
・商店街の現状調査など、調査研究事業
・地域資源を活用した地元企業の商品開発支援

補助対象経費は、以下の経費のうち、交付決定日以後に発生する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているもの。

経費科目	経費となる対象範囲、留意事項
報償費	専門家の講義に対する謝金、連携企業の事業見学対応やレクチャーに対する謝金等
旅費	講師等の専門家を招聘した場合の旅費、事業に参加している先生、生徒、職員の旅費
消耗品費	事務用品、書籍、3万円以下の消耗品（事業終了後も使用可能なものや、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という）での使用が特定できないものは原則対象外）
食糧費	会議に要するお茶代（事業成果発表会当日に学生が食べる昼食代以外の食事代、菓子代は対象外）
印刷製本費	印刷物等を制作するための経費
通信運搬費	切手代、メール便、宅急便等の経費
使用料及び賃借料	会議室使用料、機器、機材等の借料
備品購入費	3万円以上の備品を購入する経費（原則はレンタル・リースで対応し、使用料及び賃借料として申請）
その他の経費	上記に掲げる経費以外で、事業実施上、特に必要と認める経費

補助金額

事業内容	補助上限額（税込）
校外でのフィールドワークあり	20 万円
校外でのフィールドワークなし	15 万円

平成 30 年度の交付決定状況は以下のとおりである。

高校名	支援機関	事業名称	事業概要
倉敷工業 高等学校	児島商工 会議所	地域とつながるこ ろ～織りなすものが たり～	倉敷で飼育された羊の毛を活用し、児 島の染色会社からレクチャーを受け て染色、製糸、製織を行い、ひざ掛け を作成し、地域のお年寄りに贈呈す る。
金光学園 高等学校	玉島信用 金庫	インバウンドを目的 とした観光事業	郷土の魅力を知るための事前学習と して自治体や企業へのフィールドワ ークを行い、外国人観光向けの観光プ ランを作成し、各種ビジネスプランコン テストに応募する。
倉敷古城 池高等学 校	倉敷商工 会議所	主体的に学び、社会 に貢献する生徒の育 成のための「地域資 源活用プログラム」 の開発	水島コンビナート企業 9 社に聞き取 りを行い、コンビナートクルーズ用の パンフレットを作成する。コンビナート のない頃も含めたコンビナート史 を企業 OB や地元住民に聞きとり冊子 にまとめる。
倉敷商業 高等学校	児島商工 会議所	「一輪の綿花から始 まる倉敷物語」スタ ディ・ツアー	日本遺産に認定された倉敷市の繊維 産業の歴史を大原本邸、地元繊維企業 を訪れるスタディ・ツアーを通して学 習し、レポートにまとめて校内発表会 を行う。
宇治高等 学校	高梁商工 会議所	高校生キャリア実践 講座（宇治地域の特 産品であるもち麦を	地元団体や地元農家の協力のもと、も ち麦を活用した焼き菓子などの商品 開発を行い、地元のイベントで販売す

		使用した商品開発・販売)	ることでマーケティングを行う。
玉島高等学校	玉島信用金庫	高校生による商品開発事業	外部講師のコンサルタントを受けながら、マーケティングを学習して商品開発を行い、地元のイベントで販売することでマーケティングを行う。
興譲館高等学校	笠岡信用組合	高校生による地域の観光資源開発とコンテスト応募のアクティブラーニング	笠岡諸島の飛鳥の耕作放棄地を花畑に再生することで、飛鳥の新たな観光資源を創生する。笠岡信用組合のアドバイスを受けながら、活動内容をもとにビジネスプランを作成し、各種コンテストに応募する。
玉島商業高等学校	玉島信用金庫	フェアトレードによるキャリア人材育成事業	フェアトレード商品の事業としての可能性を研究するため、地元朝市や本校文化祭でフェアトレード商品の販売、周知活動を行い、地元のフェアトレードショップで研修を受ける。
倉敷高等学校	水島信用金庫	食用「いぐさ」「藍」を使用した創作菓子の商品開発事業 創作菓子「彩の里花みづき」とのコラボ	地元企業の協力を受けながら、地元特産を使用したスイーツの商品開発を倉敷芸術科学大学と連携しながら行う。
倉敷翔南高等学校	児島商工会議所	「せんいのまち児島」ものづくり事業	児島の繊維産業の歴史を学習し、児島のアパレル会社からレクチャーを受けてデニム製品のものづくり体験を行う。

(2) 実績

高梁川流域未来人材育成事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 未来人材育 成事業				1,730	2,763

(3) 指摘事項及び意見

事業の成果については、報道機関への事前取材依頼を行ったオープン参加型の発表会や、市のホームページで高梁川流域圏成長戦略ビジョンの中の具体的な取組みとして、公表を行っているが、市のホームページにおける公表の内容は以下のとおりである。

事業名	未来人材育成事業				関係市町名	
事業概要	高校と商工団体（商工会議所・商工会等）・金融機関・大学等が連携して実施する各種ビジネスプランコンテストへの参加やインターンシップ等地域経済活動等にかかわるアクティブラーニングやキャリア教育を支援する。				全市町	
成果	圏域内の高校生がビジネスの考え方や技能を身に付け、地域産業への関心を高めることにより、地域産業に貢献する人材育成の輩出が期待できる。					
関係市町の役割分担		倉敷市が中心となって実施し、必要に応じて関係市町の協力を得る。				
事業費 (千円)	H27 —	H28 —	H29 2,500	H30 3,500	H31 3,500	計 9,500
国県補助事業等の名称・補助率等		該当なし				
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方		原則として、倉敷市が負担する。				

実際には、平成 30 年度は上記 10 事業に対して補助金を交付しており、公表内容としては乏しい状況である。

<意見 33 公表内容の充実について>

事業を実施した学校名、支援機関、事業の内容、成果等を、ホームページ等にて公表し、本事業の透明性を高めるべきである。

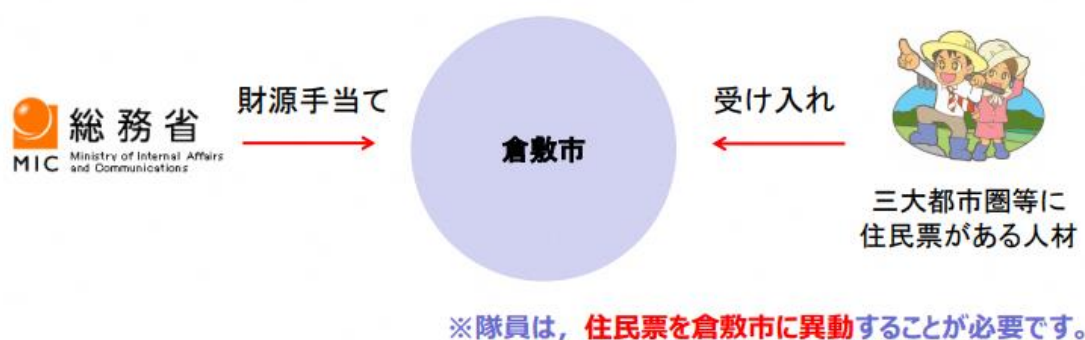
14. 高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業

(1) 概要

将来の人口減少が予想される市において、市外の人材を市に招致し、その定住を図るとともに、高梁川流域連携中枢都市圏への移住及び圏域内外の交流を促進することにより、地域を活性化するため、倉敷市地域おこし協力隊を設置する。

協力隊は上記目的を達成するため、圏域の観光振興に関する活動、圏域の農林水産業及び商工業の振興に関する活動、圏域への移住及び定住の促進に関する活動を行う。

地方自治体が三大都市圏等の都市圏から人材を受け入れ、地域おこし協力隊として地域協力活動を委嘱した場合、受け入れにかかる費用を国が財源手当てする制度です。



(出所：倉敷市ホームページ)

また、地域協力活動の実施は、市が民間の受入支援団体に委託し、当該民間支援団体のもとで、協力隊員は地域協力活動を行う。

本事業は、複数の課が行っている事業であるが、市の「平成 30 年の当初予算（案）の概要ダイジェスト版」の「働く場を創るまち倉敷」に区分されている、商工課・観光課の当該事業を監査の対象とした。

(2) 実績

高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域 地域おこし 協力隊活動 推進事業 (商工課)			6,080	7,984	10,490
高梁川流域 地域おこし 協力隊活動 推進事業 (観光課)			9,268	32,000	8,578

商工課は平成 28 年度から本事業を実施しており、平成 30 年度までにおいて、5 名程度の募集を行い応募人数は 6 名、採用人数は 5 名である。商工課が採用した隊員の状況は以下のとおりである。

性別	年代	転出地	委嘱 年月日	任期 終了 予定日	勤務 場所	主な 活動 地域	主な活動内容	※平成 31 年 3 月 31 日の状況
男	30 代	東京都	平成 28 年 9 月	平成 31 年 3 月 31 日	玉島商工 会議所	倉敷市玉 島地区	備中玉島みなと朝市運 営業務、商店街活性化業 務など	平成 30 年 3 月 31 日 辞任
男	30 代	東京都	平成 28 年 10 月	平成 31 年 3 月 31 日	児島商工 会議所	倉敷市児 島地区	倉敷市児島地区の繊維 産業の活性化や、産業観 光の推進など	平成 30 年 3 月 31 日 辞任
男	50 代	東京都	平成 30 年 7 月	令和 3 年 3 月	倉敷市フ ァッション	倉敷市児 島地区	産地の持つ技術や魅力 の PR、繊維産業におけ	任期中

			3 日	31 日	ン セ ン タ ー		る人材育成など	
女	30 代	愛知県	平成 30 年 9 月 25 日	令 和 3 年 3 月 31 日	NP0 法人ま ちづくり ネ ッ ト ワ ーク	倉敷市玉 島地区	備中玉島みなと朝市運 營業務、商店街活性化業 務など	平成 31 年 5 月 31 日 辞任
男	20 代	東京都	平成 30 年 10 月 1 日	令 和 3 年 3 月 31 日	児 島 商 工 会議所	倉敷市児 島地区	倉敷市児島地区の繊維 産業の活性化や、産業観 光の推進など	任期中

観光課は平成 28 年度から本事業を実施しており、平成 30 年度までにおいて、8 名程度の募集を行い応募人数は 26 名、採用人数は 5 名である。観光課が採用した隊員の状況は以下のとおりである。なお、観光課は平成 30 年度末をもって本事業を廃止した。

性別	年代	転出地	委嘱 年月日	任期 終了 予定日	勤務 場所	主な 活動 地域	主な活動内容	※平成 31 年 3 月 31 日の状況
女	20 代	埼玉県	平成 28 年 8 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	(株)有鄰	倉敷市	観光振興に関する活動	倉敷市に 定住
女	40 代	愛知県	平成 28 年 10 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	(株)有鄰	倉敷市	観光振興に関する活動	平成 30 年 1 月 31 日 に辞任
女	40 代	東京都	平成 28 年 11 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	(株)エフエム くらしき	倉敷市	観光振興に関する活動	平成 29 年 8 月 31 日 に辞任
男	20 代	京都府	平成 29 年 2 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	(株)有鄰	倉敷市	観光振興に関する活動	倉敷市に 定住
女	30 代	東京都	平成 29	平成 31	(公財)倉敷	倉敷市	観光振興に関する活動	平成 30 年

			年 6 月 12 日	年 3 月 31 日	観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー			6 月 15 日 に 辞 任
--	--	--	---------------	---------------	-----------------------------------	--	--	-------------------

※本制度の任期は各年度末（3 月 31 日）までであり、任期終了後、年度単位で更新を行うため、3 月 31 日以外に辞任した場合が、途中で辞任したことになる。

本制度の目的は、都市地域から過疎地域に住民票を移し、一定期間地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等を行うとともに、その地域への定住・定着を図るものである。平成 31 年 3 月 31 日時点での、商工課、観光課における隊員の市の定住・定着状況は以下のとおりである。

市へ定住	任期中	任期終了後 市外へ定住	任期途中で辞任	合計 (総人数)
2	2	2	4	10

(3) 指摘事項及び意見

総務省ホームページに掲載されている「地域おこし協力隊の概要」によれば、平成 29 年 3 月末調査時点で、任期終了後約 6 割が当該地域へ定住している。一方市は、総人数が 10 名と母集団が少ないため、参考ではあるが、平成 31 年 3 月 31 日時点においては、市の定住率は、任期中の 2 名が定着したとしても、定住率は 10 名中 4 名の 4 割であり、6 割に満たない状況である。定住率が低い要因の一つに、地域協力活動が隊員の想定していたものと異なる点があったことがあげられる。

本制度は地方財政措置として、隊員 1 名あたり上限 400 万円が特別交付税として国から市に交付されるものであり、積極的な活用が求められる。

<意見 34 隊員の市の定住について>

本制度の目的は隊員の定住のみではないが、途中辞任した隊員の辞任理由を分析し、例えば応募者・市・受入支援団体が事前に 3 者面談し、3 者共通の認識のもと受入れるなど、定住率の増加を図るべきである。

15. ぐらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業

(1) 概要

ぐらしきフォーラムは、障がいのある方の就労等への理解を深めるために、シンポジウム、障がい者によるステージ、支援機器や手話等の体験コーナーを備えるイベントである。同時に、AB-1 コンテストとして、高梁川流域圏域の障がい者福祉施設（就労継続支援 A 型・B 型事業所など）によるグルメコンテストを実施している。

(2) 実績

ぐらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぐらしきフォーラム withAB-1 コンテスト開催事業	1,914	1,268	1,648	1,744	22

平成 26 年度はぐらしきフォーラム開催事業であった。

平成 30 年度は、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響のため、当事業は中止となった。発生した費用は、準備段階で支出した費用のみである。

高梁川流域圏成長戦略ビジョンにおいて、AB-1 コンテストのグルメコンテストへの来場者数についての業績評価指標を設けている。もって、障がい者就労施設で働く障がい者の就労意欲向上や工賃アップ、一般住民への障がい者に対する理解促進を図るものである。目標値及び現状値は以下のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	現状値累計
来場者数 目標	平成 27 年度～令和元年度（5 カ年）累計 8,000 人				
来場者数 実績	1,436	1,499	1,820	(中止)	4,755

平成 30 年度は平成 30 年 7 月豪雨災害のため中止となったものの、平成 29 年度まで年々着実に来場者数を増やしていた。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

16. 就労継続事業所経営支援事業

(1) 概要

就労継続支援 A 型事業所の経営改善に向けた支援を行う事業である。

A 型事業所の経営者、幹部職員などに対して、経営の知識、ノウハウなどを身に付けてもらうことを目的に、経営の基礎を学ぶ経営支援塾（週 1 回を連続して 5 回のセミナー）を開催した。

セミナーの内容は、マーケティング、財務・会計の基礎、人材育成、事業計画の作成方法、先進的な A 型事業所の体験談など、実際に A 型事業所の経営に役立つ実践的な内容とした。

(2) 実績

就労継続事業所経営支援事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就労継続事業所経営支援 事業					1,468

市は平成 30 年度において、一般社団法人岡山県中小企業診断士会との間で経営支援塾運営にかかる業務委託契約を締結した。

市内就労継続支援 A 型事業所に関しては、「事業収入－必要経費≧利用者賃金」を達成できていないという『指定基準違反』のため、経営改善計画書の提出を義務づけられている事業所が、多数を占める状況にある。

このことから、事業所の経営者並びに幹部職員が、事業所の経営状況を把握し、長期的見通しを立てて、法人の経営方針を毎月検討するなどの経営努力を継続し、最重要課題である売上増加を図っていく必要があると、市として課題を認識し本事業に取り組んでいる。

平成 30 年度の経営支援塾は以下のとおり 5 回シリーズでの開催となった。

回	日時	内容	参加者数
1	10 月 11 日	A 型事業所の現状と課題 先進事例の紹介	21 名
2	10 月 18 日	事業経営に求められる財務・会計の基本	19 名
3	10 月 25 日	人材育成・採用のツボ教えます	16 名
4	11 月 1 日	売れる！マーケティング	16 名
5	11 月 8 日	知っておきたい経営改善計画作成のポイントと実践	14 名

第 2 回目、第 3 回目、第 4 回目の終了後には個別相談会を実施し、一般社団法人岡山県中小企業診断士会及び NPO 法人就労継続支援 A 型事業所協議会の役員が相談員となり、各相談者の課題対応を行った。

事業所の指定権限を持つ市は、事業所の健全な経営を促進するため、指定基準違反の事業所に対して経営支援塾への参加を強く推奨した。その結果、平成 30 年度時点で指定基準違反の事業所のうち、平成 30 年度の経営支援塾へ一度も参加できなかった事業所は 1 事業所のみであった。

令和元年度以降においても、指定基準違反の事業所に引き続き参加を強く推奨し、平成 30 年度の内容を発展させた形で継続し、開催時間を夜間とするなどの工夫により参加を促進することとしている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

17. 保健医療団体支援事業

(1) 概要

保健医療団体支援事業は市内にある医療関連諸団体に対して補助金を支給することによりそれらの団体の活動を支援する事業である。

保健医療団体支援事業として、以下の補助金の支給を行っている。

A) 看護師養成機関補助金

① 倉敷看護専門学校 3 年課程補助金、2 年課程補助金

② 倉敷看護専門学校奨学金貸付事業補助金

③ 児島看護高等専修学校補助金

④ 児島看護高等専修学校奨学金貸付事業補助金

B) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金

C) くすのき会補助金

D) ともしび会補助金

E) 歯科医療協力補助金

F) 倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金

(2) 実績

保健医療団体支援事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
倉敷看護専門学校 (3年課程補助金)	16,828	16,828	16,828	15,252	15,513
倉敷看護専門学校 (2年課程補助金)	7,563	7,563	7,563	7,563	7,563
倉敷看護専門学校奨学金貸付事業 補助金	9,960	9,510	9,960	9,640	9,120
児島看護高等専修学校補助金	4,973	4,973	4,973	4,973	4,973
児島看護高等専修学校奨学金貸付 事業補助金					1,080
岡山県訪問看護ステーション連絡 協議会補助金	70	70	70	70	70
くすのき会補助金	192	192	192	192	192
ともしび会補助金	20	20	20	20	20
歯科医療協力補助金	600	600	600	600	600
倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金	80	80	80	80	80
合計	40,286	39,836	40,286	38,390	39,211

A) 看護師養成機関補助金

市と倉敷市連合医師会が出資した公益財団法人倉敷市保健医療センターが運営している倉敷看護専門学校及び一般社団法人児島医師会が運営している児島看護高等専修学校に対して、看護師が不足する社会情勢における地域住民の健康の保持増進、福祉向上への寄与を目的として補助金を支給している。両校に対して、運営費を補助することを目的とする補助金及び両校が行う奨学金貸付事業に対する補助金を支給しているものである。

奨学貸付金は市内の医療機関等に就職し、継続して3年間勤務し、かつ、市内に3年間居住したときには奨学金の返還にかかる債務を免除している。児島看護高等専修学校奨学金貸付事業補助金は平成30年度に創設されている。

奨学金の貸付金については、当該貸付行為は学校と受給者たる学生の間で行われる。これに必要な金額の同額を市が学校に対して支給している。受給者の返済が遅れた場合には、民法上の一般債権としての遅延利息が生じることとなる。

B) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金

岡山県訪問看護ステーション連絡協議会は、県内に設立されている指定訪問看護ステーションが、その機能を発揮することができるように訪問看護の質の向上を図り、会員相互の研鑽と協力を助長し、もって岡山県における在宅ケアサービスの推進に寄与することを目的として発足した団体である。市は当協議会の公共的性質から運営に対する補助金を支出している。当協議会は市からの補助金のほか、県内他市町からの補助金の受給及び岡山市からの業務の受託により運営されている。

C) くすのき会補助金

くすのき会は医学、歯学の解剖学教育や研究に役立てるための遺体の献体に対する意識の普及を図ることを目的として発足した団体であり、川崎医科大学に事務所を置いて運営されている。市は医学の発展に寄与するため、当会の運営に対する補助金を支給している。

D) ともしび会補助金

ともしび会は医学、歯学の解剖学教育や研究に役立てるための遺体の献体に対する意識の普及を図ることを目的として発足した団体であり、岡山大学に事務所を置いて運営されている。市は医学の発展に寄与するため、当会の運営に対する補助金を支給している。

E) 歯科医療協力補助金

当該補助金は、約 130 名の会員、約 120 の医療機関で構成される倉敷歯科医師会につき、歯科医療体制の円滑な運営及び充実推進に資することを目的とする当歯科医師会の事業に対して補助金を支給しているものである。

F) 倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金

当該補助金は倉敷市鍼灸マッサージ師会に対して、医療行政全般の充実及び各種医療等への協力費として補助金を支給している。当会は学術講習会等を実施し、会員個々の資質の向上を図り、市民の健康福祉増進に努めている。また市内の老人ホームへの治療奉仕活動や各会員施術所における鍼、灸、マッサージの相談事業などを実施している。

(3) 指摘事項及び意見

平成 28 年度において、学校が返還義務者に対して遅延利息を徴収したケースがあったが、市は当該遅延利息を学校から徴収していない。平成 28 年度において、市と学校との間で遅延利息の取り決めに明示がなかったためである。

看護師養成機関補助金（うち、倉敷看護専門学校 3 年課程補助金、2 年課程補助金、児島看護高等専修学校補助金）岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金、くすのき会補助金、ともしび会補助金、倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金については補助金に関する要領が整備されておらず、前年度までの状況を踏襲して、起案書による決裁で交付決定が行われている。

近年のくすのき会の繰越金残高は、平成 28 年度 163 万円、平成 29 年度 209 万円、平成 30 年度 295 万円となっており、その規模を考慮しても余力のある水準で推移していることから、市が運営費補助金を支給する必要性は乏しい。

<指摘事項 14 奨学金貸付金の遅延利息について>

奨学金の貸付を行う学校と、貸付の相当額を補助する市との間において、返還義務者が返還を遅延した事による遅延利息が発生した場合の取り扱いを明確にすべきである。

<指摘事項 15 補助金要領の整備について>

看護師養成機関補助金のうち、倉敷看護専門学校 3 年課程補助金、2 年課程補助金、児島看護高等専修学校補助金、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金、くすのき会補助金、ともしび会補助金、倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金について、補助金要領等を整備し、補助金交付の目的、要件等を明確にすべきである。

<意見 35 くすのき会への補助金について>

くすのき会は十分な繰越金があるため、運営費補助金ではなく、用途を指定した事業費補助金とする等、補助金交付条件の見直しを行うべきである。

18. ふるさと就職促進事業

(1) 概要

当事業において、倉敷地域就職フェアを開催している。これは、倉敷地域への就職希望者を対象として、倉敷地域の求人情報を提供するとともに、企業との面接の場を設定し、求人・求職の具体的条件について相互に認識を深めることにより、円滑なふるさと就職の促進を図るものである。

(2) 実績

ふるさと就職促進事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふるさと就職促進事業	823	823	823	823	823

倉敷地域就職フェアの参加求人業者数・参加求職者数は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
求人事業者数（社）	32	44	46	41	37
求職者数（人）	72	199	69	45	34

当事業は業務委託契約に基づいて、倉敷中央雇用開発協会に事業を委託している。倉敷中央雇用開発協会は市とハローワークが顧問となり、ハローワーク倉敷中央管内の任意の事業所で構成されており、270 を超える会員が活動している組織である。当事業は、当協会会員に求人事業者としての参加を依頼している。

近年、参加求職者数が低迷している。これは、当事業が民間事業者による就職フェア等に対する補完的機会として、就職・採用のための機会を提供するものと位置づけて事業を実施していたことで、近年において失業率が低下している経済・雇用環境においては参加者を集めにくい状況にあることが大きく影響している。また、参加者数が低迷していることで、採用機会としての魅力が低下していることから参加事業者数も低迷している状況にある。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

19. 高梁川流域働き方改革啓発事業

(1) 概要

高梁川流域圏域の企業に対し、「労働生産性の向上」「高齢者の就業促進」などの働き方改革を啓発するための研修を行う。高齢者や障がい者、長期療養中の方などが安心して働ける環境は新卒者にとっても安心できる企業環境であること、また社員の定着率の高い企業は結果として労働生産性も高くなることを啓発し、働き方改革を推進することで、企業の人材採用及び就職困難者の雇用拡大につなげていくものである。

(2) 実績

高梁川流域働き方改革啓発事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高梁川流域働き方改革啓 発事業					69

当事業は平成30年度から開始した事業である。平成30年度は、以下のとおり3回のセミナーを実施している。

	第1回	第2回	第3回
日程	H30年8月28日	H30年10月30日	H31年1月29日
テーマ	1) 働き方関連法が目 指すものとは 2) 働き方改革が人と 会社を成長させ た！	1) 治療と仕事の両立 支援に取り組むメ リットと留意点 2) 中小企業でも直ぐ にできる生産性向 上の仕組みづくり	1) 中小企業が取り組 む障がい者雇用 2) メンタルヘルスに 取り組んで魅力的 な職場づくり
参加者	11社12名	8社10名	6社6名

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

20. ぼっけーうめえ農林水産品事業

(1) 概要

高梁川の恵みにより、四季を通じて、豊かで高品質な農水産物が出荷できる強みを活かした販売促進事業等を実施する。

具体的には、吉備サービスエリアにて高梁川流域圏内の4つの農業協同組合の農産品及び畜産品・水産品・加工品の試食・販売、来場者参加型イベント、来場者サンプリング等を行うほか、圏域で開催するイベントでのPRに必要な資材を作成する。

平成 30 年度は、平成 30 年 7 月豪雨災害によりイベントが中止となり、別途高梁川流域圏農業振興に関するプラン作成にかかるデータ収集・分析を行っている。

(2) 実績

ぼっけーうめえ農林水産品事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぼっけーう めえ農林水 産品事業費	—	8,525	10,451	5,122	4,473 (注)

(注) 平成 30 年度の金額には、イベント中止決定日までに発生した資材の作成費用やキャンセル料など 1,982 千円が含まれている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

21. 地域担い手育成総合支援事業

(1) 概要

将来の農業の担い手となるべき農業経営者の育成、確保を図るため、認定農業者制度を活用し、地域における担い手を明確化した上で、各種経営施策を集中的に重点的に実施する必要がある。

このため、市、農業委員会、農業協同組合、生産者等で構成される「倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会」において、地域単位での一体的な担い手対策の推進を図っている。具体的な取り組みとしては、手引書・パンフレット等の作成配布、就農相談会、学童農業体験、農産物 PR 事業などを実施している。

(2) 実績

地域担い手育成総合支援事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域担い手 育成総合支 援事業費	1, 917	1, 906	1, 670	1, 782	1, 056

(3) 指摘事項及び意見

市において魅力とやりがいのある効率的、安定的な農業の実現のためには、その成果物である農産物の品質の高さを広く消費者に発信していく必要があるとし、倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会を通して、農業協同組合の実施する農産物 PR 事業の経費について年間予算 20 万円の補助金を交付している。

<意見 36 農産物 PR 事業の事業間連携について>

市は、農産物の PR 事業として、地域担い手育成総合支援事業とは別に地産地消推進事業やぼっけーうめえ農林水産品事業などを行っている。また倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会の主たる目的は担い手の確保・育成である。したがって、農産物の PR を目的とする事業は事業統合も含めた事業間の連携を図り、市として特産品 PR の計画を定めたうえで、効果的かつ効率的に事業を実施できるよう検討すべきである。

22. 赤ワイン用新ブドウ品種開発事業

(1) 概要

船穂地区にあるふなおワイナリー有限会社（以下「ふなおワイナリー」という。）においては、市の特産品であるマスカット・オブ・アレキサンドリアを原料としたワインの醸造販売を通じて、ブドウの振興等に寄与するとともに売上も順調に伸ばしてきた。しかし、農家の高齢化及び担い手不足等によりマスカットワインの原材料であるマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産量が減少し、原材料の確保が難しく生産量の拡大は見込み難い状況である。したがって、今後早急にマスカット

ワインの生産量の維持とともに、新たな地域資源を活用した主力商品の開発が必要となっている。

このため、地域特産物を活かした育成管理が容易な新品種ブドウを開発し、新たな赤ワインを製造しブランド化を推進するとともに、新ブドウ用のほ場整備を実施し生産量の確保を行うこととしている。これらの事業実施に際して、市及びふなおワイナリー、岡山理科大学が包括的連携・協力協定を締結している。なお、新品種ブドウの開発にあたっては、あくまでマスカットを主体にした新たな地域資源の開発に取り組むこととしとしており、岡山県西部の高梁川流域でのみ自生が確認されているシラガブドウと市の特産であるマスカット・オブ・アレキサンドリアを交配している。

平成 30 年度は、岡山理科大学ワイン発酵科学センターに委託し、種木とマスカットの交配を行い、生産物を分析選定し、種子を採種し選別を行っている。選別した種子を播種、育成した後、台木へ接木し、優良種の固定を行い、新種ブドウを開発するための、交配種の成分分析、台木の準備等を実施している。

なお、ふなおワイナリーは、農産物処理加工施設の管理運営の為に旧船穂町（平成 17 年 8 月に合併）が平成 16 年 7 月に設立した外郭団体である。市が 53.4%を出資し、残りは民間によるものである。



ふなおワイナリー外観



醸造設備



(2) 実績

赤ワイン用新ブドウ品種開発事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
赤ワイン用新ブドウ品種 開発事業費					2,000

(3) 指摘事項及び意見

マスカット・オブ・アレキサンドリアの栽培面積は以下のとおり、減少している。

(単位：ha)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
栽培面積	11.2	10.0	8.4	7.0	6.8	5.7	5.8	4.9

マスカット・オブ・アレキサンドリアの生産量の減少は、農家の高齢化及び担い手不足の他、相対的に栽培の容易なシャインマスカットへの改植によっている。平成 25 年度から 5 年間は、マスカット日本一産地活性化緊急対策事業として、新植 50 万円/10a、改植 30 万円/10a の助成を行ったにもかかわらず、栽培面積の減少に歯止めをかけることは出来なかった。一方で、ふなおワイナリーでマスカットワインの原材料として、マスカット・オブ・アレキサンドリアを使用しているが、その生産量は減少

しており、不足分をふなおワイナリーで生産することにより補っている。

マスカット・オブ・アレキサンドリアを市の特産品として、今後生産量を増やしていくのであれば、ふなおワイナリーによるマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産だけでは不十分であり、民間のぶどう農家で生産をしてもらう必要がある。

そのために現在、栽培が容易な新品種を開発しているところであるが、重要なのは開発後である。マスカット・オブ・アレキサンドリアは栽培に手間がかかるという一般的な認識があり、手間がかからない新品種を開発した後も、生産数量が増加するまで年月がかかることが予想される。

したがって、新品種の栽培の容易性を農家にアピールする必要があること、及び新品種の開発が完了したときにできるだけ早く生産量を増加させる必要があることの 2 点が特に重要である。

<意見 37 新品種の普及促進について>

新品種を普及させる方法として、例えば休耕となったブドウ畑等を元農家から借り上げ、そこに新品種を栽培し生産できる状況にしてから、入札制度等により新規就農希望者や既存のブドウ農家等に当該ほ場を貸し出すなど、様々な方法の検討を行い、新品種の早急な普及促進を図る必要がある。

<意見 38 既存品種の活用について>

新品種は親にあたる品種として、高梁川流域でのみ自生が確認されているシラガブドウを使用していることから、開発が成功した場合に市の特産品として積極的な PR が可能と目されている。しかしながら、新品種が開発成功するか否か、栽培が容易か否か、味や色など醸造された赤ワインが商品化できるか否かといった様々な課題を解決しなければならない。したがって、既の開発された品種のうち、市の気候環境に適したマスカット・オブ・アレキサンドリアをルーツにもつ品種等を用いた赤ワインの商品化事業を新品種開発事業と並行して行うなど、事業リスクを低減する方法を検討すべきである。

<意見 39 マスカット・オブ・アレキサンドリアの普及促進について>

市においてマスカット・オブ・アレキサンドリアを使用したマスカットワインを製造しているのは、外郭団体であるふなおワイナリーのみである。ふなおワイナリーに

よって、マスカット・オブ・アレキサンドリアの栽培が維持されている側面がある。現在、市場ではシャインマスカット等他の品種が主流となっており、手間がかかるマスカット・オブ・アレキサンドリアをワインに使用するため、ふなおワイナリーは自社で原材料を栽培し、さらに農家から買い取っている状況にあるが、数量の確保が困難な状況にある。

このような状況を踏まえると、将来にわたり外郭団体であるふなおワイナリーに依存したマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産や販売を前提とすべきではない。特産品としてのマスカット・オブ・アレキサンドリアを長期的に考えた場合、民間事業者による市場へのマスカット・オブ・アレキサンドリア及びその加工品の流通の増加を促進していく必要がある。

将来的には、ふなおワイナリーを民間に譲渡し、市はバックアップとして特産品の普及促進に努める体制を目指すべきである。

23. 民間保育所保育士宿舎借り上げ支援事業

(1) 概要

保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、市内の保育所を経営する法人による、保育士のための宿舎借り上げを支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図っている。

①補助内容

1戸当たり、月額 40,000 円の 3/4 (30,000 円) を上限に助成。

②対象経費

市内の宿舎を借り上げるための経費のうち、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料等。（敷金は対象外）

③申請者

市内の保育所を経営している法人。

④対象者

市内保育所に新規に採用され、市外出身の常勤保育士

⑤助成期間

同法人に雇用され、雇用開始日が属する会計年度から起算して、5 年目の会計年度末まで。

(2) 実績

民間保育所保育士宿舍借り上げ支援事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用施設数				4	6
人数				5	9
民間保育所保育士宿舍借り上げ支援事業費（千円）				1,368	2,565

(3) 指摘事項及び意見

市では、対象保育士の要件の一つに市外出身者であることを挙げており、交付申請時に履歴書等で確認している。

<意見 40 市外出身者の定義について>

市外出身者について、市の要綱では定義が明確になされていない。市外出身者という文言から複数の解釈がなされる可能性があるため、その定義については明文化すべきである。

<意見 41 対象保育士の要件について>

保育士の環境整備を目的としていることから、市外出身者という要件の必要性や、市内出身者であっても親元の住所からの通勤時間や距離等による要件の採用によって利便性の向上を図ることを検討すべきである。

24. 民間保育所保育体制強化事業

(1) 概要

保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的として、市内の保育所を経営する法人に、保育支援者を雇用する費用を支援することにより、保育士の業務負担を軽減し、就労継続及び離職防止を図る。ここでいう保育支援者とは、保育士資格を有していない者で保育に係る周辺業務を行う者をいう。

①補助内容

1 施設あたり、月額 9 万円を上限

②対象経費

雇用する保育支援者を雇い上げる経費のうち、給料、社会保険料等事業主負担分

③申請者

市内の保育所、幼保連携型認定こども園を経営する法人

④実施要件及び対象者（保育支援者）

・保育支援者の業務内容

保育設備、遊び場所、遊具等の消毒・清掃

給食の配膳・あとかたづけ

寝具の用意・あとかたづけ

その他、保育士の負担軽減に資する業務

- ・保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者の数（保育支援者を含む）と、前年同月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含まない）の数を比較し、保育士・保育士以外それぞれで同数以上となること。

(2) 実績

民間保育所保育体制強化事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用施設数	6	7	14	17	28
人数	8	8	17	27	31
民間保育所保育体制強化 事業費（千円）	4,566	3,984	9,673	12,930	21,927

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

25. 民間保育所保育補助者雇上強化事業

(1) 概要

保育人材の確保を行うことを目的として、市内の保育所を経営する法人に、短時間勤務の保育補助者を雇い上げる費用を支援することにより、保育士の業務負担を軽減し、就労継続及び離職防止を図る。ここでいう保育補助者とは、保育士資格を有していない者で保育士資格取得を目指す者をいう。

①補助内容

1 施設あたり、年額 2,215,000 円を上限に助成

利用定員 121 人以上の場合は、年額 4,430,000 円を上限に助成

②対象経費

保育補助者を雇い上げる経費のうち、給料、社会保険料等事業主負担分

③申請者

市内の保育所を経営する法人

④実施要件及び対象者

- ・ 保育士資格を有していない者
- ・ 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること
- ・ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者、又はこれと同等の知識及び技能を有する者

(2) 実績

民間保育所保育補助者雇上強化事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用施設数					4
人数					5
民間保育所保育補助者雇上強化事業費（千円）					2,778

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

26. 公立保育所等環境整備事業

(1) 概要

保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的として、市が運営する保育所等に、保育支援者を配置することにより、保育士の業務負担を軽減し、就労継続及び離職防止を図る。ここでいう保育支援者とは、保育士資格を有していない者で保育に係る周辺業務を行う者をいう。

(2) 実績

公立保育所等環境整備事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用施設数					7
人数					7
公立保育所等環境整備事業費（千円）					5,093

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

27. 生活困窮者家計相談支援事業

(1) 概要

市は、家計相談支援事業として生活困窮者が生活の再生に向けて、自らの力で家計を管理できるよう支援している。具体的には自立相談支援事業と同様に社会福祉法人めやす箱に委託し、「倉敷市生活自立相談支援センター」が相談・支援を行い、生活困窮者自立相談支援事業と一体的に実施している。

(2) 実績

生活困窮者家計相談支援事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
事業利用決定件数	—	—	—	52	58
生活困窮者家計相談支援 事業費（千円）	—	—	—	2,299	2,299

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

28. 住居確保給付金給付事業

(1) 概要

市は、住居確保給付金給付事業として、離職し、住宅を喪失した者等の就労機会及び住宅の確保のため、就労能力及び就労意欲のある者に対して、住居確保給付金を支給している。なお、支給方法は、家主等への口座振込としている。

①支給対象者

- ・離職又は自営業の廃業等により経済的に困窮し、住宅を失っている又は住宅を失うおそれのあること。
- ・申請日において65歳未満であって、かつ離職又は自営業の廃業等の日から2年以内であること。
- ・離職又は自営業の廃業の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ・申請を行った月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額(※)」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること

※基準額 1人世帯 84,000円 4人世帯 214,000円
2人世帯 130,000円 5人世帯 255,000円
3人世帯 172,000円 6人世帯 297,000円

- ・申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超える場合は100万円とする）以下であること。
- ・公共職業安定所へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ・国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住宅の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

②支給額

月収が基準額以下の場合については、家賃額となる。

【家賃額】 1人世帯 上限 35,000円

2人世帯 上限 42,000円

3人以上世帯 上限 46,000円

ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入額} - \text{基準額})$$

③支給期間

原則3か月（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

(2) 実績

住居確保給付金給付事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
当初申請	決定件数	—	20	20	14	15
	常用就職者数	—	7	10	9	4
延長申請	決定件数	—	9	6	7	7
	常用就職者数	—	1	5	0	1

再延長申請	決定件数	—	2	3	1	3
	常用就職者数	—	0	2	0	0
住居確保給付金給付事業費（千円）		—	2,905	3,175	2,280	2,197

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

29. 生活困窮者等就労準備支援事業

(1) 概要

市は、生活困窮者等の就労及び自立の促進を図るため、就労準備支援事業として、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して安定した就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援を行っている。具体的には、「くらしき就労準備支援センター」を設置し、特定非営利活動法人Oneに委託して実施している。

(2) 実績

生活困窮者等就労準備支援事業の過去5年間の実績は以下のとおりである。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業利用決定人数	—	—	62	39	63
達成人数（※）	—	—	22	5	23
生活困窮者等就労準備支援事業費（千円）	—	—	23,619	23,861	16,477

（※）支援により一般就労に向けた準備が一定程度整ったと判断された者の数

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

30. ホームレス自立支援事業

(1) 概要

市は、生活困窮者の自立の促進を図るため、ホームレス自立支援事業として、住居が無い生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊所及び食事等を提供するとともに、就労の支援その他の自立に関する支援を行っている。

(2) 実績

ホームレス自立支援事業の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業利用決定人数	—	48	48	47	53
ホームレス自立支援事業 費（千円）	—	7,323	7,997	7,363	7,369

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

31. くらしき男女共同参画フォーラム開催事業

(1) 概要

「男女共同参画社会」をめざして、市民とさまざまな問題を考える契機とするため、「くらしき男女共同参画フォーラム」を開催する。

平成 30 年度の実施の概要は以下のとおりである。

①開催日

平成 30 年 10 月 27 日（土）14:00～15:30

②会場

倉敷市芸文館〔ホール〕

③テーマ

S T O P !! 貧困の連鎖 今考えよう ～男女共同参画の視点から～

④実施内容

講演 「男女共同参画から考える貧困と幸福」 講師：古市憲寿

対談 古市憲寿×赤石千衣子

⑤参加予定者数

800 人

⑥参加者実績

	平成 30 年度実績	(参考) 平成 29 年度実績
参加者数 (A)	428	605
うち男性数	79 (18.4%)	156 (25.7%)
うち当日申込者 (B)	21	47
事前申込者数 (C)	629	710
参加率 $((A) - (B)) / (C)$	64.7%	78.5%

(2) 実績

くらしき男女共同参画フォーラム開催事業費の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
くらしき男女共同参画フォーラム開催事業費	—	—	1,615	2,118	1,413

(3) 指摘事項及び意見

参加者実績では、男性の参加率が低い。また、アンケート結果によると 50 歳以上の参加者が約 8 割を占めている。

<意見 42 フォーラムの開催方法について>

男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としていることから、年代や性別に偏りのない参加が求められる。したがって、若い年代や男性にも興味のあるテーマや講師の選定、起業に関するイベント等との合同開催を検討すべきである。

32. 女性活躍推進事業

(1) 概要

女性を始めとした多様な人材が活躍できる事業所での制度づくり・風土づくりを実現するため、参加型のワークショップ形式で「ダイバーシティ推進セミナー」を開催する。なお、平成28年度、平成29年度の2年間は市内事業所における女性活躍推進とワークライフバランス実現への機運を醸成するため聴講形式のセミナーを開催した。

平成30年度の実施の概要は以下のとおりである。

①開催日

平成31年2月7日（木）13:30～16:00

②会場

倉敷市役所本庁舎10階大会議室

③実施内容

グループワーク

演題：「企業の成長の鍵を握る！働き方改革セミナー」

講師：渥美由喜

④参加予定者数

60人

⑤参加者実績

参加者数57人（参加事業所数37事業所）

(2) 実績

女性活躍推進事業費の過去5年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
女性活躍推進事業費	—	—	719	811	592

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

第5章 総括

最後に倉敷みらい創生戦略及び倉敷みらい創生戦略にかかる個別事業それぞれについて、総括意見として、上述した意見を再掲しながら記載する。

1. 倉敷みらい創生戦略

倉敷みらい創生戦略の4つの基本目標の進捗状況は以下のとおりである。

①結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
合計特殊出生率	(H25) 1.61	(H26) 1.63	(H27) 1.60	(H28) 1.64	(H29) 1.63	1.77
出生者数	(H26) 4,536	(H27) 4,419	(H28) 4,423	(H29) 4,305	(H30) 4,110	4,782

②ひとを惹きつけるまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
対三大都市圏との社会増減 (転入者数－転出者数)	(H26) ▲742	(H27) ▲705	(H28) ▲878	(H29) ▲779	(H30) ▲917	±0
【参考】社会増減（総数）	(H26) 316	(H27) 474	(H28) 675	(H29) 509	(H30) ▲84	—

③働く場を創るまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
市民税納税義務者数 (所得割課税者数)	(H26) 172,775	(H27) 175,089	(H28) 177,794	(H29) 180,215	(H30) 182,253	176,230

④安心なくらしを守り、地域をつなぐまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
市の人口	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	
※年度末の数値	483,537	483,547	483,576	482,790	481,844	487,000

現状値からは、今回監査対象とした③働く場を創るまち倉敷を除く3つの基本目標の達成が危ぶまれる状況にある。一方、③働く場を創るまち倉敷については、目標値を現時点で超えており、一定の成果が得られていると認められる。

しかしながら、目標値として所得に着目した市民税納税義務者数のみでは、働き方は多様である以上、「働く場を創るまち」としての実態把握の充分性に欠ける。したがって、次回の倉敷みらい創生戦略については、所得以外の目標数値の設定も必要である。

地方における人口の減少は我が国の現況から、やむを得ないところであるが、当初の目標を下回る見込みとなった段階で、すみやかに新たな戦略の策定・改訂を行わなければならない。この点、新たな戦略の策定・改訂を行うにあたっては、実施してきた事業の効果等の分析及び見直しが必要となるが、市はPDCAサイクルのA（Action）に取り組む体制が不十分であった。A（Action）を明確にするとともに、他市の成功事例等を参考にしつつ、新たな倉敷みらい創生戦略を策定すべきである。

ポイント	対応する指摘事項及び意見
目標数値の設定	（意見2）所得以外の基本目標における数値目標について
倉敷みらい創生戦略の適時改訂	（意見3）倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について
PDCA サイクルの A（Action）の明確化	（指摘事項4）PDCA サイクルの A（Action）の実施について

2. 個別事業

個別の事業としては、制度の周知が不十分、市民や事業者のニーズに合っていないと考えられる制度の整備により、利用が乏しい事業が散見された。利用が乏しい事業については、要因を分析のうえ、周知方法の変更、ニーズに合った内容への変更・緩和、もしくは制度を廃止し当該予算を別の制度に充てるなどの対応が求められる。また、商店街の活性化に関する事業（商業活性化事業）については、利用が乏しい制度が存在するが、商店街の現状・将来からは、当該制度の利用が向上したとしても、その効果は疑問である。商店街を活性化するのであれば、行政と民間が一体となり、時間をかけて、「児島ジーンズストリート」のような、コンセプトを設ける等の抜本的な制度展開を行わなければ、人通りの少ない商店街の将来は厳しいと考える。

特産品の PR 等類似性の高い事業を個別に実施しているケースがあった。類似性の高い事業、課単独では達成が難しい事業等については、部局横断的な取組としてプロジェクトチームを創設し、各事業を統合し、各課が相互に連携しながら一体となり進めていくことも考えられる。

市への利用料の払い込み、債権の回収手段が、納付書を送付するという過去からの方法を踏襲している印象であった。事務面であれば、自動引落の設定が必要であるが、近年国は、現金の取り扱い時間の短縮、キャッシュレス決済に慣れた外国人観光客の需要の取り込みなど、生産性、経済性の観点からキャッシュレス化を推進している。利便性、経済性向上のため、市においてもキャッシュレス化の導入を検討すべきである。

ポイント	対応する指摘事項及び意見
利用が乏しい制度	(意見 13) 利用実績の低調な事業について (意見 30) 商業活性化事業補助金の今後について 等
商店街の活性化	(意見 30) 商業活性化事業補助金の今後について
横断的組織構築	(意見 36) 農産物 PR 事業の事業間連携について (意見 42) フォーラムの開催方法について
債権回収事務	(意見 21) 貸付金の返還方法について (意見 23) 貸会議室の申込方法について 等

倉敷みらい創生戦略は間もなく5年経過し、次の戦略策定の時期にある。本制度は市内において十分浸透しており、倉敷みらい創生戦略全体が5年間でどうであったか、その振り返りを踏まえて今後どうあるべきか、他市の状況等も参考にしながら、10年後20年後の市の将来像へと前進する戦略を策定し、当該戦略・目的が達成されることを期待している。